

令和 3 年度 認証評価

# 東北文教大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

## 目次

|  |            |
|--|------------|
| 自己点検・評価報告書 .....                       | 1          |
| 1. 自己点検・評価の基礎資料 .....                  | 2          |
| 2. 自己点検・評価の組織と活動 .....                 | 11         |
| <b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>         | <b>14</b>  |
| [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....                | 14         |
| [テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....                | 23         |
| [テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....                | 31         |
| <b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>           | <b>43</b>  |
| [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....                 | 43         |
| [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....                 | 74         |
| <b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>           | <b>98</b>  |
| [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....                 | 98         |
| [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....                 | 105        |
| [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] ..... | 109        |
| [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....                 | 112        |
| <b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>       | <b>120</b> |
| [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....          | 120        |
| [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....           | 122        |
| [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....                | 125        |
| <b>【資料】</b>                            |            |
| [様式 9] 提出資料一覧                          |            |
| [様式 10] 備付資料一覧                         |            |
| [様式 11～17] 基礎データ                       |            |

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、東北文教大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 6 月 21 日

理事長

結城 章夫

学長

須賀 一好

ALO

曾根 章友

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## ＜学校法人の沿革＞

|                |   |
|----------------|---|
| 大正 15 (1926) 年 | 山形裁縫女学校（各種学校）を創設  |
| 昭和 8 (1933) 年  | 山形女子職業学校と校名変更<br>看護婦養成科・タイピスト科付設（昭和 17 年に廃止）                                      |
| 昭和 16 (1941) 年 | 財団法人富澤学園設立<br>実業学校令により文部大臣の認可を得て、山形高等女子職業学校と校名変更                                  |
| 昭和 19 (1944) 年 | 山形城北女子商業学校と校名変更   |
| 昭和 21 (1946) 年 | 山形城北高等女学校（旧制高等女学校）と校名変更   |
| 昭和 23 (1948) 年 | 学制改革により山形城北女子高等学校（新制高等学校）と校名変更  |
| 昭和 26 (1951) 年 | 学校法人富澤学園を設立認可   |
| 昭和 41 (1966) 年 | 山形女子短期大学国文科開学   |
| 昭和 42 (1967) 年 | 山形女子短期大学幼児教育科開設<br>山形女子短期大学附属幼稚園を開園   |
| 昭和 62 (1987) 年 | 山形女子短期大学英文科開設   |
| 平成 13 (2001) 年 | 山形女子短期大学を山形短期大学（男女共学）と校名変更<br>山形女子短期大学人間福祉学科開設<br>山形女子短期大学附属幼稚園を山形短期大学附属幼稚園に校名変更  |
| 平成 14 (2002) 年 | 山形城北女子高等学校を山形城北高等学校（男女共学）と校名変更  |
| 平成 17 (2005) 年 | 山形短期大学 国文科・英文科を改組転換し、総合文化学科開設<br>山形短期大学 幼児教育科を子ども学科と名称変更                          |
| 平成 22 (2010) 年 | 東北文教大学 人間科学部 子ども教育学科開設<br>山形短期大学を東北文教大学短期大学部と校名変更<br>山形短期大学附属幼稚園を東北文教大学附属幼稚園と園名変更 |

## ＜短期大学の沿革＞

|                |                                |
|----------------|--------------------------------|
| 昭和 41 (1966) 年 | 山形女子短期大学開学<br>国文科設置 入学定員 100 名 |
| 昭和 42 (1967) 年 | 幼児教育科設置 入学定員 50 名<br>附属幼稚園設置   |

|                |  |
|----------------|--|
| 昭和 50 (1975) 年 | 幼児教育科定員増 100 名   |
| 昭和 62 (1987) 年 | 英文科設置 入学定員 70 名<br>幼児教育科定員増 130 名  |
| 平成 2 (1990) 年  | 国文科定員増 130 名<br>英文科定員増 100 名   |
| 平成 11 (1999) 年 | 留学生別科設置 入学定員 15 名  |
| 平成 13 (2001) 年 | 男女共学化に伴い山形短期大学に校名変更<br>人間福祉学科設置 入学定員 80 名  |
| 平成 15 (2003) 年 | 留学生別科定員増 40 名  |
| 平成 17 (2005) 年 | 国文科と英文科を統合して、総合文化学科設置 入学定員 120 名<br>幼児教育科を子ども学科に名称変更 定員増 180 名   |
| 平成 19 (2007) 年 | 留学生別科 入学定員変更 25 名  |
| 平成 22 (2010) 年 | 東北文教大学 開学<br>人間科学部 子ども教育学科 入学定員 90 名<br>山形短期大学は東北文教大学短期大学部に校名変更<br>子ども学科 入学定員変更 90 名   |
| 平成 25 (2013) 年 | ソウル女子大学と学術交流協定書を締結   |
| 平成 27 (2015) 年 | 東北文教大学短期大学部 入学定員変更<br>総合文化学科入学定員変更 80 名<br>子ども学科入学定員増 100 名  |
| 平成 28 (2016) 年 | 東北文教大学短期大学部開学 50 周年記念事業実施<br>台湾の銘伝大学、徳明財經科技大学、景文科技大学と学術交流協定書を締結<br>きらやか銀行、きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社、山形新聞社、東北公益文科大学、山形歯科専門学校と地域連携などの協定締結                        |
| 平成 29 (2017) 年 | サイバー韓国外国語大学と学術交流協定書を締結<br>国立台湾師範大学国語教学センター、ハワイ州立大学リーワード・コミュニティカレッジと交流覚書を締結<br>伊春職業学院と交流協力に関する覚書を締結   |
| 平成 30 (2018) 年 | 韓国正義女子高等学校、洪州高等学校と学術交流協定書を締結   |
| 令和元 (2019) 年   | 東北文教大学 編入学定員変更<br>人間科学部子ども教育学科 5 名<br>東北文教大学短期大学部 入学定員変更<br>総合文化学科入学定員変更 60 名<br>人間福祉学科入学定員変更 60 名<br>ハワイ州立大学コミュニティーカレッジズと交流覚書を締結<br>上越教育大学との連携・協力に関する協定書を締結 |

|               |  |
|---------------|--|
| 令和 2 (2020) 年 | 宮城教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程との協定を締結  |
| 令和 3 (2021) 年 | 東北文教大学人間科学部<br>人間関係学科設置 入学定員 60 名<br>子ども教育学科 入学定員変更 70 名<br>東北文教大学短期大学部<br>総合文化学科 募集停止<br>人間福祉学科を現代福祉学科に名称変更 |

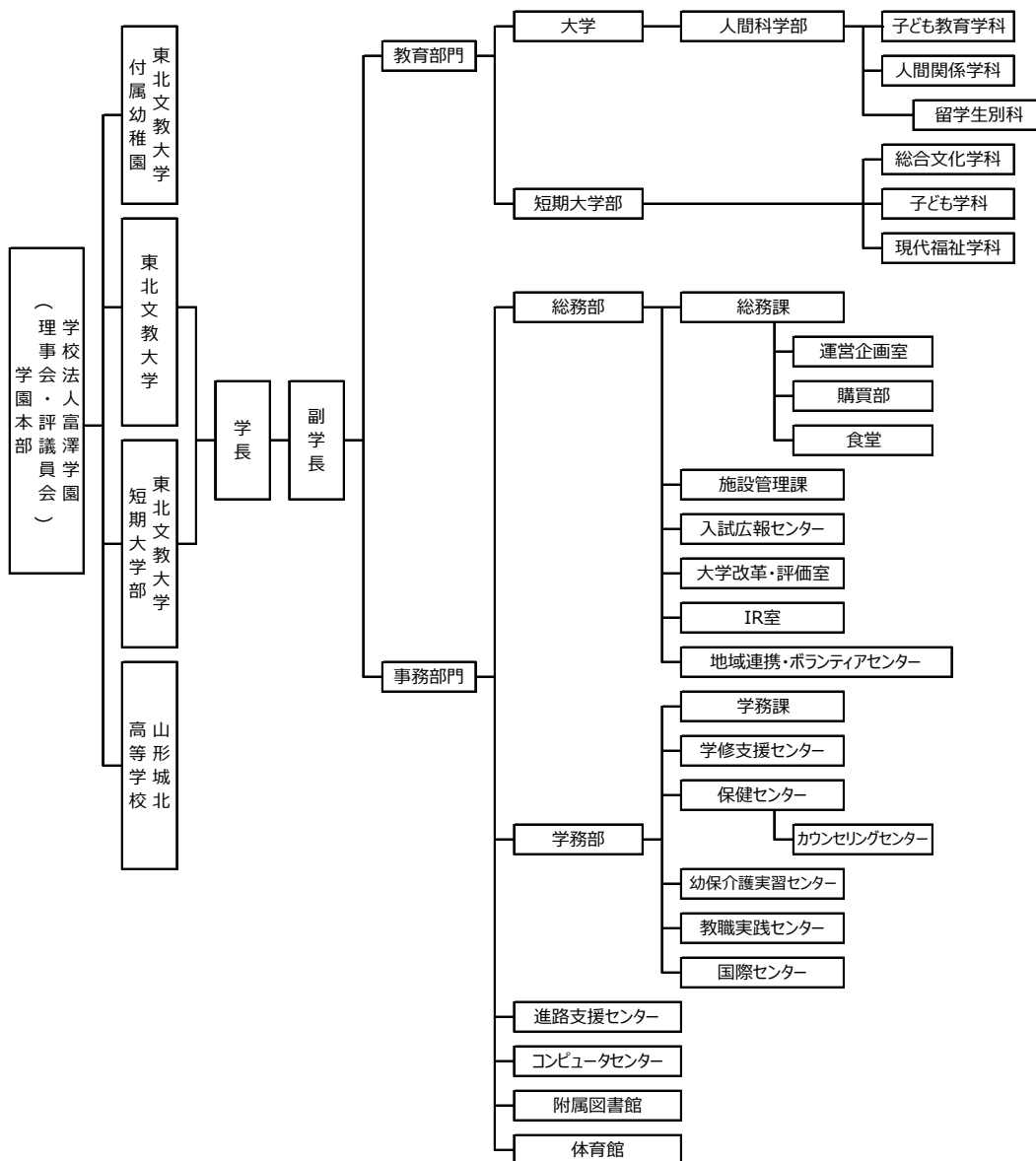
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在

| 教育機関名       | 所在地        | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 |
|-------------|------------|------|------|------|
| 東北文教大学      | 山形市片谷地 515 | 130  | 410  | 414  |
| 東北文教大学短期大学部 | 山形市片谷地 515 | 160  | 380  | 294  |
| 山形城北高等学校    | 山形市肴町 1-13 | 340  | 1180 | 949  |
| 東北文教大学付属幼稚園 | 山形市片谷地 515 | 70   | 210  | 202  |

(3) 学校法人・短期大学の組織図

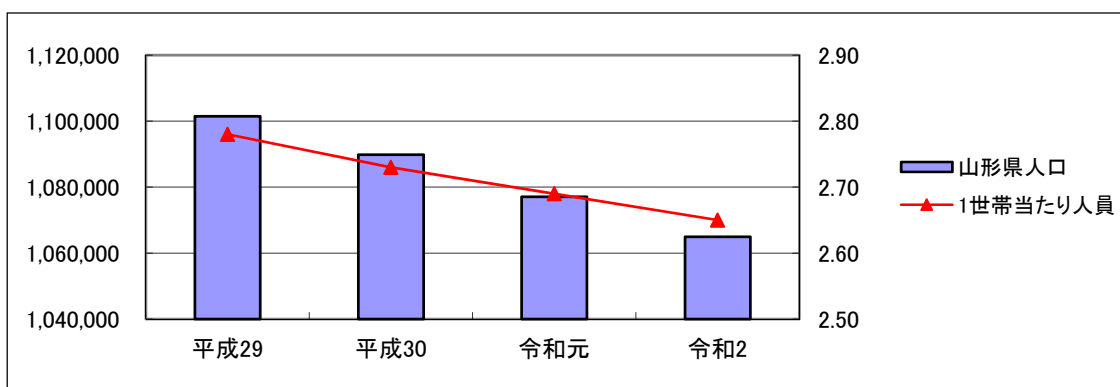
- 組織図
- 令和3(2021)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

令和2(2020)年10月1日現在の総人口は1,064,954人である。自然動態は、平成9(1997)年よりマイナスに転じ、近年は減少傾向が強まっている。さらに、社会動態については、転出超過が続いており、県全体の転出超過数は3,187人となっている。地域別人口では、村山、最上、置賜、庄内いずれの地域でも人口が減少している。世帯数は令和2(2021)年10月1日現在401,847世帯であり、1世帯当たり人員は2.69人となっている。



■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

| 地域        | 平成 28<br>(2016)<br>年度 |           | 平成 29<br>(2017)<br>年度 |           | 平成 30<br>(2018)<br>年度 |           | 令和元<br>(2019)<br>年度 |           | 令和 2<br>(2020)<br>年度 |           |
|-----------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|---------------------|-----------|----------------------|-----------|
|           | 人数<br>(人)             | 割合<br>(%) | 人数<br>(人)             | 割合<br>(%) | 人数<br>(人)             | 割合<br>(%) | 人数<br>(人)           | 割合<br>(%) | 人数<br>(人)            | 割合<br>(%) |
| 山形県       | 399                   | 93.4      | 370                   | 93.2      | 356                   | 93.9      | 364                 | 94.5      | 338                  | 94.2      |
| 宮城県       | 9                     | 2.1       | 9                     | 2.3       | 6                     | 1.6       | 3                   | 0.8       | 5                    | 1.4       |
| 秋田県       | 8                     | 1.9       | 6                     | 1.5       | 5                     | 1.3       | 5                   | 1.3       | 3                    | 0.8       |
| 岩手県       | 2                     | 0.5       | 0                     | 0         | 0                     | 0         | 2                   | 0.5       | 3                    | 0.8       |
| 福島県       | 2                     | 0.5       | 4                     | 1.0       | 3                     | 0.8       | 2                   | 0.5       | 1                    | 0.3       |
| その他<br>国内 | 2                     | 0.5       | 1                     | 0.3       | 7                     | 1.8       | 3                   | 0.8       | 6                    | 1.7       |
| 外国        | 5                     | 1.2       | 2                     | 1.7       | 2                     | 0.5       | 6                   | 1.6       | 3                    | 0.8       |
| 合計        | 427                   | 100       | 397                   | 100       | 379                   | 100       | 385                 | 100       | 359                  | 100       |

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 2 (2020) 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は山形県の県庁所在地である山形市に位置する大学で、四年制大学に併設される短期大学である。山形県は現在、高齢化率の上昇や少子化の進行、若い世



代の県外への人口流出など、将来の地域社会を支える有望な人材の確保が難しくなっており、地域発展を支えるマンパワーの不足という深刻な課題に直面している。

本学は開学以来、職業人として必要な知識・技術を養い、社会人に求められる人間性を兼ね備えた人材の育成を目的に、地域社会に根差した教育を行ってきた。

現在は、社会人としての基礎的能力を活かし、地域に貢献し、自らの人生を自律的に選択し、社会を生き抜いていくことのできる人材育成を目的とする「総合文化学科」、未来の子どものために、豊かな人間性と社会性を兼ね備えた保育・教育における総合的実践力を有する人材の養成を行う「子ども学科」、人権を尊重する基本姿勢と深い人間愛、豊かな人間性を兼ね備えた介護福祉における基礎的な実践力を有する人材の養成を目指す「人間福祉学科」の3学科を有している。これらの学科ではいずれも、地域社会が求める「実践力」を重視した教育を展開し、即戦力の高い人材を多く輩出している。

なお、令和3（2021）年度から総合文化学科を募集停止とし、人間福祉学科を「現代福祉学科」と名称変更した。

#### ■ 地域社会の産業の状況

山形県には、豊かな自然や風土、地域の固有文化に育まれた、農林水産分野（米、りんご、さくらんぼ、ぶどう、もも、西洋なし、牛肉など）や、加工食品分野（ワイン、日本酒など）、地場産業型工業分野（鋳物づくり、打刃物、繊維産業、ミシン産業）など、多岐にわたる産業が存在する。また観光業も盛んであり、世界各国から毎年、多くの観光客が訪れている。これらの産業が山形の経済的な強みの源泉となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

|   |                   |
|---|-------------------|
| (a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)  |                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・各科目は実際に 15 回の授業が実施されているが、シラバスは不統一で、その実施が確認できない。シラバスの充実が課題である。</li> <li>・FD 研修に関して、すでに規程を基に FD 活動を行っているものの、FD 活動の規程そのものを有していないので、規程を整備することが必要である。</li> </ul> | (平成 26 年度第三者評価結果) |
| (b) 対策  |                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバス改善に向けて、FD 研修等にてシラバスの考え方の認識整合、表記の統一化を図っていく。</li> <li>・FD 活動の規程作成を進める。</li> </ul>   |                   |

|  |
|--|
| (c) 成果   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・FDに関しては、「FSD 委員会規程」を設け、審議事項等を定めている。</li> <li>・シラバスについては、教務委員会において検討をしている。また、FD 研修のテーマとし、改善に向けた議論や認識の整合を図っている。</li> </ul> |

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

|              |
|--------------|
| (a) 改善を要する事項 |
| なし           |
| (b) 対策       |
| —            |
| (c) 成果       |
| —            |

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

|  |
|--|
| (a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」） |
| なし   |
| (b) 改善後の状況等                                |
| —  |

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

|          |
|----------|
| (a) 指摘事項 |
| なし       |
| (b) 履行状況 |
| —        |

- (6) 短期大学の情報の公表について  
 ■ 令和3（2021）年5月1日現在

- ① 教育情報の公表について

| No. | 事 項 | 公 表 方 法 等 |
|-----|-----|-----------|
|-----|-----|-----------|

|    |  |                                      |
|----|--|--------------------------------------|
| 1  | 大学の教育研究上の目的に関すること  | ・大学案内<br>・学生便覧<br>・ホームページ            |
| 2  | 卒業認定・学位授与の方針   | ・大学案内<br>・学生便覧<br>・シラバス<br>・ホームページ   |
| 3  | 教育課程編成・実施の方針   | ・大学案内<br>・学生便覧<br>・シラバス<br>・ホームページ   |
| 4  | 入学者受入れの方針  | ・大学案内<br>・学生募集要項<br>・学生便覧<br>・ホームページ |
| 5  | 教育研究上の基本組織に関すること   | ・大学案内<br>・ホームページ                     |
| 6  | 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること  | ・大学案内<br>・ホームページ                     |
| 7  | 入学者の数、収容定員及び在学する学生<br>の数、卒業又は修了した者の数並びに進<br>学者数及び就職者数その他進学及び就職<br>等の状況に関すること | ・大学案内<br>・ホームページ                     |
| 8  | 授業科目、授業の方法及び内容並びに年<br>間の授業の計画に関すること  | ・大学案内<br>・学生便覧<br>・シラバス<br>・ホームページ   |
| 9  | 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了<br>の認定に当たっての基準に関すること                                      | ・シラバス<br>・学生便覧<br>・ホームページ            |
| 10 | 校地、校舎等の施設及び設備その他の学<br>生の教育研究環境に関すること   | ・大学案内<br>・学生便覧<br>・ホームページ            |
| 11 | 授業料、入学料その他の大学が徴収する<br>費用に関すること   | ・大学案内<br>・学生募集要項<br>・学生便覧<br>・ホームページ |
| 12 | 大学が行う学生の修学、進路選択及び心<br>身の健康等に係る支援に関すること                                       | ・大学案内<br>・学生便覧<br>・ホームページ            |

[注] 履修の手引きを「シラバス」と表記する

ホームページの URL は <http://www.t-bunkyo.jp/> である

## ② 学校法人の情報の公表・公開について

| 事 項  | 公 表・公 開 方 法 等 |
|--|---------------|
| 寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借<br>対照表、収支計算書、事業報告書、役員<br>名簿、役員に対する報酬等の支給の基準 | ホームページ        |

[注] ホームページの URL は <http://tomizawa.ac.jp/informaition/> である

## (7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費については、不適切な使用および不正行為がないよう、「文部科学省の『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』に基づく体制整備等にかかる本学の取扱方針」を定め、周知徹底を図っている他、使用にあたっては「東北文教大学科学研究費補助金等の研究費使用に関する事務手続き」を定め、適切な使用に努めている。また、「東北文教大学・東北文教大学短期大学部における研究倫理に関する内規」を制定し、FD・SD 研修会において、研究倫理について研修を行っている。さらに、全教員に日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を義務づけ、修了証書の発行を受けている。このように、研究における不正行為がないよう努めている。

なお、「文部科学省の『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』に基づく体制整備等にかかる本学の取扱方針」は本学のホームページ上で閲覧することができる。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### ■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

#### 1) 自己点検・評価委員会

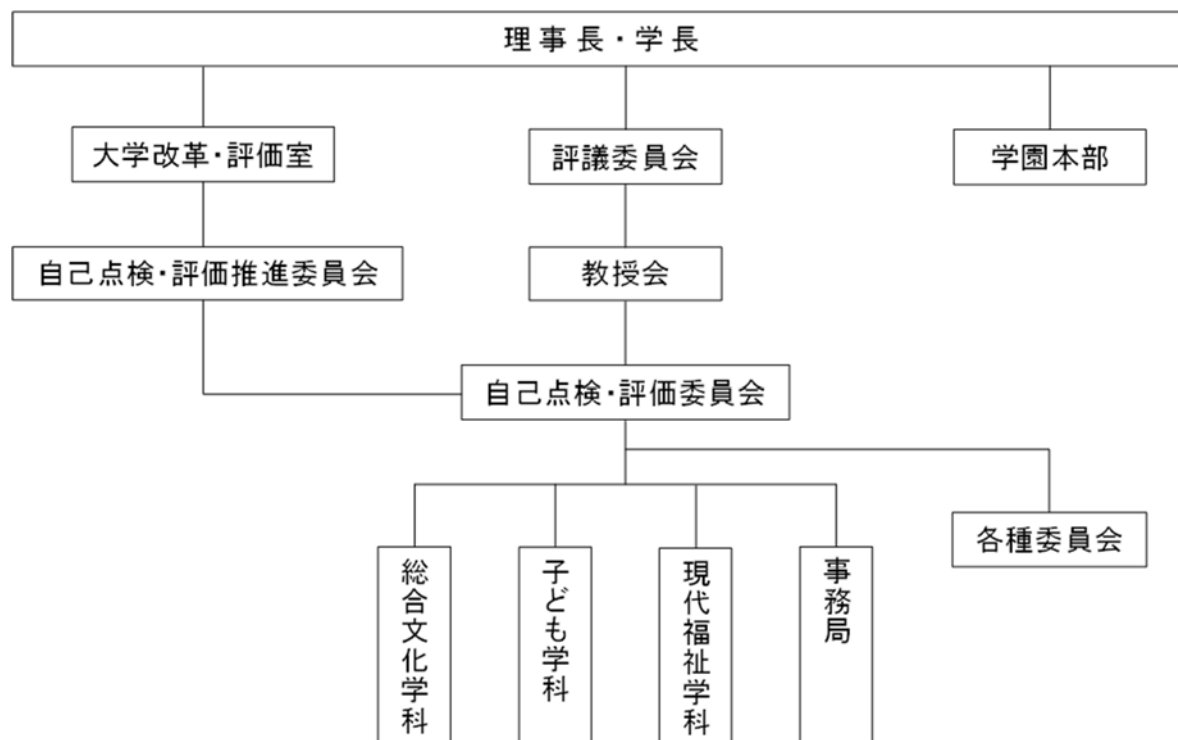
|      |                         |        |
|------|-------------------------|--------|
| 委員長  | 学長                      | 須賀 一好  |
| 副委員長 | 大学副学長・人間科学部長            | 大桃 伸一  |
| 委員   | ALO                     | 曾根 章友  |
| 委員   | IR 室長                   | 永盛 善博  |
| 委員   | 短期大学部長・総合文化学科長          | 佐藤 晃   |
| 委員   | 人間科学部子ども教育学科長・学務部長・評価室長 | 鈴木 隆   |
| 委員   | 人間科学部人間関係学科長            | 花屋 道子  |
| 委員   | 人間科学部子ども教育学科副学科長        | 福田 真一  |
| 委員   | 短期大学部子ども学科長             | 佐東 治   |
| 委員   | 短期大学部人間福祉学科長            | 橋本 美香  |
| 委員   | 短期大学部留学生別科長             | 阿部 いそみ |
| 委員   | 進路支援センター長               | 佐久間美智雄 |
| 委員   | 理事長                     | 結城 章夫  |
| 委員   | 副理事長                    | 鬼武 一夫  |
| 事務局  | 事務長                     | 阿部 敏樹  |
| 事務局  | 事務次長                    | 遠藤 法子  |
| 事務局  | 学務部次長                   | 山本 幾子  |

#### 2) 自己点検・評価推進委員会

|     |                         |       |
|-----|-------------------------|-------|
| 委員長 | 人間科学部子ども教育学科長・学務部長・評価室長 | 鈴木 隆  |
| 委員  | ALO                     | 曾根 章友 |
| 委員  | 人間科学部子ども教育学科副学科長        | 福田 真一 |

|     |                  |        |
|-----|------------------|--------|
| 事務局 | IR室・(兼) 大学改革・評価室 | 本間 はるか |
|-----|------------------|--------|

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成3（1991）年度より大綱化を意識した自己点検・評価について検討し、平成6（1994）年12月に規程を制定、平成7（1995）年度より組織的に活動している。平成19（2007）年度、平成26（2014）年度に短期大学基準協会による第三者評価、平成23（2011）年度には滋賀短期大学との相互評価、その他各種の外部評価も受審している。

自己点検・評価のための学内組織は、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を中心とし、その下に「自己点検・評価作業委員会」を擁し、「大学改革・評価室」が事務局を担っている。

また、自己点検・評価活動を通じて明らかになった課題に対応するワーキング・グループを編成し、その都度、検討を重ねてきた。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

令和2（2020）年度

| 月日    | 活動事項（会議名等）    | 概要  |
|-------|---------------|---|
| 6月26日 | 第1回自己点検・評価委員会 | 認証評価受審予定の確認<br>令和2年度報告書作成担当表について<br>年間スケジュールの確認 |

|        |                |  |
|--------|----------------|--|
| 7月16日  | 拡大自己点検・評価作業委員会 | 令和2年度報告書作成の説明会                                 |
| 7月22日  | 第2回自己点検・評価委員会  | 自己点検・評価に向けた課題について協議                            |
| 8月27日  | 第3回自己点検・評価委員会  | 令和2年度報告書作成の進捗状況の確認                             |
| 9月2日   | 学園本部との打ち合わせ    | 令和2年度報告書作成の打合せ                                 |
| 9月11日  | 第4回自己点検・評価委員会  | 令和2年度報告書作成の進捗状況の確認                             |
| 10月23日 | 第5回自己点検・評価委員会  | 令和3年度短期大学認証評価 評価校の決定報告<br>令和2年度報告書作成の進捗状況の確認   |
| 1月28日  | 拡大自己点検・評価作業委員会 | 令和3年度報告書作成の説明会                                 |
| 1月29日  | 第6回自己点検・評価委員会  | 令和2年度報告書作成の進捗状況の確認                             |
| 2月18日  | 第7回自己点検・評価委員会  | ステークホルダーからの意見聴取会報告書<br>および卒業生アンケート集計結果報告書作成の報告 |
| 3月24日  | 第8回自己点検・評価委員会  | 令和2年度報告書作成の進捗状況の確認<br>令和3年度報告書作成の進捗状況の確認       |

#### 令和3（2021）年度

| 年月日   | 活動事項（会議名等）      | 概要  |
|-------|-----------------|---|
| 4月12日 | 第1回自己点検・評価推進委員会 | 年間スケジュールの確認<br>短期大学基準協会「令和2年度短期大学認証評価を振り返って」(令和3年3月30日通知)の内容確認                              |
| 4月28日 | 第1回自己点検・評価委員会   | 年間スケジュールの確認<br>短期大学基準協会「令和2年度短期大学認証評価を振り返って」(令和3年3月30日通知)の内容確認<br>短期大学認証評価における訪問調査の変更について報告 |
| 5月12日 | 短期大学部長との打合せ     | 短期大学認証評価受審スケジュールの確認<br>令和3年度報告書の進捗状況の確認   |
| 5月28日 | 第2回自己点検・評価推進委員会 | 短期大学部長との打合せ報告<br>短期大学認証評価受審スケジュールの確認<br>令和3年度報告書の進捗状況の確認                                    |
| 5月28日 | 第2回自己点検・評価委員会   | 短期大学認証評価受審スケジュールの確認<br>令和3年度報告書の進捗状況の説明   |

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

## ＜根拠資料＞

## 提出書類

1. 思い出のままに、2. 東北文教大学短期大学部学則、3. 東北文教大学ホームページ「建学の精神」（ホーム≫ 大学紹介≫ 建学の精神「敬・愛・信」<http://www.t-bunkyo.jp/aboutus/philosophy.html>）、4. 令和 2 年度学生便覧—学生生活の手引き（総合文化学科 pp92、子ども学科 pp95、人間福祉学科 pp97）、7. 東北文教大学 大学案内 2020（pp12）、8. 東北文教大学 大学案内 2021（pp8）、18. 学校法人富澤学園第 2 期中長期計画（2020 年度から 2024 年度まで）、19. 令和 2 年度 事業報告書

## 備付資料

1. 学長式辞、2. 教職員の名刺、3. 入学者選抜説明会、4. ステークホルダーからの意見聴取会 実施要項、5. 自己点検・評価の実施要項 6. 自己点検・評価報告シート、7. 教務・事務サポートシステム、8. 令和 2 年度高大連携提供科目、9. 中学生向け保育ワークショップ、10. 人間福祉学科制作布マスクと介護予防体操のご案内、11. 会報民話、12. 協定書綴、13. うづぐすえ、14. 令和 2 年度教員免許状更新講習、15. 令和 2 年度「介護福祉士養成科」訓練実施施設のご案内、16. 『ほいくる！こども王国』実施要綱、17. 訪問活動評価表、18. 地域活動評価表、19. 令和 2 年度地域活動体験協議会構成員名簿、20. 部活動派遣依頼、21. 「地域一体あいさつ運動」の共催依頼、22. 令和 2 年度ステークホルダーからの意見聴取会 実施報告書、

## 備付資料－規程集

52. 東北文教大学短期大学部学則、112. 学科規程

## [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

## ＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

学校法人富澤学園は、大正 15（1926）年に富澤カネが女性の職業的自立を目指して開校した山形裁縫女学校が始まりである。その後、昭和 16（1941）年に山形高等女子



職業学校と校名変更し、建学の精神である「敬・愛・信」を定めた。富澤カネは、学園設立 50 周年を記念し昭和 52 (1977) 年に出版した『思い出のままに』の中で、建学の精神に込めた想いを次のように述べている (提出-1)。

「職業学校といっても技術と教養を身につける、それだけでいいのだろうか…人間として最も大切なことは何か。どんなに時流が変わっても、人間として生きるため、これだけは変わるまいと、つきつめて考えて生まれたのが『敬愛信』である。人を敬し、人を愛し、人を信ずる。またそれは人に敬され、人に愛され、人に信じられる人間になってほしい、という願いがこめられている。」 (富澤カネ著『思い出のままに』 p. 93)

女性の自立を目指した職業教育とそれを支える普遍の道徳律である「敬・愛・信」の建学の精神は、今日まで営々と受け継がれ、富澤学園の全校園に貫かれており、本学の教育理念となっている。

この建学の精神は、学則第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成するとともに、『敬・愛・信』の建学の精神に則り人間性豊かな、真に社会に貢献しうる実践的な人間の育成を目的とする」と示され (提出-2) (備付資料-規程集52)、教育基本法第6条が定める「法律に定める学校は、公の性質を有するもの」であることと、私立学校法第1条の「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」に準拠している。また、建学の精神に則り、各学科の教育目的・目標ならびに三つの方針を定め、教育基本法や私立学校法が定める教育の公共性を担保している。

本学の建学の精神が学内外に広く周知されるよう、さまざまな機会を通じて表明している。学生には、入学時に前述の『思い出のままに』 (提出-1) の冊子を配布し、創業者の建学の精神に込めた想いを伝えている。また、入学式や学位記授与式の学長式辞 (備付-1) おいて建学の精神について言及しており、その原文はホームページ (提出-3) にも掲載し学外にも公表している。入学後に配布される学生便覧 (提出-4) では、学則が掲載されており、第1条 (目的) で建学の精神に則り本学での人材養成が成されることが表明されている (提出-2) (備付資料-規程集52)。この学生便覧 (提出-4) では冒頭ページに下記のように「本学の使命」としても建学の精神を示している。

#### 本学の使命

東北文教大学短期大学部は、教育基本法および学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成するとともに、「敬・愛・信」の建学の精神にのっとり人間性豊かな、真に社会に貢献しうる実践的な人間の育成を目的とする。(出所：学生便覧)

建学の精神は、学生が頻繁に利用する図書館や体育館に、建学の精神を書した「敬・愛・信」の額の形で掲示されており、日常的にも目にしている。

学科レベルでは、各学科の教育目的で建学の精神を挙げており、学科の目指すべき

人材養成の理念が明確に示されている（備付資料-規程集112）。これに基づき、各学科のオリエンテーションで、建学の精神を踏まえた人材養成について学科長講話がなされ、教務委員が行う教務ガイダンスでは、建学の精神が教育目的・目標ならびに三つの方針を通じて育まれていく人材像として説明している。これは、各セメスターの冒頭のオリエンテーションでも必ず実施しており、その際には、当学期までの学習成果と照らし合わせて建学の精神を確認している。

以上のことから、本学学生は、十分に建学の精神について認識している。

ステークホルダーなどの学外者には、大学案内（提出-7、8）やホームページ（提出-3）、教職員の名刺（備付-2）に掲載している他、オープンキャンパスに参加した高校生や保護者には直接建学の精神を表明し、解説している。高等学校の進路担当者には、毎年開催している高等学校教員対象入学者選抜説明会（備付-3）でも直接的に周知している。なお、令和2（2020）年度には、「ステークホルダーからの意見聴取会」を開催し（備付-4）、出席者に建学の精神について周知を図るなど、ステークホルダーから理解を得るための取組みが確立している。

短期大学の設立50周年を記念して、昭和52年に出版された創設者の著作『思い出のままに』（提出-1）の改訂版を、毎年、新任教職員および新入学生に配布している他、上述したように建学の精神に触れる機会は多々あり、学内における建学の精神の共有化は十分になされている。

自己点検・評価委員会より、各部署における自己点検・評価を前期・後期に実施するよう促している（備付-5）。その際、必須項目として建学の精神と教育目的・目標ならびに三つの方針に関する点検を位置づけている。自己点検・評価の結果については、自己点検・評価報告シート（備付-6）の提出と自己点検・評価委員会での報告で確認しており、併せて本学の「教務・事務サポートシステム」（備付-7）に報告シートを載せ、全学的にも取り組み状況を共有している。また、学園の中長期計画（提出-18）や富澤学園の事業報告書（提出-19）の中でも、建学の精神は第一に示されており、時代や社会の変化の中にあって建学の精神が社会のニーズと結び付いているのか点検する機会となっている。したがって、全学的に建学の精神への意識は高まってきており、すべての教育研究活動が建学の精神によって成されるものとの認識の下、あらゆる業務が展開され、点検・確認が行われている。

#### [区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準 I -A-2 の現状>

大学案内で示しているとおり、「地域と Link」のキャッチフレーズの下、全学的に

社会や地域とのつながりを大切に、各学科や各種センターが有するそれぞれの特長を活かした地域・社会貢献を行っている。令和2(2020)年度に実施した取り組みは以下のとおりである。

| 主 催        | 事 業               | 事 業 種     | 実施月 | 概 要  |
|------------|-------------------|-----------|-----|--|
| 入試広報センター   | 高大連携<br>(正課授業の提供) | 正課授業の開放   | 通年  | 協定校(山形県内4校)に本学の正課授業を提供。令和2年度は14科目の提供を計画したが、中止(備付-8)                      |
|            | 高大連携<br>(介護セミナー)  | 公開講座      | …   | 例年、高校2~3年生を対象に、介護技術の体験を主とするキャリアセミナーを開催。令和2年度は中止。                         |
|            | 出張講座              | その他       | 通年  | 高校生を対象に出前授業形式で実施。令和2年度は1講座を実施。   |
| 子ども学科      | 中学生向け保育ワークショップ    | 公開講座      | 3月  | 保育人材確保のためのキャリアセミナー。令和2年度は中止。(備付-9)                                       |
| 人間福祉学科     | ぶんきょうサロン          | 公開講座/生涯学習 | …   | 「社会福祉実践演習」に係る在宅高齢者との交流のために実施。令和2年度は中止。代わりに手作りマスクと介護予防体操をDVD化し、配付。(備付-10) |
| 民話研究センター   | 民話研究センター公開講座      | 公開講座/生涯学習 | …   | 例年9月に実施。令和2年度は中止。年1回「会報民話」を発行。令和2年度の発送件数は582件。(備付-11)                    |
| 幼児教育研究センター | 保育実践研究会           | 公開講座      | …   | 大学と保育現場の連携による今日的保育・教育の課題解決のためのセミナー。令和2年度は中止。                             |
| 福祉研究センター   | 福祉研究センター研修会       | 公開講座      | …   | 地域住民、県・市社協、福祉施設関係者を対象にした研修会。毎年、開催。                                       |

|  |  |  |  |           |
|--|--|--|--|-----------|
|  |  |  |  | 令和2年度は中止。 |
|--|--|--|--|-----------|

上記に挙げた取り組み以外にも、地元地域の自治体や企業、教育機関および文化団体などと協定を締結して行っている事業も年々増えてきている。本学が協定を締結している各種機関・団体は下記のとおりである（備付-12）。

| 種 別         |       | 機関・団体名                            | 概要  |
|-------------|-------|-----------------------------------|---|
| 地方公共団体      |       | 山形市                               | 人間福祉学科主催の「地域活動体験協議会」で状況を共有。                                   |
|             |       | 上山市                               |   |
|             |       | 西川町                               | 平成24年4月に「連携に関する協定書」を締結し、文化・教育・学術等の分野で交流を促進。                   |
| 地域福祉団体・組織など |       | 山形市社会福祉協議会                        | 人間福祉学科主催の「地域活動体験協議会」で活動成果を共有。「在宅高齢者訪問活動」のフィールドとして活用。          |
|             |       | 上山市社会福祉協議会                        |   |
|             |       | 南山形／本沢／蔵王／山元地区社会福祉協議会             |   |
|             |       | 南山形／本沢／蔵王／山元地区民生委員児童委員協議会         |   |
|             |       | 南山形／本沢／蔵王／山元地区振興協議会               |   |
|             |       | 特定非営利活動法人みんなの居場所「さんさんくらぶ」         |   |
| 企業          | 金融・一般 | きらやか銀行<br>きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社 | 平成29年に連携協定を締結。地域産業の振興や文化の発展のためにセミナーを開催。                       |
|             | 報道    | 山形新聞社                             | 平成29年6月に「相互連携協力に関する協定」を締結。地域（地方）創生の推進を目的。                     |
| 教育機関        | 広域連携  | 大学コンソーシアムやまがた「愛称：ゆうキャンパス」         | 地域社会への貢献のために、山形県内の高等教育機関と山形県との相互交流の推進を図る連合組織。例年、単位互換の授業科目を提供。 |
|             |       | FDネットワーク“つばさ”                     | 山形大学を中心とした教育改善のための大学間連携組織。SD研修会へ参加。                           |

|       |               |  |   |
|-------|---------------|--|---|
|       |               | 山形県未来創造プラットフォーム  | 平成 30 年度、山形県内の高等教育機関と地方自治体や産業界等が連携して、高等教育の活性化を図ることを目的に発足。   |
|       | 協定校<br>(教育交流) | 山形県立高畠高等学校<br>山形県立天童高等学校<br>山形県立谷地高等学校<br>山形県立置賜農業高等学校 | 正課授業の提供と進路説明会への講師派遣。  |
|       | 大学間連携         | 東北芸術工科大学   | 平成 27 年度に「外国人留学生の受け入れに関する協定」を締結。  |
|       | 交流事業          | 山形歯科専門学校   | 平成 29 年度に「相互交流の推進に向けた連携協定」を締結し、双方の専門性を活かした交流事業を実施。令和 2 年度は中止。   |
| 町内自治会 |               | 南山形地区  | 地域連携・ボランティアセンターが山形県補助事業である「未来に伝える山形の宝事業」の採択を受け、そのフィールドである南山形地区と協働するための連携組織。令和 2 年度は、谷柏田植踊り以外の事業を中止。年間の活動記録として「うづぐすえ」を発行（備付-13）。 |

上記の他にも協定は締結していないものの地域・社会貢献の一環として取り組んでいるものが多数ある。以下にそれらの概要を記す。

○「民話」のラジオ放送

山形県は全国有数の民話文化の地である。総合文化学科の学生を中心に地元のラジオ放送局「エフエム山形」と共同で民話のラジオ番組「みんな de みんな」を制作し放送している（年 12 回、毎月第 2 金曜日 20 時～20 時 30 分放送）。放送をとおして、民話文化を広め、語り継ぐ取り組みを行っている。

○地域福祉活動

地域福祉活動の一環として、山辺町社会福祉協議会との連携による「地域食堂」へのボランティア派遣（年 8 回開催）など、地域の要請に応え教員・学生がボラ

ンティア活動に取り組んできたが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で実施できなかった。

#### ○教員免許状更新講習

幼稚園教諭免許を持つ者の免許更新のため、「教員免許状更新講習」を毎年主催している（備付-14）。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、例年よりも受講者数を制限して実施した。

| 領域     | 開催日          | 受講者数 |
|--------|--------------|------|
| 必修領域   | 令和2年8月30日（日） | 44名  |
| 選択必修領域 | 令和2年9月5日（土）  | 45名  |
| 選択領域   | 令和2年9月6日（日）  | 44名  |
|        | 令和2年9月12日（土） | 39名  |
|        | 令和2年9月13日（日） | 39名  |

なお、山形県私立幼稚園・認定こども園協会が主催する同講習へも本学教員を講師として派遣している。

#### ○山形県離転職者職業訓練事業

再就職を希望する一般離転職者を受け入れ育成する「山形県離転職者職業訓練事業」（備付-15）では、子ども学科3名、人間福祉学科3名の計6名の委託訓練生の入学を受け入れた。

このように、協定の有無にかかわらず、地域・社会貢献に取り組み、成果を上げている。

また、本学は地域・社会貢献を目的に、地域や地域住民との関りを内容とした授業を積極的に開設しているので、それらの授業科目を学科ごとに示す。

#### 【総合文化学科】

総合文化学科では、地域貢献・交流に関する科目に、2年次必修の「基礎演習ⅢC」、卒業単位に必要な選択必修科目群から「民俗調査演習」「社会調査演習」が、卒業研究の準備科目コア科目群からは「言語文化演習」「地域と多文化」がある（提出-11）。

卒業必修であり、上級ビジネス実務士資格の必修科目でもある「基礎演習ⅢC」は、身近な地域社会が抱える課題に対し、ビジネスの視点からグループワークを通じて改善案や企画の提案を目指すものである。

選択必修科目、「民俗調査演習」では年中行事や人生儀礼、身近な言い伝えやおまじないなどの意味を学び、実際に暮らしの中にどのように息づいているかを本学が立地する南山形地区の住民を対象に聞き取り調査を通じて学ぶ。また、「社会調査演習」では、山形市の中心市街地活性化プロジェクトに準ずる街頭アンケート調査を行い、中

心市街地の実態把握と課題解決に向けた活動を行っている。

「言語文化演習」では、音声・言語調査によってことばを定量的に捉えデータ化する方法を実践的に学ぶため、地元南山形地区の方々の協力を得て、同地区における方言を中心とした言語調査を行い、その結果は地元民を招いての報告会実施によりフィードバックしている。さらに、「地域と多文化」では、山形市在住の外国人に直接インタビュー取材を行うなどして、地域で生活する者として外国人が抱く問題を探り、共生の視点から課題解決を目指すという地域貢献に重点を置く授業となっている。

なお、令和 2（2020）年度、「言語文化演習」と「地域と多文化」は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から調査、報告会は実施しなかった。

### 【子ども学科】

子ども学科では、大学祭において幼児を対象としたあそびのワークショップ「ほいくる！こども王国」を学科企画として実施している（備付-16）。1年生が計画から実施、振り返りを行うプログラムで、前期においては進路指導の一環として、原案作成から実施計画までを行い、後期授業「造形の基礎」において実施の準備とワークショップの効果（地域貢献など）や学びの振り返りを行っている。例年、近隣の幼児や小学生を中心に 100 名を超える参加者があり、学生の学びを地域の子どもたちに還元する場となっている。実習とも関連づけ、子どもと関わる初歩の段階としての位置づけになるようカリキュラムとの整合性も図っている。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大学祭が中止になったため実施することができなかった。

### 【人間福祉学科】

基盤教育発展科目の中の 1 年次必修「地域活動実践演習」と 2 年次必修「社会福祉実践演習」に地域貢献・地域交流を取り入れている。（提出-11）。

1 年前期の「地域活動実践演習」は、地域活動（ボランティア活動）を実際に体験し、対人援助の基礎的な態度を養成することを目的としている。

学科として組織的に取り組んでいる 2 年前期の「社会福祉実践演習」は、介護施設に入所していない在宅高齢者や福祉サービス利用者の生活課題を理解し、高齢者や介護に携わる者相互の積極的なコミュニケーション能力を実践的に養うことを目的としている。高齢者宅訪問の事前学習、2 回の高齢者宅訪問、訪問先の在宅高齢者と交流・研修を行う「ぶんきょうサロン」の準備と実践、以上の活動の振り返りで構成されている（備付-17、18）。

高齢者宅訪問と「ぶんきょうサロン」は、本学教員と事務局そして地域の振興協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などからなる「地域活動体験協議会」を組織（備付-19）し実施している。平成 27（2015）年度からは山形市、上山市の参加を得ている。

令和 2（2020）年度は、これまで継続してきた「高齢者訪問活動」および「ぶんきょうサロン」を実施する計画を立てていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これを中止し、かわりに手作りマスクと介護予防体操 DVD、参考資料 3 枚作製し、地域住

民に配布する活動を実施した。(備付-10)

学科の取組み以外では、以下のような地域・社会貢献活動を行っているが、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、活動の自粛やイベントの中止が多く活動が制限された。(備付-20)。

| 団 体         | 活 動 内 容  |
|-------------|--|
| アンサンブル部     | 寒河江市立寒河江小学校ミュージックバンドへの演奏指導                               |
| レクリエーション部   | 特定非営利活動法人みんなの居場所主催「レクリエーションの日」でのレクリエーション指導               |
| 民俗芸能サークル「舞」 | 山形イブニングロータリークラブ主催 ガバナー公式訪問歓迎式典での演舞(谷柏田植踊)披露              |
|             | 山形県農業共済組合主催 山形県 NOSAI 事業推進大会での演舞(谷柏田植踊)披露                |
|             | イオンモール天童「新春伝承芸能フェスティバル～継承する若者たちと、地域社会～」での演舞(谷柏田植踊)披露     |
| 児童文化部       | 山形県立図書館「おはなし会」での人形劇の披露他                                  |
|             | 山形県立図書館リニューアルオープン 1 周年記念「アニバーサリーフェスタ」での「おはなし会スタンプラリー」の開催 |
|             | 山形県立村山特別支援学校「地域とつながる体験・発信事業」でのパネルシアターの実演他                |
|             | 山形県立村山特別支援学校「地域とつながる体験・発信事業」でのパネルシアターの実演他                |

その他、毎年継続して参加しているものには、南山形・本沢地区「地域一体あいさつ運動」があり、本年は、令和 2 (2020) 年 10 月 16 日に学生および教職員有志が参加した(備付-21)。

### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

短期大学の開学以来、建学の精神に込められた創設者の想いを今日まで綿々と受け継ぎ、その時々々の社会情勢を的確に捉え地域社会の要請に対応し発展してきた。令和 2 (2020) 年度、総合文化学科で行ってきた人材養成をより地域社会の養成に應えるため、総合文化学科を大学へ発展的解消するとともに、人間福祉学科が目指す人材の養成をより明確にするため「現代福祉学科」と学科名を変更した。

今後も、社会情勢や地域社会の要請を把握し、建学の精神に基づく教育目的・目標および三つの方針を継続的に見直し、地域社会の要請に資する人材を養成することが課題である。

地域・社会貢献については、これまでと同じように、地域社会のニーズに対応し、大学の有する知的・人的資源および物的資源を供給するとともに、より積極的にこれらの資源を開放し、さらに解答のない複雑化している社会の課題に対し、大学からの供



給や開放だけでなく、地域社会と協働で解決するような仕組みの構築が課題である。

### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

建学の精神を共有するため、創設者の著作『思い出のままに』（提出-1）を新入学生と新たに採用された教職員に配布している。

自己点検・評価委員会が中心となり、各部署での自己点検・評価を前期・後期に実施するよう働きかけ、点検・評価の必須項目に建学の精神と教育目的・目標ならびに三つの方針を位置づけている（備付-5）。点検・評価の結果については、自己点検・評価報告シート（備付-6）の提出と自己点検・評価委員会での報告で確認しており、併せて本学の「教務・事務サポートシステム」（備付-7）に報告シートを載せ、全学的にも取り組み状況を共有している。このような方法で、建学の精神を組織的に定期的に、点検・評価に取り組む体制と仕組みが構築されている。

地域・社会への貢献については、基準 I - A - 2 で詳細に記載したが、本学の規模からしても、例年、多くの事柄に取り組み、地域・社会に貢献していると捉えている。特に実践力を育むため地域をフィールドとした授業が多く開講されていることは特記できる。

令和 2（2020）年度に実施した「ステークホルダーからの意見聴取会」では、出席したステークホルダーから「保育・介護を含めて地域の中で大事な大学であると改めて感じた」との評価があった（備付-22）。今後も、建学の精神の実質化のために高等教育機関として積極的に地域・社会に貢献していくことを標榜する。

### [テーマ 基準 I -B 教育の効果]

#### <根拠資料>

##### 提出書類

2. 東北文教大学短期大学部学則、4. 令和 2 年度学生便覧—学生生活の手引き（pp4、総合文化学科 pp92、子ども学科 pp95、人間福祉学科 pp97）、5. 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）、7. 東北文教大学 大学案内 2020（pp33-34、pp55、pp65、pp75、pp89）、8. 東北文教大学 大学案内 2021（pp17-18、pp45、pp55、pp79）、9. 2020 年度入学者選抜学生募集要項出願書類一式（pp23）、10. 2021 年度学生募集要項入試ガイド（pp3）、11. シラバス（総合文化学科 1 年次：pp29、2 年次：pp25、子ども学科 1 年次：pp29、2 年次：pp25、人間福祉学科 1 年次：pp29、2 年次：pp25、）

##### 備付資料

4. ステークホルダーからの意見聴取会 実施要項、6. 自己点検・評価報告シート、7. 教務・事務サポートシステム、23. 履修系統図、24. 学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）、25. 学科会議録、26. 就労状況アンケート、27. 卒業生就職御礼・情報収集出張報告書、28. 実習園との連絡協議会、39. 介護実習施設連絡協議会、30. 東北文教大学短期大学部子ども学科規程、31. 東北文教大学短期大学部現代福祉学科

規程、32. プレイスメント・テスト、33. 履修カルテ、34. 介護実習評価表、35. 学力評価試験、36. 成績評価の方針、37. 学位授与の方針（DP）に基づく具体的養成能力及び対応科目

#### 備付資料－規程集

52. 東北文教大学短期大学部学則、112. 学科規程

#### [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的・目標は、建学の精神に基づき学則第1条で次のように明示している（提出-2）（備付資料-規程集52）。

（目的）  
第1条 東北文教大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を育成するとともに、「敬・愛・信」の建学の精神に則り人間性豊かな、真に社会に貢献しうる実践的な人間の育成を目的とする。

これを受け、各学科の教育目的・目標を学科規程に定めることで、建学の精神と結び付いた教育目的・目標を確立している。各学科の教育目的・目標は以下のとおりである（備付資料-規程集112）。

#### 【総合文化学科】

（学科の目的）  
第2条 本学総合文化学科は、「敬・愛・信」の建学の精神に則り、人間と社会の総合的な知見と実務的な能力を兼ね備え、高いコミュニケーション能力を活かして地域社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

（教育目標）  
第3条 総合文化学科は、社会を生き抜く力を身につけた人材を育成することを教育目標とする。以下に詳細を定義する。

- (1) 社会を生き抜く力とは、「社会の変化に応じて自己を適応させていく力」と「働き方や暮らし方をより良く更新し続ける力」のことであり、この二つの力は汎用的能力によって支えられる。
- (2) 汎用的能力は、学問の知見や方法を身につけ、それを自己と結びつけて理解し

習得すること、実際の・実務的な課題解決型の学習を行うこと、などを通して養う。

- (3) 汎用的能力に基づき、常に学び続けることの意義を理解し、習慣づけていくことで、社会のなかで自己を活かし続ける力を身につける。

### 【子ども学科】

(学科の目的)

第2条 本学の子ども学科は、「敬・愛・信」の建学の精神に則り、未来をつくる子どものために、豊かな人間性と社会性を兼ね備えた、保育・教育における総合的実践力を有する人材の育成を目的とする。

(教育目標)

第3条 本学子ども学科の教育目標は以下のとおりとする。

- (1) 多角的視野と総合的視野に裏付けされた思考と判断を持って保育が実践できる保育者を養成する。
- (2) 観察－分析－計画－実行のサイクルにより、向上的に保育が実践できる保育者を養成する。
- (3) 子どもの育ちを支えることができる、専門的知識と技術をもった保育者を養成する。
- (4) 日常的に保育者としての自覚を持ち、倫理観・道徳心のもと責任ある言動をとることができる保育者を養成する。
- (5) 子どもと共感できる、豊かな感性と情操を身につけた保育者を養成する。
- (6) 保育者としてのコミュニケーション能力を有し、職場において協働できる保育者を養成する。
- (7) 社会の一員としての教養を身につけ、生涯に渡り主体的に学ぶことのできる保育者を養成する。

### 【人間福祉学科】

(学科の目的)

第2条 本学人間福祉学科は、「敬・愛・信」の建学の精神に則り、人権を尊重する基本姿勢と深い人間愛、豊かな人間性を兼ね備えた、介護福祉における基礎的な実践力を有する人材の育成を目的とする。

(教育目標)

第3条 本学人間福祉学科の教育目標は以下のとおりとする。

- (1) 幅広い視野と教養を持ち、社会保障や社会福祉に関する制度・施策を理解し、多角的な視点からの確な判断ができる援助者を養成する。
- (2) 基礎的な介護の知識と技術を有し、実践を的確に記録し、常に根拠のある介護が提供できる援助者を養成する。
- (3) 人間の尊厳や人権を基盤にして、福祉を必要とする人々を理解し、その苦悩に共感し、相手の立場にたって考えられる援助者を養成する。

- (4) 人間の持つ生活・福祉問題を総合的に把握し、潜在能力を引き出して活用する自立支援を基本として、サービスを計画的に提供できる援助者を養成する。
- (5) 他の職種の役割とチームアプローチの必要性を理解し、トータルケアをチームの一員として、積極的に推進できる援助者を養成する。
- (6) 情報機器や福祉機器を活用して、事態に的確に対処できる援助者を養成する。
- (7) 他の職種やチーム、利用者と円滑なコミュニケーションをとることのできる援助者を養成する。

教育目的・目標は、学生便覧（提出-4）や履修の手引き（提出-11）（これ以降、シラバスと表記する）に掲載し、セメスター毎のオリエンテーションで各学科の学科長講話や教務委員による教務ガイダンスの中で、建学の精神や三つの方針と結び付けて丁寧に分かりやすく説明している。その際には、補足資料として履修系統図（備付-23）を配布し、2年間の学修によりどのように教育目的・目標が達成されるかを可視化している。また、令和2（2020）年度からは「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」（提出-5）と「学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）」（備付-24）を作成し、学生に周知することで、これまで以上に、教育目的・目標への認識を深めさせている。学外のステークホルダーなどへは、大学案内（提出-7、8）やホームページで広く表明している。また、高校生・保護者対象の進学説明会、高校教員対象の入試説明会、オープンキャンパス、総合選抜型入試、入学前保護者ガイダンスや保護者会・教育後援会総会では、大学案内（提出-7、8）や関係資料、広報用のパワーポイントを用いて特に詳しく説明を行い、周知を図っている。しかし、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、例年通りの開催が行えず、規模を縮小したり、中止したりせざるを得なく、資料の発送やホームページからの動画配信などで行った。なお、令和2（2020）年度には、「ステークホルダーからの意見聴取会」（備付-4）を開催し、出席者に各学科の教育目的・目標について意見を求め、周知を図るなど、ステークホルダーから理解を得るための取組みは確立している。

教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについては、各学科で随時、点検・見直しが行われ、必要に応じて学科会議で検討を行っている（備付-25）。その際には、新卒者の就職先に行った「就労状況アンケート」の結果や（備付-26）、学科教員ならびに進路支援センター職員による事業所訪問によって得られた情報と報告を参考にしている（備付-27）。また、特に現場実習がある子ども学科と人間福祉学科については、実習指導の訪問記録や実習先との意見交換の場（子ども学科は「実習園との連絡協議会」（備付-28）と、人間福祉学科は「介護実習施設連絡協議会」（備付-29））から得られた情報なども取り入れている（令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から実施できず）。さらにこれとは別に、令和2（2020）年度は「ステークホルダーからの意見聴取会」（備付-4）を開催し、出席者の意見を聴取して、点検・見直しの参考にしている。なお、自己点検・評価委員会が主導する各部署における前期・後期の自己点検・評価においても、点検・評価の必須項目として教育目的・目標が指定されており、3学科とも点検し、その結果を自己点検・評価報告シート（備付-6）でまとめ、自己点検・評価委員会で報告している。

この報告シートは、「教務・事務サポートシステム」（備付-7）に載せ、全学的にも共有している。時代や社会の急速な変化にあって、地域・社会の幅広いニーズに応え、高等教育機関としての使命を果たすものとなっているかなどの点検を繰り返しながら定期的な検討を進めている。

**[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

**<区分 基準 I-B-2 の現状>**

短期大学としての学習成果は、建学の精神に基づき、学則第 1 条（目的）が定める「人間性豊かな、真に社会に貢献しうる実践的な人間の育成」を目的とすることを基に、各学科で教育目的・目標に資する学習成果を卒業認定・学位授与の方針の中で具体化して定めている（提出-2、4、7、8）（備付-規程集 52）。

学科ごとの学習成果は、以下の知識・技能・態度の観点から明確に示されている。（備付資料-規程集 112）

**【総合文化学科】**

- (1) 多様な選択が可能である社会において、さまざまなことがらにその都度対応するために必要な汎用的能力、問題解決能力を身につけ、自分や地域・社会にとって働くこと、生きることがどのような意義を持ちうるのかを考えて人生設計をしていける。
- (2) 学問の方法を身につけ、人間や社会・地域について、歴史と文化を踏まえながら総合的に理解し、社会事象を説明することができる。
- (3) 実務遂行能力を身につけ、習得した知識やスキルを基盤として、コミュニケーション能力を高め、実社会に役立つ力として発揮することができる。
- (4) 学問の実践力を身につけ、社会や地域がかかえる課題について、歴史や文化、産業等を関連させながら分析・考察し、課題解決への方向性を示すことができる。

**【子ども学科】**

- (1) 保育・教育の本質を理解している。
- (2) 5領域を理解し、総合的に保育を計画し実践できる。
- (3) 保育を実践するための方法や技術を身につけている。
- (4) 保育者として相応しい言動ができる。
- (5) 保育者として子どもと共感できる、豊かな感性と情操を身につけている。

- (6) 自分の意見を発表するとともに、他人の意見に傾聴・共感することができる。
- (7) 社会人としての教養を身につけ、自ら問題を発見し解決していくことができる。

#### 【人間福祉学科】

- (1) 幅広い視野と教養を持ち、社会福祉に関する制度等の必要な理解や様々な視点から総合的な判断ができる知識を身につけている。
- (2) 基礎的な介護の技術を修得し、根拠のある介護の実践力を身につけている。
- (3) 人間の尊厳や人権を尊重する基本的な態度と倫理観及び介護福祉士としてのコミュニケーション力、自己理解、積極性、協調性等の適性を身につけている。

なお、子ども学科は、令和元（2019）年度に行った卒業認定・学位授与の方針の点検において、7項目あった卒業認定・学位授与の方針を5項目に整理して改訂を行い、令和3（2021）年度入学者より運用することとした。これに伴い、学習成果も以下のように改まる。

#### 【子ども学科】（備付-30）

- (1) 保育・教育の本質を説明することができる。
- (2) 保育の対象と内容を理解し、総合的に保育を計画し実践することができる。
- (3) 保育をするための方法や技術を身につけ、実践することができる。
- (4) 他者を尊重する態度と倫理観を持ち、協働することができる。
- (5) 社会人としての教養を身につけ、自ら問題を発見し解決に向けて探求することができる。

また、人間福祉学科も令和3（2021）年度より学科名を「現代福祉学科」に変更することになり、新たに卒業認定・学位授与の方針を定めたことで、以下のように学習成果も改められ、令和3（2021）年度入学者より運用される。

#### 【現代福祉学科】（備付-31）

- (1) 人間科学及び社会福祉に関する知識を理解したうえで、地域の諸問題に責任をもって関わるための思考力・判断力・表現力を身につけ、意見を交わすことができる。
- (2) 介護を必要とする人が、自分らしい生活を継続できるよう、基本的な生活支援技術を実践できる。
- (3) 人間の尊厳や人権を尊重する態度と倫理観を持ち、コミュニケーション力・協調性・積極性を身につけ、社会に貢献できる。

学習成果は、学生便覧（提出-4）やシラバス（提出-11）で学生に周知している。特にシラバスでは、科目ごとに「達成目標・到達目標」として明示し、入学前や Semester 毎のオリエンテーション、各授業の冒頭の回で詳しく説明し、学生の理解深化を図っている。なお、保護者には入学前保護者ガイダンスや保護者会・教育後援会総会

などにおいて、高校生や高校教員にはオープンキャンパスなどの入試説明の機会を通じて説明するとともに、大学案内（提出-7、8）やホームページをとおして学習成果を学外に向けて広く表明している。

定期的な学習成果の点検については、各学科において行っているが、自己点検・評価委員会が主導する各部署における前期・後期の自己点検・評価の実施においても、点検・評価の必須項目として学習成果を指定しており、定期的な点検の仕組みが構築されている。

また、学習成果を点検するために必要となる、学習成果の測定方法には、3学科に共通するものに、各科目の単位認定のために実施される試験、小テスト、レポート・課題などの提出、授業内活動、授業内提出物などによって質的・量的に評価を行う成績評価と、 Semester ごと の学習活動に対する総合的な学習成果を測定する GPA がある。これらによって算出された学習成果を可視化するものとして、令和 2（2020）年度から「学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）」（備付-24）を導入し、教員による学習成果の点検だけでなく、学生にも配布して学習成果の状況を確認させている。

この他にも、各学科独自のものとして、総合文化学科ではプレイズメント・テスト（備付-32）、子ども学科では教育・保育実習の評価および履修カルテ（備付-33）、人間福祉学科では、介護実習の評価（備付-34）、そして学力評価試験がある（備付-35）。また、卒業予定者の卒業判定の際には資格などの取得状況を明らかにしており、その取得率も数的に学習成果を測る材料となる。

これらを基に、多面的、総合的に学習成果を検証し、教育の質保証に努めるため、令和 2（2020）年度に「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」（提出-5）を定め、学校教育法第 108 条の規定および短期大学設置基準第 4 章（教育課程）に即した学習成果が達成されているか、短期大学レベル・学科レベルで定期的に学習成果の見直し作業を行い、必要な修正・改訂などを実施している。

**[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

### ＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

教育の効果を高めるため、建学の精神を基盤とする教育目的・目標に資する学習成果の獲得につながるよう、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針を関連づけて一体的に策定している。その関連性は、履修系統図（備付-23）の形でも可視化されている。

三つの方針については、各学科で協議を重ね策定し、教務委員会、評議委員会、教授会においても協議するなど、短期大学レベル・学科レベルでの組織的な議論を重ね、

随時必要な改訂を行っている。令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけては、子ども学科で卒業認定・学位授与の方針を見直し、人間福祉学科でも学科名変更にあわせ、三つの方針を新たに検討した。この際にも、学科内のカリキュラム検討委員会で原案を作成し、学科会議で協議した後、教務委員会、評議委員会、教授会で審議して決定した。

以上のことから、本学では三つの方針を踏まえた教育活動が適切に行われており、学習成果へと反映されている。

なお、授業科目の成績評価については、令和2（2020）年度から新たに「成績評価の方針」（備付-36）を定め、今まで以上に成績評価に関する方針を明確に表明している。この「成績評価の方針」では、基本方針を以下のように定めている。

（基本方針）

成績評価の目的は学修成果の確認であり、各学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に相応しい評価方法と、学則に定める成績評価の基準によって厳正に行われ、これにより教育の質を保証するものである。

これを受け、成績評価の評価方法について以下のように示している。

（評価方法）

成績評価は、東北文教大学短期大学部学則第27条および東北文教大学短期大学部履修規程第9条に則り、試験、論文または研究報告その他これらに準ずる方法によるものを評価することで行う。授業科目の担当教員は、授業の内容および形態を考慮したうえで、学修到達度を適切に評価するために相応しい「達成目標・到達目標」および「単位認定の要件」ならびに「単位の認定方法および割合」を定め、各学期のはじめにシラバスで学生に明示し、その内容に基づいて厳格な成績評価を執り行う。なお、出席状況は成績評価には含まない。

上記の二つに基づき、各学科の教育課程の全授業科目は、学位授与の方針の中で示される学習成果を得るために編成されるもので、授業科目と学習成果との連関性は各学科の履修系統図（備付-23）や「学位授与の方針（DP）に基づく具体的養成能力及び対応科目」（備付-37）の一覧表により明確に示されており、教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。これを基に、各授業担当者はシラバスを作成し、学習成果を測るために相応しい成績評価の基準を「達成目標・到達目標」および「単位認定の要件」ならびに「単位の認定方法および割合」で定め、授業科目と学習成果との連関性を詳しく明示している。その点検は、教務委員が担っており、全授業科目の記載内容が学習成果と適切に合致しているか確認している。これにより、教育課程の全授業科目に学習成果が反映されてあるか精査する仕組みが確立している。

このような取組みにより、三つの方針を踏まえた教育活動の推進が成されており、教育の質保証につながっていると認識している。

三つの方針は、各学科の学科規程（備付・規程集112）で定めており、学生便覧（提出-4）・大学案内（提出-7、8）・入試選抜募集要項（提出-9、10）・ホームページな



どをとおして学内外に公表している。また、オープンキャンパスや進学説明会など直接ステークホルダーと接する機会には詳しく説明するなど、学習成果の獲得を目標とした三つの方針を定めていることに理解が得られるよう努めている。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

子ども学科で卒業認定・学位授与の方針の見直しを、人間福祉学科で学科名の変更に伴う教育目的・目標および三つの方針を新たに策定し、令和3(2021)年度入学者からの運用を予定している。

したがって、両学科ともに建学の精神に基づく教育目的・目標および三つの方針の内容的一貫性と整合性、学習成果の獲得状況について点検していく必要がある。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

建学の精神に基づく教育目的・目標および学習成果の獲得につながる三つの方針は、一貫性と整合性を意識して策定されている。その関連性は、履修系統図(備付-23)や「学位授与の方針(DP)に基づく具体的養成能力及び対応科目」(備付-37)の一覧表で可視化されており、学生に分かりやすく表明されている。

学習成果に直結する成績評価は、令和2(2020)年度から新たに「成績評価の方針」(備付-36)を定め、成績評価の方針や評価方法をより明確にした。さらに、学習成果の状況を把握する「学修到達度シート(ディプロマ・サプリメント)」(備付-24)も導入した。

また、本学における教育研究活動が、建学の精神と結びついた教育目的・目標および三つの方針に基づき適切に行われているか、多面的、総合的に点検・評価し検証するための「学修成果の評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)」(提出-5)を定めた。これにより、学習成果を機関レベル(大学全体)、教育課程レベル(学科)、授業科目レベル(授業科目担当者)の各レベルで組織的に検証し、教育研究の継続的な質保証につなげていく仕組みが確立した。

#### [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

##### <根拠資料>

##### 提出書類

5. 学修成果の評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)、6. 東北文教大学及び東北文教大学短期大学部自己点検・評価規程、11. シラバス(総合文化学科1年次:pp13、2年次:pp13、子ども学科1年次:pp13、2年次:pp13、人間福祉学科1年次:pp13、2年次:pp13)、18. 学校法人富澤学園第2期中長期計画(2020年度から2024年度まで)、20. 2021年度事業計画

##### 備付資料

3. 入学者選抜説明会、4. ステークホルダーからの意見聴取会 実施要項、6. 自己点

検・評価報告シート、17. 訪問活動評価表、22. 令和2年度ステークホルダーからの意見聴取会 実施報告書、24. 学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）、26. 就労状況アンケート、27. 卒業生就職御礼・情報収集出張報告書、28. 実習園との連絡協議会、29. 介護実習施設連絡協議会、33. 履修カルテ、36. 成績評価の方針、38. 東北文教大学ポータルアップロード一覧、39. 平成30年度東北文教大学短期大学部自己点検・評価報告書、40. 東北文教大学短期大学部自己点検・評価報告書（平成31年度）、41. 東北文教大学短期大学部自己点検・評価報告書（令和2年度）、42. 成績通知書、43. 授業アンケート、44. 3つのポリシー関連図、45. 保育者自己評価バランスシート、46. ぶんきょうサロン、47. 学習到達度シート、48. 卒業研究の要旨集、49. 令和2年度後期オリエンテーション時アンケート、50. 卒業時アンケート

### 備付資料－規程集

52. 東北文教大学短期大学部学則、69. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程、70. 東北文教大学短期大学部 自己点検・評価作業委員会規程、71. 東北文教大学短期大学部 相互評価委員会規程、148. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部自己点検・評価規程

**[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

### ＜区分 基準 I -C-1 の現状＞

本学における自己点検・評価活動は、学則第3条に「本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定められている（提出-2）（備付資料-規程集 52）。また、東北文教大学短期大学部自己点検・評価規程には、第2条で自己点検・評価の意義を「本規定での自己点検・評価とは、本学の教育研究活動および組織全体について、主体的かつ自律的に点検を行い、現状を把握し、改善策を検討していく一連の過程である」とし、同第2条の2で「前項の定める自己点検・評価は、本学の活性化と教育研究の質的向上を図り、本学の目的及び社会的使命の達成に資することを目的とする」と規定されている（提出-6）（備付資料-規程集 148）。これを受け、全学的に自己点検・評価活動に取り組んでいる。

組織体制については、下記の経緯を経て現在に至っている。

|             |  |
|-------------|--|
| 平成 3 年 7 月  | 「大綱化委員会」を設置  |
| 平成 6 年 12 月 | 学則に自己点検等についての規定を設ける  |
| 平成 7 年 4 月  | 「大綱化・自己点検・評価委員会」を設置  |
| 平成 9 年度     | 『自己点検・評価報告書』を作成して、点検作業を実施  |
| 平成 10 年度    | 「大綱化・自己点検評価委員会」を「自己点検・評価委員会」に改称  |
| 平成 17 年度    | 評議委員会の構成員が自己点検・評価委員を兼ね、下部組織として、「自己点検・評価報告書作成委員会（小委員会）」を新たに設置           |
| 平成 25 年度    | 「自己点検・評価委員会」を学長直属に組織改編。評価室を開室。さらに、下部組織として「自己点検・評価作業委員会」と「相互評価小委員会」を設ける |
| 平成 27 年 4 月 | 「評価室」を「大学改革・評価室」に改組  |

自己点検・評価の中心組織としては、先に挙げた東北文教大学短期大学部自己点検・評価規程の第 6 条で自己点検・評価委員会を置くことが定められており、同第 6 条の 2 で「委員会は、各々の評価主体との連絡調整を図り、自己点検・評価を円滑に推進する責務を負う」とされ、具体的な任務として第 7 条で、①自己点検・評価の基本方針に関する事、②評価主体の設定に関する事、③点検・評価項目の設定に関する事、④自己点検・評価の集約および改善方針に関する事、⑤その他、自己点検・評価に関する事が明記されている（提出-6）（備付資料-規程集 148）。

これにより、自己点検・評価委員会を組織している。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価委員会規定に基づき、学長を委員長として他に、副学長、学部長、ALO、学務部長、学科長、事務長などの教職員で構成されており、定期的に会議を開催し必要な協議を行うなど、大学における自己点検・評価活動の中心的役割を担っている。なお、その下部組織には、自己点検・評価作業委員会規程に基づき、自己点検評価作業・相互評価小委員会を設けている（令和 3 年度より「自己点検・評価推進委員会」に名称変更）。また、事務的な役割を大学改革・評価室が担い、評価室長 1 名（教員）と係長 1 名（職員）を配している。

自己点検・評価活動は PDCA サイクルにより日常的に行われることが肝要であり、その意識は全学的に持たれているが、これをより一層浸透させるよう、令和元（2019）年度に新たな取組み方法を検討し、令和 2（2020）年度より導入した。その方法は、自己点検・評価委員会が主導して各部署における前期（8～9 月）・後期（2～3 月）の自己点検・評価を促すもので、点検・評価の項目も以下のように指定し、それ以外は各部署の裁量に任せた。

（点検・評価の内容）

各部署の性質に合わせて、以下の点について点検・評価を行ってください。

なお、①については、必ず実施してください。

①2020 年 3 月 27 日付で示されている学校法人富澤学園の「第 2 期中長期計画」および「2020 年度事業計画」の進捗状況から

②自己点検・評価報告書で求められる基準に関して（下線部は今回からの追加箇所）

\*特に実施すべき事項

- ・定員充足への取組み
- ・建学の精神および教育目的・目標ならびに三つの方針の点検
- ・学習成果に係る点検

③各部署における前年度の自己点検・評価を受けての進捗状況から

④各部署における令和2年度の事業計画等の実施状況から

取組みの結果は、自己点検・評価報告シート（備付-6）の提出と自己点検・評価委員会での報告（前期は9月末、後期は3月末）を課す形で、定期的な自己点検・評価をより意識づけしている。なお、報告シートは「教務・事務サポートシステム」に掲載し、学内で共有している（備付-38）。

学長のリーダーシップの下、大学の自己点検・評価を主導する自己点検・評価委員会では、毎月の定例会議の際、現在の取組み状況を確認する「ToDoリスト」を作成し、計画的に自己点検・評価を推進している。

その年度に行った自己点検・評価は、東北文教大学短期大学部自己点検・評価規程の第10条で定める「委員会は、第5条に定める自己点検・評価結果を報告書として取りまとめ、教授会に提出する」と、同12条の「自己点検・評価の結果は、公表するものとする」により、自己点検・評価報告書としてまとめ、教授会で報告した後、毎年、ホームページ上で公表している（提出-6）（備付資料-規程集148）。

自己点検・評価活動への教職員の関与については、東北文教大学短期大学部自己点検・評価規程の第3条で「自己点検・評価の主体は、すべての教職員とする」と定められており、本学では全専任教職員が自己点検・評価に主体的に取り組んでいる。

また、上述の第3条において「教授会、委員会、学科及び各部課等が、それぞれの権限と責任に応じて連携して、実施するもの」と定めてあり、同第5条にも「自己点検・評価は、本学教職員各自の点検評価に基づき、組織ごとの部分評価を行い、相互交流、相互検討をとおして本学全体の自己点検・評価を形成するもの」としている。これにより、本学における自己点検・評価活動は、短期大学レベル・学科および各部課レベル・個人レベルで実施されている（提出-6）（備付資料-規程集148）。

自己点検・評価報告書の作成にあたって、自己点検・評価委員会を中心に方針などが検討され、その下で自己点検・評価作業委員会（令和3年度からは自己点検・評価推進委員会）が一般財団法人短期大学基準協会の「自己点検・評価報告書作成マニュアル（令和2年6月改定）」および「短期大学評価基準（令和2年6月改定）」の項目などを教職員に示し作成にあたる。そのため、全教職員が何らかの形で自己点検・評価活動に関与できる組織的な作業体制が構築されている。さらに、図書館にFD活動やSD活動を支援する「大学改革関連図書コーナー」を設置するなど、自己点検・評価活動を十全に行う体制の整備も進んでいる。

令和2（2020）年度には、新たに「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」（提出-5）「成績評価の方針」（備付-36）「学修到達度シート（ディプロマ・

サプリメント) (備付-24)」や、自己点検・評価委員会が主導する「各部署における前期・後期の自己点検・評価の実施」「ステークホルダーからの意見聴取会」も加わった他、FSD 研修では内部質保証を取り上げ全学的な研修の機会を設けるなど、全専任教職員で教育の質保証を図る査定の仕組みが構築されており、機能している。

また、毎年の自己点検・評価活動と大学を取り巻く社会情勢などを勘案し、理事長のリーダーシップにより、学校法人富澤学園第 2 期中長期計画 (提出-18) が示され、これも自己点検・評価活動の指標となって全専任教職員に周知徹底されている。

自己点検・評価活動には、大学との関係が深いステークホルダーからの意見も聴取し、自己点検・評価活動に取り入れている。具体的には、本学主催で開催している高等学校教員対象の「懇談会ならびに入学者選抜説明会」(備付-3) で寄せられた意見や、入試広報活動の一環として行っている本学の教員と入試広報センターの職員による高校訪問の際に寄せられた意見の報告書を入試委員会で取りまとめ、教授会で報告し全学的に共有している。

また、毎年就職先に行っている「就労状況アンケート」(備付-26) の結果や、全教員と進路支援センターの職員で行っている、すべての就職先への事業所訪問の訪問記録を進路支援センター会議で取りまとめ、これも教授会で報告し全学的に共有している (令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から電話での聞き取りに替えた)。

さらに、学科ごとには、現場実習が伴う子ども学科 (「実習園との連絡協議会」(備付-28)) と人間福祉学科 (介護実習施設連絡協議会) (備付-29)) で毎年実習先からの意見を聴取する機会を設けており (令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から実施できず)、指導内容を見直す有益な材料となっている。

なお、令和 2 (2020) 年度は新たに教育の質保証を目的として、「ステークホルダーからの意見聴取会」(備付-25) を開催し、行政、企業、福祉団体、国際交流関係、卒業生から広く意見を聴取した。いずれのステークホルダーからも本学の教育について高い評価を得た他、アイデアや技術を提案できる力や課題解決力、協働する力があり、挑戦する姿勢を持った能動的な人材の育成と、この点を踏まえた授業におけるアクティブラーニングやインターンシップの更なる充実、国際的な感覚と能力を持ったグローバル人材の育成における「多文化共生」という新たな視点などが要望された。この意見聴取会の内容は、報告書の形でまとめ、教授会での報告を経て、全教職員にメール配信して共有化を図り、自己点検・評価活動に生かしている (備付-22)。

自己点検・評価の結果は、東北文教大学短期大学部自己点検・評価規程の第 11 条で「各評価主体は、自己点検・評価結果を踏まえ、教育研究活動等の現状の改善に努めるものとする」と、その活用を促している (提出-6) (備付資料-規程集 148)。自己点検・評価活動は、学園の中長期計画 (提出-18) を踏まえた大学改革ならびに教育の質保証に不可欠な取り組みと認識しており、その過程で出された改善点や課題には、できるだけ早急に対処することを心掛け、年間事業計画 (提出-20) にも反映されている。その甲斐あり、本学の自己点検・評価は「短期大学評価基準」の求めに応じられてきていると捉えている。

## [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

## <区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果の査定（アセスメント）は、科目レベル・学科レベル・短期大学レベルで行っており、それぞれに PDCA サイクルによる定期的な点検と検証を繰り返し実施することで、教育の質保証に努めている。

以下にそれぞれのレベルにおける現状について記す。

### (1) 科目レベル

科目ごとでは、成績評価の方針（備付-36）に基づき、授業担当教員による学習成果の獲得を測定する成績評価が行われる。教員は、担当する授業科目のシラバスで獲得すべき学習成果を「達成目標・到達目標」として具体的な目標を 3 点から 4 点まで示している。そして評価する基準を「単位認定の要件」として明示し、授業の冒頭回で必ず説明する。その上で授業を行い、シラバス（提出-11）の「授業の履修について」に記載している「8 成績評価 単位認定条件」にしたがい、100 点満点の数量的評価を行う。その成績評価は、学則第 30 条（学習の評価）に基づき S・A・B・C・D の 5 段階で行い、 Semester ごとに学生および保護者に成績通知書（備付-42）として通知している。

この科目レベルでの教育の向上・充実のための PDCA サイクルとして有効なのが、受講生に対して実施する授業アンケート（備付-43）である。このアンケートは、各授業の 14～15 回目に実施されるもので、学生自身の学習に関する評価と、授業への評価に関する 5 段階の数量的評価および自由記述からなる。集計は IR 室で行い、結果は各教員にフィードバックされる。教員はその結果を踏まえ、科目ごとに自らの授業を検証し、今後どのように改善に取り組むか受講者へのフィードバックとなるコメントを明示する。集計結果と受講者へのコメントは、学生が閲覧できるよう一定期間、学内で公表する場を設けている。このような PDCA サイクルの仕組みを構築することで、より確実な改善を促している。

### (2) 学科レベル

授業担当者の成績評価は、Semester ごとに集約され、成績通知書（備付-42）と GPA として集計される。令和 2（2020）年度からはこれに「学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）」（備付-24）を新たに作成し導入した。この三つを基に、学科レベルで学習成果の査定（アセスメント）を行っている。GPA は、当該学期における学習者の学習成果および履修状況を的確に数値化している。これを活用し、学生が高い学習成

果を得られるよう、 Semesterごとのオリエンテーションでの教務ガイダンスや担任面談で具体的かつ詳細な履修指導と学習指導ならびに学習支援を行うことで学生にフィードバックしている。GPAが一定の基準以下の場合、実習などの履修を認めないなど、学科としての教育の質保証をGPAが実質的に担っている側面もある。「学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）」（備付-24）は、学位授与の方針で示される学習成果から資質・能力に関わる項目を複数抽出して、対応する科目のGPAの平均によってレーダーチャートを作成し、学習成果を可視化している。学生はこの学習到達度シートにより自身の学習成果の獲得状況を分かりやすく捉えることができる。

この他、それぞれの学科が独自の査定（アセスメント）の手法を用い学習成果の評価を行うとともに、PDCAサイクルによる点検を行っている。

### 【総合文化学科】

総合文化学科では、成績評価とGPAを自己の学習目標と達成・成果の指標として設定するよう学生に指導し、教員による学習支援においても活用している。また、将来希望する職業に必要な知識やスキルを身につける実務系科目については、資格取得者数や各種検定の合格者数などにより学習成果を把握することができる。さらに、総合文化学科独自の方法として、入学者全員を対象に前期には日本語の語彙力、後期には数理能力を確認するプレイスメント・テストを実施している。プレイスメント・テストは、当該授業（基礎演習ⅠBと基礎演習ⅡB）の第1週目と第16週目に実施し、授業の成果の確認も行っている。

### 【子ども学科】

子ども学科では、「実習を核とした総合的カリキュラム」を学科の特色に掲げ、教育課程を編成し、多くの科目でチーム・ティーチングを行っている。そのため、毎週1コマの打ち合わせの会議が開かれ、その日の授業の反省と次回授業の計画を検討するという、計画－実行－評価－改善のPDCAサイクルによる点検と評価が日常的に実行され、教育の質保証が図られている。

学科として見直しを繰り返し構築してきた「3つのポリシー相関図」（備付-44）「履修系統図」（備付-23）について、オリエンテーションで学生に伝え、学習の方向性を見出せるように指導を行っている。「3つのポリシー相関図」は、学科の教育目的・目標と三つの方針を一つにまとめ、その相関関係を表したもので、もう一方の「履修系統図」は、すべての科目を教育目的・目標に当てはめ、まとめたものであり、学生自身が自らの学習成果を理解できるよう可視化した。

子ども学科全学生が1年次ないし2年次の学習成果を発表する場として「子どもフォーラム」を開催している。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、学内だけにむけた発表の場に変更した。2年生の卒業研究の要旨をまとめた『卒業研究要旨集』を学生に配布している。

なお、子ども学科は学科の特性上、カリキュラムに教育実習と保育実習の科目を配置している。実習先からの評価は、実習後に学生にフィードバックされ、次の実習に向けての自己課題につなげ、向上的に学習に臨めるよう配慮し、学習成果の獲得につ

なげ、教育の質向上を図っている。

さらに子ども学科では、平成 23（2011）年度から教職科目を対象に導入された「履修カルテ」（備付-33）に加えて、学科独自に作成して行っている「保育者自己評価バランスシート」（備付-45）によっても学生の学習成果（自己評価）を見ることが出来る。

### 【人間福祉学科】

学生の学習状況・資格取得状況・学力評価試験結果・就職先に対する「就労状況アンケート」などにより、学習成果を点検・評価している。学習成果の一つである資格取得については、介護福祉士国家試験合格率 100%（介護福祉士養成校全国第 2 位）と高く、また介護福祉専門職就職希望者の 100%が介護福祉専門職として就職していることから、学外の介護現場から、本学科における教育の質が認められていると捉えられる。

人間福祉学科では単に介護の技術を習得するのではなく、要介護者やその家族の思いや願いに寄り添える介護を目指して、介護福祉士指定科目の他に、地域の高齢者宅を訪問してコミュニケーションの取り方を学ぶ「在宅高齢者訪問活動」や、この活動で関わった高齢者とレクリエーションなどを楽しむ「ぶんきょうサロン」（備付-46）などを授業とつなげて実施している。この地域の高齢者宅訪問において、訪問先の高齢者から訪問時の接し方・コミュニケーションに対して聞き取り評価（備付-17）を行い、外部評価の一つとなっている。その結果は学生にフィードバックされている（令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から実施できず）。

また、学科の特性上、人間福祉学科は実習を伴うカリキュラムであるため、実習先からなされた評価を、実習後に学生にフィードバックし、次の実習に向けての自己課題につなげ、向上的に学習に臨めるよう配慮し、学習成果の獲得につなげ、教育の質向上を図っている。

就職先に対する就労状況アンケート（備付-26）や訪問記録（備付-27）では、「仕事はてきぱきとこなし、覚えも早い」「基本がしっかりしている」などの高評価が得られている一方で、「目上の人に対する言葉遣いについて教育してほしい」などの注意点が寄せられ、教員間での情報共有と教育方法について確認している。

令和 2（2020）年度に行った自己点検・評価委員会による各部署における自己点検・評価では、令和 2（2020）年度の改善課題として「学生の学びの質の保証」をあげ、教育の質保証の可視化について計画(Plan)した。実際には、学生の学習成果を資質・能力に対する授業科目の GPA を基にレーダーチャート化(Do)し、学科会議および教務委員会で情報共有(Check)を行ったうえで学生に配布(Act)し、学生の学修意欲の喚起(Achieve)につなげた（備付-6）（備付-47）。

### (3) 短期大学レベル

2年間の学習成果は、学業成績を集約した卒業判定、資格取得で数量的に測定し、各学科でまとめる卒業研究の要旨集（備付-48）および卒業研究の成果発表会において質的に測定している。



卒業判定においては、入学者数、休・退学者数、留年者数、卒業者数、資格取得者数（取得率）という2年間の学科ごとの動向と結果、そして学生個々人の取得単位数、取得資格を審査し、学習成果の確認が行われる。

また、毎年後期オリエンテーション時に、全年次の学生を対象とする「令和2年度後期オリエンテーション時アンケート」（備付-49）を実施し、その中で、学修時間と学修行動などについて聞いている。その他、卒業前の2年次学生には「卒業時アンケート」（備付-50）を行い、2年間にわたる、教育内容、授業内容、教育環境などについて尋ねている。これらの結果を集計し、教授会に報告しており、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの一面を担っている。全体的には満足度が高く、特に教員と学生の距離が近いことが毎年挙げられていることは、本学の教育が学生に受け入れられていることの証明と捉えている。

さらに、卒業後には卒業生の就職先事業所を対象に毎年実施する「就労状況アンケート（備付-26）」の結果を分析するなど、多面的かつ総合的に学習成果を査定・検討し、学習成果に实际的な価値を加えるための努力を行っている。

この短期大学レベルでの教育の向上・充実のための取組みは、PDCAサイクルに基づき行われ、各学科の学科会議に加え、自己点検・評価委員会や教務委員会、評議委員会、教授会での組織的な審議をとおして実施している。

なお、令和2（2020）年度には、自己点検・評価を通じて前年度から検討していた、「成績評価の方針」（備付-36）「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」（提出-5）「学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）」（備付-24）を導入した。

「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」では、学修の到達度を、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学科）、授業科目レベル（授業科目担当者）の各レベルで検証することを方針として示した。具体的には、以下の方法に基づき検証を行う。

| 時期<br>レベル       | 入学前・入学直後<br>〔AP を満たす学生が入学しているかの検証〕   | 在学中<br>(単位認定・各セメスター)<br>〔CP に基づいて学修が進められているかの検証〕  | 卒業時<br>(卒業後)<br>〔DP を満たす人材になったかの検証〕   |
|-----------------|--|---|---|
| 機関レベル<br>(大学全体) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者選抜結果</li> <li>・入学生アンケート</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・GPA</li> <li>・修得単位数</li> <li>・休退学率</li> <li>・学修到達度シート</li> <li>・学修行動アンケート</li> <li>・学習成果等アンケート</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与状況</li> <li>・就職率</li> <li>・卒業時アンケート</li> <li>・学修到達度シート</li> <li>・卒業生アンケート</li> </ul>                  |
| 教育課程レベル<br>(学科) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者選抜結果</li> <li>・入学者選抜入試種別結果</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・GPA 分布</li> <li>・成績分布</li> <li>・単位修得状況</li> <li>・学修到達度シート</li> <li>・学修行動アンケート</li> <li>・学習成果等アンケート</li> <li>・外部テスト</li> <li>・資格取得者</li> <li>・進級率</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与状況</li> <li>・資格取得者数</li> <li>・学修到達度シート</li> <li>・卒業時アンケート</li> <li>・就職率</li> <li>・卒業生アンケート</li> </ul> |

|                      |  |   |  |
|----------------------|--|---|--|
| 授業科目レベル<br>(授業科目担当者) |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 出席状況</li> <li>• 成績評価 (単位取得率)</li> <li>• 成績分布</li> <li>• 授業改善アンケート</li> </ul> |  |
|----------------------|--|---|--|

PDCAサイクルによる自己点検・評価を機能させ、継続的に学習成果を査定する手法を検討してきた。その結果、令和2(2020)年度からは新たな査定の手法を導入することができ、より一層、教育の質保証につながる仕組みを構築することができた。今後は、これが適切に機能するか運用しながら検証していく。

関係法令の遵守については、学校教育法、短期大学設置基準などの関係法令の改正を適宜確認し、法令遵守に努めている。特に各法令の改正や資格認定の変更などの通達には、関係学科と学務課など複数の部署で確認の上、怠りないよう対応している。各学科の最近の対応として、次のようなものがある。

総合文化学科では、図書館司書資格にかかわるものとして、平成23(2011)年の図書館法施行規則改正に伴い、平成24(2012)年度から新たな科目設置とカリキュラム再編を行い、以降、改正の趣旨である生涯学習や情報化に対応できる司書の育成が保証されるようにした。

子ども学科では、学校教育法、児童福祉法などの法令を遵守して学科の運営を行っているが、最近では、平成30(2018)年の幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の改正に伴い、令和元(2019)年度入学者カリキュラムの改訂を行った。

介護福祉士を養成する人間福祉学科では、平成23(2011)年度に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」によって、介護福祉士の業務内容に喀痰吸引などが追加され、医療的ケアの教育が必要となった。そこで、平成24(2012)年度に介護系教員が「医療的ケア教員講習会」を受講し、平成25(2013)年度からカリキュラムに「医療的ケア」を新たに開設して対応した。さらに、障害者自立支援法に基づき、視覚障害を持つ方への支援を行う「同行援護従事者」の資格を取得できるよう、平成29(2017)年度に「同行援護」の科目を新設し、平成30(2018)年度入学者から取得できるよう改訂を行った。

また、令和3(2021)年度から移行する新学科にあわせ、上記の関連法を踏まえた上で、カリキュラムを新たにした。

以上のように、関係法令などの遵守に努め、各学科の教育課程の見直しを行い、教育の質を保証するよう努めている。

### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動が、日常的な業務の見直しと不断の改革による教育の質向上に不可欠なものであることを、全教職員が共通認識として持つよう努めていくことが必要であるとの課題意識を持ち、前年度からその方法を検討してきた。その成果として、自己点検・評価委員会が主導する自己点検・評価を新たに運用することになり、各部署における前期・後期の自己点検・評価を実施した。各部署が行った自己点検・評価の結果は、PDCAサイクルを基にした報告シートにまとめられ、自己点検・評価委員会

で報告し、「教務・事務サポートシステム」で全教職員に共有される。この仕組みで今後継続して行っていく。しかし、令和2（2020）年度は初年度ということもあり、この対象範囲を主要な部署に限った。令和3（2021）年度からはこれを全部署に拡大する予定であるが、その場合、対象となる部署数が膨大になることから、どのように報告を収集し、全学的に点検・評価するかが課題である。また、報告シートについて、記入がし難いとの意見もあることから、これを見直す。

学習成果を査定（アセスメント）する手法として、「成績評価の方針」「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」「学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）」を新たに導入した。今後は、これを運用しながら、適切に機能するか検証していく。

### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

令和2（2020）年度は、内部質保証に関わる新たな仕組みとして、自己点検・評価委員会が主導する各部署における前期・後期の自己点検・評価の実施と PDCA サイクルを基にした報告シートを作成した。他にも、「成績評価の方針」「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」「学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）」を導入した。

また、大学の自己点検・評価を主導する自己点検・評価委員会では、毎月の定例会議の際、現在の取組み状況を確認する「ToDo リスト」を作成している。これにより、現在の進捗と今後の取組みスケジュールを共有でき、計画的な自己点検・評価に取り組めた。

ステークホルダーからの意見を聴取するこれまでの方法に加え、大学として「ステークホルダーからの意見聴取会」を開催し、行政、企業、福祉団体、国際交流関係、卒業生から広く意見を聴取する機会を設けた。

### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価では、以下の3項目を行動計画に掲げた。

- ①建学の精神の共有化
- ②学習成果の量的・質的評価の確立
- ③教職員の自己点検・評価への意識づけ

この3項目の実施状況は、平成25（2013）年度に自己点検・評価活動と学内改革を推進することをねらいとして自己点検・評価委員会に設置された、「建学の精神点検・共有化WG」「短大部・3つのポリシーと教育の質保証策定WG」「短大部・ルーブリック評価検証WG」を中心に、全学的な取り組みを行った。その成果を以下に示す。

- ①建学の精神の共有化は、教職員および学生への周知が徹底され、学則や学科規程、三つの方針などにも反映され、さまざまな機会によって共有化が図られている。
- ②学習成果の量的・質的評価の確立は、卒業認定や学位授与の方針に基づいたシラバスの見直しや単位の実質化が行われ、より適切な学習成果の評価につながってきている。しかし、質的評価にはまだ課題もあり、継続して取り組んでいく必要がある。
- ③教職員の自己点検・評価への意識づけは、毎年、自己点検・評価を行うことで、日常的な業務の見直しと不断の改革への意識づけが高まってきており、また、PDCA サイクルによる自己点検・評価が浸透してきている。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検・評価をとおして、確認した課題は以下のとおりである。

- ①今後、子ども学科と現代福祉学科の 2 学科体制の中で、短期大学としての使命を地域社会にどのように果たすことができるのか検討する。
- ②地域・社会にあるさまざまなニーズに応じていくためのマンパワーの確保や財政面などの基盤構築をどのようにするのか検討する
- ③子ども学科で卒業認定・学位授与の方針を見直したことによるその成果を検証する
- ④現代福祉学科の建学の精神に基づく教育目的・目標および三つの方針の内容的な一貫性と整合性、学習成果の獲得状況について点検する
- ⑤自己点検・評価委員会が主導する自己点検・評価の対象部署を広げた際の、報告の収集方法と点検・評価の確認方法を検討する
- ⑥新たに導入した、「成績評価の方針」「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」「学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）」が適切に機能するか点検する

上記に挙げた課題に対する改善計画には、以下のように取り組む。

①の課題については、急速に変化する地域・社会情勢を的確に捉え、ステークホルダーからの意見なども参考に、地域社会の要請に資する人材育成を模索していく。

②の課題についても、マンパワーおよび財政面には限りがあるため、持続可能な方策を模索する。

③と④の課題は、少なくとも運用がはじまった入学者の卒業を待たなければ結果を見ることはできない。それまで、把握できる状況はその都度確認し、PDCA サイクルで検証を行える体制を構築する。

⑤の課題については、自己点検・評価委員会で課題の認識をしており、新年度早々、対応策の検討に入る予定である。

⑥の課題は、科目レベル・学科レベル・短期大学レベルの各レベルでの運用状況を精査し、適切に機能しているか検証する。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## ＜根拠資料＞

## 提出書類

2. 東北文教大学短期大学部学則、4. 令和 2 年度学生便覧—学生生活の手引き (pp61)、  
7. 東北文教大学 大学案内 2020 (pp33-34、55、65、75)、8. 東北文教大学 大学案内  
2021 (pp17-18、45、55) 9. 2020 年度入学者選抜学生募集要項出願書類一式 (pp2-3)、  
10. 2021 年度学生募集要項入試ガイド (pp3)、11. シラバス

## 備付資料

3. 入学者選抜説明会、17. 訪問活動評価表、23. 履修系統図、24. 学修到達度シート  
(ディプロマ・サプリメント)、25. 学科会議録、26. 就労状況アンケート、27. 卒業  
生就職御礼・情報収集出張報告書、30. 東北文教大学短期大学部子ども学科規程、31.  
東北文教大学短期大学部現代福祉学科規程、33. 履修カルテ、36. 成績評価の方針、  
43. 授業アンケート、44. 3つのポリシー関連図、45. 保育者自己評価バランスシート、  
50. 卒業時アンケート、51. シラバス作成要領、52. 令和 2 年度進路ガイダンス日程  
及び内容、53. 時間割、54. 介護福祉フォーラム実施要項、55. 介護福祉フォーラム  
アンケート結果、56. 総合型選抜パンフレット、57. 入学に向けて、58. 東北文教通  
信、59. 介護実習の手引き、60. GPA 運用要項、61. 学生カルテ、62. 卒業生アンケー  
ト

## 備付資料－規程集

52. 東北文教大学短期大学部学則、111. 東北文教大学短期大学部学位規程、112. 学  
科規程、118. 東北文教大学短期大学部 履修規程

## [区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。  
①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要  
件を明確に示している。  
(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。  
(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

## ＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

各学科が定める卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神に則った各学科の教育目  
的・目標に資する教育課程編成・実施の方針により編成された教育課程による 2 年間

の学修によって達成される学習成果に基づいている。各学科の卒業認定・学位授与の方針を、下記の学科ごとの記載箇所を示す。

なお、学位は、学則第 36 条（卒業要件）に定める 2 年以上在学し学科ごとに定める単位を取得し、第 37 条（卒業）に定める卒業認定を得た者に対し、第 38 条（短期大学士の学位）に基づいて授与することを規定している（提出-2）（備付-規程集 52）。また、授与する学位については、「東北文教大学短期大学部学位規程」を別に定めている（備付-規程集 111）。単位の取得は、同じく学則第 27 条（単位の授与）および第 30 条（学習の評価）に基づく厳正なものである。資格取得の要件についても、学則第 39 条（資格の取得）に、本学で取得可能な 16 種の資格についてそれぞれ明示している。これら要件の詳細についてはシラバス（提出-11）に記載しており、入学時のオリエンテーションにおいて学生に周知され、卒業要件に合致した科目履修ができるように指導している。また、学生便覧（提出-4）に学則を掲載し全学生に配布しているほか、ホームページ上でも学則を公開して学内外に周知を図っている。保護者には、入学式に先立って行われる「入学前保護者ガイダンス」においても丁寧に説明している（令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から入学式を中止したため、「入学前保護者ガイダンス」も実施できず、資料の郵送で周知した）。この他には、大学案内（提出-7、8）や入試選抜募集要項（提出-7、8）でも、明示している。

各学科の学位授与の方針は、「短期大学設置基準」などの法令を遵守し、免許・資格を認定する関係機関などの審査を踏まえたものであり、社会的・国際的に通用性があると考えている。

卒業認定・学位授与の方針は、普段の自己点検・評価などをおして、定期的に点検しており、必要に応じて改訂をしている。その詳細は、各学科における卒業認定・学位授与の方針への取組み状況とともに、以下に記す。

### 【総合文化学科】

総合文化学科の学位授与の方針は、学科規程第 10 条で次のように規定している（備付-規程集 112）。

#### （学位授与の方針）

第 10 条 総合文化学科では、東北文教大学短期大学部学位規程に基づき、以下のことを身につけた者に学位を授与するものとする。

- （1）多様な選択が可能である社会において、さまざまなことがらにその都度対応するために必要な汎用的能力、問題解決能力を身につけ、自分や地域・社会にとって働くこと、生きることがどのような意義を持ちうるのかを考えて人生設計をしていける。
- （2）学問の方法を身につけ、人間や社会・地域について、歴史と文化を踏まえながら総合的に理解し、社会事象を説明することができる。
- （3）実務遂行能力を身につけ、習得した知識やスキルを基盤として、コミュニケーション能力を高め、実社会に役立つ力として発揮することができる。
- （4）学問の実践力を身につけ、社会や地域がかかえる課題について、歴史や文化、

産業等を関連させながら分析・考察し、課題解決への方向性を示すことができる。

①汎用的能力、②学問の方法と実践力、③実務遂行能力の 3 つを身につけ、人間や社会への理解と課題解決に応用することができる力の習得を学位授与の方針とする。

総合文化学科は、創設時に取り込んだ地域総合科学科の枠組みのもと、平成 20(2008)年度からは教育目標を「動ける・話せる」と設定し、地域で活躍できる人材の育成を目指した。平成 25(2013)年度に学科の専門的な学芸と実務能力の育成を融合させた学位授与の方針に改善し、さらに平成 27(2015)年度に、新たに「社会を生き抜く力」としての「働く力」「生きる知恵」「学び習慣」を教育目標とし、爾来、カリキュラムに引き継がれている。

このように、総合文化学科の学位授与の方針は、学科の目的である「地域社会に貢献できる人材の育成」と教育目標である「社会を生き抜く力を身につけた人材の育成」を踏まえ、時代の変化に対応しより具体化したものになっており、学校教育法第 108 条に定める短期大学の目的「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」に合致するものであり、社会的な通用性を持つ。

また、総合文化学科では、学生や地域のニーズの変化に鑑み定期的に見直しを行い、学位授与の方針の検討とともに学科規程中の入学者受け入れの方針、教育課程編成の方針も検討を重ねており、すでに平成 25(2013)年 4 月 1 日付、平成 27(2015)年 4 月 1 日付で改訂を行い内容も新たに規定している（令和元(2019)年 4 月に一部表記改訂）。

### 【子ども学科】

子ども学科の学位授与の方針は、学科規程第 10 条で次のように規定している（備付-規程集 112）。

#### （学位授与の方針）

第 10 条 子ども学科では、東北文教大学短期大学部学位規程に基づき、以下のことを身につけた者に学位を与える。

- (1) 保育・教育の本質を理解している。
- (2) 5 領域を理解し、総合的に保育を計画し実践できる。
- (3) 保育を実践するための方法や技術を身につけている。
- (4) 保育者として相応しい言動ができる。
- (5) 保育者として子どもと共感できる、豊かな感性と情操を身につけている。
- (6) 自分の意見を発表するとともに、他人の意見に傾聴・共感することができる。
- (7) 社会人としての教養を身につけ、自ら問題を発見し解決していくことができる。

学位授与の方針は、教育目標で掲げる学習成果に対応させて定めている。また、シラバス（提出-11）において、科目のねらいに卒業認定・学位授与の方針との関連を記載し、ねらいに即した達成目標・到達目標を明示し、卒業認定・学位授与の方針と成績評価の基準や資格取得の要件とを対応させている。

取得することができる免許および資格の種類は学則第 39 条（資格の取得）に明示し

ている。幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に基づき、学則第 39 条（資格の取得）第 2 項に明示し、「別表第 4」に教員免許状取得に必要な科目と単位数を示している。保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法および児童福祉法施行規則に基づき、学則第 39 条（資格の取得）第 3 項に明示し、「別表第 5」に保育士資格取得に必要な科目と単位数を示している。キャンプインストラクターの資格を取得しようとする者は、日本キャンプ協会のキャンプインストラクター認定に関する規定に基づき、学則第 39 条（資格の取得）第 12 項に明示している。社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、学則第 39 条（資格の取得）第 13 項に、また、知的障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、学則第 39 条第 14 項に対応する内容を明示している（提出-2）（備付-規程集 52）。

学位授与の方針の内容は、学校教育法、短期大学設置基準、教職員免許法、教育職員免許法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則などの法令を遵守し、免許・資格を認定する関係機関などの審査を踏まえたものであるため、社会的・国際的に通用性があるものと認識している。

学位授与の方針は、学科内に設置されているカリキュラム検討プロジェクトにおいて定期的に点検され、必要に応じて学科会議を経て教授会に提出され改訂されている。令和元（2019）年度に行った点検では、知識・技能・態度の「学力の三要素」の観点から学位授与の方針で示す資質・能力を明確化するよう見直しを行った（備付-25）。また、併せて基準となる単位数と学習成果の指標について条文に明記した。これを、令和 3（2021）年度入学生から運用する。改訂した学位授与の方針を以下に示す（備付-30）。

（卒業認定・学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー）

第 4 条 子ども学科では、東北文教大学短期大学部学位規程に基づき、以下の知識・技能・態度を身につけたものに短期大学士（子ども学）の学位を与える。

- (1) 保育・教育の本質を説明することができる。
- (2) 保育の対象と内容を理解し、総合的に保育を計画し実践することができる。
- (3) 保育をするための方法や技術を身につけ、実践することができる。
- (4) 他者を尊重する態度と倫理観を持ち、協働することができる。
- (5) 社会人としての教養を身につけ、自ら問題を発見し解決に向けて探求することができる。

2 基準となる単位数は、本規程に規定する。さらに、前項に規定した知識・技能・態度の育成に資するため、基準となる単位数に、以下に示す単位数を含むものとする。

- (1) については、専門科目の「保育の本質・目的」の区分で定める単位数
- (2) については、専門科目の「保育の対象の理解」「保育の内容と方法」の区分で定める単位数
- (3) については、専門科目の「保育の内容と方法」と「保育展開のための知識・技術」の区分で定める単位数
- (4) については、専門科目で定める単位数
- (5) については、教養科目と卒業研究で定める単位数



3 本条 1 項に規定した知識・技能・態度に対応する学習成果の指標を明確化する。

### 【人間福祉学科】

人間福祉学科の学位授与の方針は、学科規程第 10 条で次のように規定している（備付-規程集 112）。

（学位授与の方針）

第 10 条 人間福祉学科では、東北文教大学短期大学部学位規程に基づき、以下のことを身につけた者に学位を授与するものとする。

- (1) 幅広い視野と教養を持ち、社会福祉に関する制度等の必要な理解や様々な視点から総合的な判断ができる知識を身につけている。
- (2) 基礎的な介護の技術を修得し、根拠のある介護の実践力を身につけている。
- (3) 人間の尊厳や人権を尊重する基本的な態度と倫理観及び介護福祉士としてのコミュニケーション力、自己理解、積極性、協調性等の適性を身につけている。

上記のとおり、人間福祉学科の学位授与の方針は、学校教育法が定める短期大学士としての汎用的能力と、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に基づく介護福祉士養成施設としての両方の要素を持つものとなっている。また、卒業生の専門職希望者の就職率 100%を達成し、学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性を持つといえる。

なお、令和 3 (2021) 年度からの学科名変更に伴い、新たに学位授与の方針を検討し、以下のように定め、令和 3 (2021) 年度入学生から運用する（備付-31）。

### 【現代福祉学科】

（卒業認定・学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー）

第 4 条 現代福祉学科では、東北文教大学短期大学部学位規定に基づき、以下の知識・技能・態度を身につけ、基準となる単位数を修得した者に卒業を認定し、短期大学士（現代福祉学）の学位を授与する。

- (1) 人間科学及び社会福祉に関する知識を理解したうえで、地域の諸問題に責任をもって関わるための思考力・判断力・表現力を身につけ、意見を交わすことができる。
  - (2) 介護を必要とする人が、自分らしい生活を継続できるよう、基本的な生活支援技術を実践できる。
  - (3) 人間の尊厳や人権を尊重する態度と倫理観を持ち、コミュニケーション力・協調性・積極性を身につけ、社会に貢献できる。
- 2 基準となる単位数は、本規定に規定する。さらに、前項に規定した知識・技能・態度の育成に資するため、基準となる単位数に、以下に示す単位数を含むものとする。
- (1) については、現代福祉基盤教育科目における「基礎科目」「医療と組織」「発展科目」区分で定める単位数
  - (2) については、介護福祉専門教育科目における「介護」「こころとからだのし

くみ」「医療的ケア」区分で定める単位数

(3) については、介護福祉専門教育科目における「人間と社会」区分で定める単位数

3 本条 1 項に規定した知識・技能・態度に対応する学習成果の指標を明確化する。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

**<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>**

教育課程は、短期大学設置基準第 5 条（教育課程の編成方針）および第 6 条（教育課程の編成方法）ならびに本学で定める卒業認定・学位授与の方針のもと、各学科規程の第 5 条（教育課程編成の方針）に則り、学科の教育課程を体系的に編成するとともに、科目区分を設置し、授業科目と学習成果との対応を分かりやすくしている（備付-規程集 112）。

それぞれの授業科目に割り当てられる単位数は、短期大学設置基準第 7 条（単位）に則り、学則第 36 条（卒業要件）で定められ、1 年間に履修科目として登録できる単位数の上限（CAP 制）は短期大学設置基準第 8 条（一年間の授業期間）および第 9 条（各授業科目の授業期間）に基づき、学則第 28 条（単位数の上限）で 54 単位としている（ただし、履修する前のセメスターの GPA が学科で定めるスコアを超えた者はこの限りではない）（提出-2）（備付-規程集 52）。また、科目ごとの授業内容を提示するシラバスにおいては、「科目のねらい」「授業の概要」「達成目標・到達目標」「単位認定の方法及び割合」に加え、「単位認定の要件」および「時間外学修」、さらに「課題に対するフィードバック」の 3 項を設け、学習成果との対応関係や授業時間外に必要な学習活動を数的に明示することで単位の実質化を図っている。

学習成果の獲得を判定する成績評価は、短期大学設置基準第 11 条の二 2（成績評価基準等の明示等）に則り、成績評価の客観性と厳格性を確保するため、シラバスの「単

位認定の方法及び割合」の項で、「期末レポート」「期末試験」「授業内試験」「授業内提出物」「授業内活動」「外部試験結果」に細分化し、具体的に成績評価の何%を占めるかを明示している。

シラバスの記載内容については、適宜、教育開発センターが主催する教員FDで取り上げ、学生の学習を支えるシラバスのあり方について研修を重ねてきた。その成果は、「シラバス作成要領」（備付-51）としてまとめられ、全学統一的なシラバスの記載がなされている。シラバスには、「科目のねらい」「授業の概要」「達成目標・到達目標」「単位認定の要件」「単位認定の方法及び割合」「授業計画」に加え、「時間外学修」と「課題に対するフィードバック」「使用テキスト・教材」「参考文献等」「備考」が記載されている他、「連絡先」として授業担当教員のURLも明記されている。シラバスは、「学生ポータル」を通じて、授業履修に関する詳細情報を全学生に提供している。

本学には通信による教育を行う学科はない。

教育課程の見直しは、教育の質保証の観点から全学的に取り組むべき事項であるとの共通認識に基づき、教務委員会や教育開発センターが中心となり、定期的に取り組んでいる。その意識は、各学科においても共有され、各学科内で一年を通してカリキュラム検討および見直しを行い、必要に応じ次年度に向けた改訂作業を実施している。

以下に、各学科の教育課程についての詳細を記す。

#### 【総合文化学科】

学科規程第10条（学位授与の方針）に対応する学習成果の達成のため、総合文化学科では、学科規程第5条で以下のように教育課程編成の方針を定めている（備付-規程集112）。

##### （教育課程編成の方針）

第5条 総合文化学科では学位授与の方針を踏まえて、次のような基本方針のもとで教育課程を編成する。

- (1) 基礎科目では、汎用的能力・社会人としての基礎的能力を身につけるため、必修12単位の修得を卒業要件として、「アカデミックスキル」「基礎学力」「キャリア」「メディアリテラシー」「総合」「リサーチ入門」の各科目を配置する。
- (2) コア科目では学問の方法を身につけ、歴史と文化を踏まえて人間や社会の出来事を総合的に理解し説明できるようになるため、「ことばとコミュニケーション」「現代と情報メディア」「文化の多様性」の各科目を設け、選択必修4単位以上、「関連」科目から選択必修6単位以上の修得を卒業要件として科目を配置する。
- (3) 共通科目では実務遂行能力を身につけ、知識や技術をもとにコミュニケーション能力を高めるため、「教養」「語学」「情報」「医療秘書士」「図書館司書」の各科目を配置する。
- (4) 発展必修科目では、コア科目の3系統における学修と連動しつつ、文化や社会の多様な課題を分析・考察し自己の問題として課題解決への方向性を示すことができるようになるため、「卒業研究」必修4単位を配置する。
- (5) 発展応用科目では、汎用的能力・社会人としての基礎的能力、学問の方法、実務遂行能力・コミュニケーション能力をさらに高めるため、「ハイレベル」科目

を配置する。

総合文化学科では教育目標に沿う学習を促すため、教育課程編成の方針(1)に示されているように、「汎用的能力」「問題解決能力」を養うことを基本的軸とし、その基盤を作る基礎科目によって、(2)に示される学問の方法の学習による理解力の習得と、(3)に示される実務遂行能力の習得による、自己のキャリア形成のための実践的な「生きる知恵」「働く力」の養成を目指している。そして、これらの力をより自己の課題に引き付け、自ら課題を発見し、解決の方向性を見出す応用的、実践的な学習の集大成として、(4)にある「卒業研究」を位置づけている。また、(5)は、自己の能力をより発展させる指向を持つ者に「ハイレベル」を配置しているものである。特に(4)によって、生涯にわたり「学ぶこと」が自己の人生において意義を持つことが実感され、「学び習慣」を身につける動機づけとなるものである。

教育課程の見直しについては、学科会議において学生動向や学期末の学年別成績推移の確認をすると同時に教育課程そのものの見直し・検討を行っている（備付-25）。

### 【子ども学科】

子ども学科では、学科規程第 10 条（学位授与の方針）に対応する学習成果の達成のため、同第 5 条で教育課程編成の方針を以下のように定めている（備付-規程集 112）。

（教育課程編成の方針）

第 5 条 子ども学科の教育課程編成の方針を以下に示す。

- (1) 子ども学科の教育目標を達成するために、教育課程を「教養科目」「専門科目」で編成する。
- (2) 「教養科目」では、人間性と社会性を支える基礎的な教養と学習方法の習得を目的とし、生涯にわたる研鑽の基礎となる科目を配する。
- (3) 「専門科目」には、総合実践力を養うため、次の三つの観点より科目を配する。
  - ① 保育・教育の本質を理解し、保育を多角的に捉えるための科目を配する。
  - ② 保育を総合的に計画・実践するための科目を配する。
  - ③ 子どもの心身の育ちを支えるために必要な専門知識・技術を養うための科目を配する。

この教育課程編成の方針は、卒業認定・学位授与の方針を達成するために定めた方針であり、卒業認定・学位授与の方針が示す学習成果に対応した教育課程を編成している。また、それは短期大学設置基準と文部科学省・厚生労働省の定める免許・資格に関する要件などに基づいたものでもあり、学生に分かりやすく体系的に編成されている。

教育課程の見直しは、学科長と教務委員を中心とする学科内のカリキュラム検討プロジェクトで定期的に検討し、必要に応じ学科会議に提案して協議している。直近のところでは、平成 30（2018）年に行われた幼稚園教諭免許（2 種）課程と保育士養成課程の改正に伴い、教育課程を全面的に改めている。また、令和元（2019）年度には、

教育課程編成・実施の方針の見直しを行い、従来の開講区分であった「教養科目」「専門科目」の2区分について、卒業研究が教養科目ならびに専門科目の総合化をはかる科目であることを明確にすることを目的に、開講区分を「教養科目」「専門科目」「卒業研究」の3区分に改訂した。併せて、学修方法や学修過程、学修成果の評価方法を明記した。改訂した教育課程編成の方針を以下に示す（備付-30）。

（教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー）

第5条 子ども学科の教育目標を達成するために、教育課程を「教養科目」「専門科目」「卒業研究」の3つの科目群から編成し、教育課程編成方針の実質化を図るため、学修方法・学修過程・学修成果の評価方法を明確化する。

(1) 教養科目では、人間性と社会性を支える基礎的な教養と学習方法の修得を目的とし、生涯にわたる研鑽の基礎となる科目を配する。

(2) 専門科目では、総合的実践力を養うために、「保育の本質・目的」「保育の対象の理解」「保育の内容と方法」「保育展開のための知識・技術」「保育実践」の各区分に科目を配する。

①「保育の本質・目的」では、保育・教育の本質を理解するための科目を配する。

②「保の対象の理解」では、保育の対象を多面的に捉えるための科目を配する。

③「保育の内容と方法」では、保育内容を理解し、相互に関連付けながら保育の方法を修得する科目を配する。

④「保育展開のための知識・技術」では、子どもの心身の育ちを支えるために必要な専門知識・技術を養うための科目を配する。

⑤「保育実践」では、保育を総合的に計画・実践するための科目を配する。

(3) 卒業研究では、それまでの教育内容の総合化として、自ら問題を発見し、解決に向かう力を養うための科目を配する。

2 子ども学科で開講するすべての授業科目を、本規程第4条3項に規定する学習成果の指標に対応させる。

## 【人間福祉学科】

人間福祉学科の教育課程編成の方針は、学科規程第10条（学位授与の方針）に対応する学習成果の達成のため、同第5条で教育課程編成の方針を以下のように定めている（備付-規程集112）。

（教育課程編成の方針）

第5条 人間福祉学科の教育課程編成の方針を以下に示す。

(1) 人間福祉学科の教育目標を達成するために、教育課程を人間福祉基盤教育科目（基礎科目、発展科目）、介護福祉専門教育科目（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア）の2領域で編成する。

(2) 人間福祉基盤教育科目の「基礎科目」では、大学としての基礎的人間教育を行う科目を配する。

(3) 人間福祉基盤教育科目の「発展科目」では、地域社会で生活する人が、より豊

かな生活を送ることができるよう、本学独自の科目を設置し、専門的知識・技術を活用し支援する能力を養う科目を配する。

- (4) 介護福祉専門教育科目の「人間と社会」では、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力・思考力を身につけ、利用者の権利擁護の視点、倫理的態度を養う科目を配する。
- (5) 介護福祉専門教育科目の「介護」では、人間の幸せと社会のあり方を幅広く捉え、「尊厳の保持」「自立支援」を踏まえ、介護を必要とする人のあらゆる場面に汎用できる専門的知識・技術・能力を養う科目を配する。
- (6) 介護福祉専門教育科目の「こころとからだのしくみ」では、介護の実践に必要な知識という観点から、人間の成長と発達ならびに障がいの医学的側面の基本的理解、医療的ケアを深め、家族を含めた生活環境へも配慮した介護の視点を養う科目を配する。
- (7) 介護福祉専門教育科目の「医療的ケア」では、医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるように必要な知識・技術・能力を養う科目を配する。
- (8) 人間福祉基盤教育科目、介護福祉専門教育科目で編成する教育課程 2 領域とは別に、留学生の学習支援を促進するための日本語科目を配する。

この教育課程編成・実施の方針は、短期大学設置基準および社会福祉士介護福祉士学校指定規則に則り、本学科が目指す短期大学士としての汎用的能力と介護福祉士としての能力を育成するため、人間福祉基盤教育科目と介護福祉専門教育科目の 2 領域をもって教育課程を体系的に編成している。

人間福祉基盤教育科目（基礎科目）は、大学としての基礎的人間教育を目指している。人間性の涵養のため、芸術（演劇・美術・音楽）を選択必修としている。また、人間福祉基盤教育科目（発展科目）では、地域社会で生活する人が、より豊かな生活を送ることができるよう、専門的知識・技術を活用し支援できる能力の養成を目指している。ボランティア活動や地域高齢者の在宅訪問そして地域の方々との交流を行う「ぶんきょうサロン」など、介護福祉士養成に規定されている科目以外で、人間性と介護福祉士の専門性の両方の能力の育成を目指した本学独自の科目群である。この科目群は、平成 21（2009）年度大学教育推進プログラム〔テーマ A〕に採択された、「生活関連図による地域体験活動と授業の統合」を受け継いだものである。介護福祉専門教育科目（「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」）は、介護福祉士養成の指定科目である。なお、日本語科目は留学生にのみ開講しており、留学生の学習支援を促進し、介護福祉の学習に必要な日本語能力の修得を目指す科目である。

これらの科目をセメスター・学年ごとに配置し、体系的で円滑な履修で学習成果を達成できるよう、教育課程が編成されている。この教育課程で得られる学習成果については、学科規程に明示するだけでなく、シラバスに「人間福祉学科の科目」として掲載し、学生への周知を図っている。

教育課程の見直しについては、定期的に行っている。平成 30（2018）年度より「同行援護従事者」資格を取得できるよう「同行援護」を新設し、外国人留学生の受け入

れ態勢を整備するために「日本語」6科目を新設した。そして四年制大学への編入学により社会福祉士受験資格を取得できるよう「社会福祉概論Ⅰ・Ⅱ」などの科目新設を行い、教育内容の充実に努めている。さらに、令和2(2020)年度より「医療管理秘書士」資格を取得できるよう「医療管理学概論」や「医療事務総論」を新設した。

なお、令和3(2021)年度からの学科名変更に伴い、新たに教育課程編成の方針を検討し、以下のように定め、令和3(2021)年度入学生から運用する(備付-31)。

### 【現代福祉学科】

(教育課程編成の方針・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

第5条 現代福祉学科の教育課程編成の方針を以下に示す。

- (1) 現代福祉学科の教育目標を達成するために、教育課程を現代福祉基盤教育科目(基礎科目、医療と組織、発展科目)、介護福祉専門教育科目(人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア)、卒業研究、日本語で編成する。
  - (2) 現代福祉基盤教育科目の「基礎科目」では、初年次教育として大学で学修するために必要な文章作成や表現力を育成するための科目、教養科目、スポーツに関する科目を配する。
  - (3) 現代福祉基盤教育科目の「医療と組織」では、医療事務や情報ビジネスに関する科目を配する。
  - (4) 現代福祉基盤教育科目の「発展科目」では、地域活動、福祉レクリエーション、障がい特性に応じた専門技術に関する科目を配する。
  - (5) 介護福祉専門教育科目の「人間と社会」では、介護を必要とする人に対する全人的な理解や尊厳の保持、社会福祉制度に関する科目を配する。
  - (6) 介護福祉専門教育科目の「介護」では、人間の幸せと社会のあり方を幅広く捉え、「尊厳の保持」「自立支援」を踏まえて、あらゆる場面に汎用できる専門的な知識・技術・態度を養う科目を配する。
  - (7) 介護福祉専門教育科目の「こころとからだのしくみ」では、介護実践に必要な、人間の成長と発達ならびに障がいの医学的側面に関するこころとからだのしくみを理解する科目を配する。
  - (8) 介護福祉専門教育科目の「医療的ケア」では、医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実践するに必要な知識・技術・態度を修得する科目を配する。
  - (9) 卒業研究では、それまでの教育内容の統合化として、課題解決に取り組む卒業研究を必修科目として配する。
  - (10) 日本語では、留学生の学修支援を促進するため日本語を配する。
- 2 現代福祉学科で開講する全ての授業科目を、本規定第4条3項に規定する学修成果の指標に対応させる。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教養教育については、短期大学設置基準（第5条2）に則り、幅広く深い教養を培うことが可能なよう、教育課程に教養教育の領域を明示し、卒業要件に必要な単位数を設置している。また、教養教育の担当者は当該科目を専門領域とする教員とするなど実施体制は確立している。特に総合文化学科は学科の特性上、教養教育が教育の中心であり、教育内容が充実している。

それに対し、子ども学科と人間福祉学科は、専門職養成の学科であるが、専門教育との関連を十分に考慮し、豊かな人間性の涵養につながる教養教育の充実に努めている。

教養教育の効果は、成績評価やGPAにより測定・評価し、改善に取り組んでいる。以下に、各学科の教養教育に関わる内容を記す。

#### 【総合文化学科】

総合文化学科は学科の特性上、教養教育を基にして教育課程を編成している。教育課程は、「基礎科目」「コア科目」「共通科目」「発展必修科目」「発展応用科目」の5区分から成っているが、さらにそれらを下記のように①基礎科目と発展必修科目、②コア科目、③共通科目と発展応用科目の3つの領域に分類している。

- |              |  |
|--------------|--|
| ①基礎科目と発展必修科目 | 基礎科目区分で、大学での学習の土台作りや2年次の学習や就職活動に関連する学びをし、2年間の学びの集大成である卒業研究へと展開する科目 |
| ②コア科目        | 卒業研究ゼミに直結する演習科目とおよび関連知識を涵養する科目                                     |
| ③共通科目と発展応用科目 | 取得を希望する資格関連の科目、また編入学対応科目や、よりハイレベルな発展教養科目など、目標にあわせて選択可能な科目          |

このような各区分の特性と科目区分同士の段階的関連性により、学生は体系化された教育課程を段階的に学ぶことができ、かつ自身の目的に応じて学びを選択することもでき、深く教養を身につけることができる。

この教育課程を支えるのは、多様な分野の科目であり、それを教授する教員スタッフも充実しており、実施体制は確立している。

専門教育については、全学生が上級ビジネス実務士の取得を目指し、その他にも図書館司書や情報処理士などの資格の取得も可能である。教養教育により「“生きる知恵”の習得」と、「社会を生き抜く力」を培い、専門教育により「“働く力”を身につける」



ことが総合文化学科の打ち出す教育の特色である。

教養教育の効果については、各学期終了後に成績評価上の点検（追試験・再試験該当者の状況および学生別 GPA の推移の確認）を行い、学科会議や学科内のカリキュラム検討委員会などで総合的な学習成果の点検と改善に取り組んでいる（備付-25）。

### 【子ども学科】

子ども学科では、学科規程第2条（学科の目的）で示されている「豊かな人間性と社会性を兼ね備えた、保育・教育における総合的実践力を有する人材の育成」のため、教育課程においては、幅広い教養と深い思考力、適切な判断力など、社会人として身につけておかなければならない知識や学習法を学ぶ教養科目を15科目配している（提出-11 カリキュラム）（備付-規程集112）。

教養教育と専門教育との関連については、学科規程が定める教育目標と学位授与の方針によって説明し、「3つのポリシー相関図」（備付-44）や「履修系統図」（備付-23）によって可視化するなど、わかりやすい工夫をしている。

教養教育における学習成果の効果の測定・評価に関しては、学期・学年ごとの成績評価と GPA による数量的な成績評価をもって行い、教養科目の担当教員および学科内のカリキュラム検討プロジェクトを中心に検証し、必要に応じて学科会議で協議するなど改善に取り組んでいる。

### 【人間福祉学科】

人間福祉学科の教養教育としては、基盤教育科目の領域の基礎科目に「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「英語 A・B」「情報処理」「倫理学」「精神保健」「スポーツサイエンス」「芸術（演劇・美術・音楽）」を配当して実施している。

専門教育としては、介護福祉専門教育科目を開講している。介護の技術や知識を中心に学ぶが、「学科の目的」にも明示しているように、「人権を尊重する基本姿勢と深い人間愛、豊かな人間性を兼ね備えた」ことが介護においては求められる。教養教育のみならず、専門科目においても、汎用的能力と深い人間愛という教養が基本にあり、関連づけられている。

教養教育の成果については各科目で小テスト、授業内試験、期末試験、レポートや課題制作などを行っており、適切に教育の効果測定・評価している。大学で学習するために必要な文章作成や表現力を向上させるための課題については学科会議などで改善を図っている。令和3（2021）年度からの現代福祉学科への移行に向けて教育課程を見直した。また、東北文教大学人間科学部に新設の人間関係学科への編入学で、読み替え科目に対応するよう、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の内容を見直した（備付-25）。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教

育の実施体制が明確である。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本学は開学以来、職業教育をとおして、人間性豊かな、真に社会に貢献しうる実践的な人間の育成を行ってきた。現在の教育課程においても各学科の特性を踏まえながら、職業への接続と実際生活に必要な能力の育成を行っている。社会の大きな移り変わりや、入学者の質の変化、求められる人材の資質などをその都度捉えながら、時代に即した職業教育が可能となるよう学科・教務・学生厚生・進路支援を中心とする職業教育の実施体制を構築している。

職業教育の効果は、学習成果や資格取得率、実習施設からの実習評価、学生からの「授業アンケート」(備付-43)と「卒業時アンケート」(備付-50)、就職先からの「就労状況アンケート」(備付-26)、卒業生への「卒業生アンケート」によって量的・質的データを取集し、測定・評価して点検・改善に取り組んでいる。なお、令和元(2019)年度に、2年間の学習成果を目に見える形で示すための仕組みとして「学修到達度シート(ディプロマ・サプリメント)」(備付-24)の作成に取り組み、令和2(2020)年度オリエンテーション時に学生に対して提示した。これにより、今後さらに職業教育の学習成果を学生と教職員とが客観的に把握・評価することが可能となる。

以下に、各学科の取組みを記す。

#### 【総合文化学科】

総合文化学科は、学科規程第3条(教育目標)で掲げた「社会を生き抜く力を身につけた人材」の育成を目標としており、上級ビジネス実務士を核とした多様な資格の取得をとおして、確かなビジネススキルと社会で生き抜く力の習得を目指している。そのため、総合文化学科が編成する教育課程は、職業への接続を図る職業教育そのものであるといえる(備付-規程集112)。

全員履修資格として上級ビジネス資格を位置づけたカリキュラム編成となっていることで、卒業時には全学生がビジネススキルの基礎と企業・社会などで必要とされるコミュニケーション、グループワークに関する基本能力が習得できる体制となっている。それに加え、個々の必要性・適性に応じて、職業スキルの習得に特化した資格(情報処理士、ピアヘルパー、準デジタル・アーキビスト)と、特定職業に特化した資格(図書館司書、医療管理秘書士)の履修が選択可能な教育課程を編成している。

教養科目群においても「キャリアデザイン」「企業体験演習Ⅰ・Ⅱ」「生活と経済」「就職のための教養」など、職業や実際生活に必要な能力育成のための科目を配し、職業教育を実施している(提出-11)。

カリキュラム外ではあるが、週1コマ「一般職・進路ガイダンス」を設定し、就職希望者の受講を義務づけ、職業生活に必要な能力の育成を継続的に実施している(備付-52)。

職業教育に関わる科目においては、内容ごとに学生自身による振り返りを行い、その学習状況を確認しながら授業を進めている。特に学習状況に関する学生動向につい

ては、学科会議においても報告され、その対応を協議し、各授業における指導にも反映できる体制を整えている。2年間の教育成果全般については、卒業学年に対して学年末に「卒業時アンケート」を実施しており、その集計結果をカリキュラム検討時の基礎資料として活用している（備付-50）。

### 【子ども学科】

子ども学科は学科の特性上、教育課程の全体が、職業への接続を図る職業教育を成すものである。それは、「豊かな人間性と社会性を兼ね備えた、保育・教育における総合的実践力を有する人材の育成」を掲げた学科規程第2条（学科の目的）を受けた、同第3条（教育目標）で具体的に示されている（備付-規程集112）。

この教育目標を達成するため、教育課程には、幅広い教養と深い思考力、適切な判断力など、社会人として身につけておかなければならない知識や学習法を学ぶ「教養科目」と、保育者として必要な専門知識や技術を深めるため、関係法令で定められた科目を中心とする「専門科目」を配している。

学生に対しては、履修系統図（備付-23）により、どの科目を修めればその学習成果を得られるかを明確に提示し、科目ごとの学習成果は、文部科学省・厚生労働省の定める免許・資格に関する要件も満たす「到達目標・達成目標」としてシラバス上に具体的に示され、2年間での学習成果獲得が可能なものとなっている。

また、単位化していないが、時間割（備付-53）上の1コマを「進路ガイダンス」の時間とし、全学生を対象に進路支援と職業生活に必要な能力の育成の時間にあてている。

以上のこのことから、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確であるといえる。

職業教育の効果の測定・評価は、科目ごとに学習目標と評価基準を実質的で測定可能なものとなるよう具体的に設定し行っている。また、教職科目においては「履修カルテ」（備付-33）と「保育者自己評価バランスシート」（備付-45）を作成し、学生自身による主観的な学習成果の測定も含め、成績評価からは読み取りにくい各科目の学習目標に対する習熟度を測ることができるよう工夫もしている。さらに、2年次後期に配置されている「保育・教職実践演習（幼稚園）」では、これまでの学習を振り返り、学生自らの学習課題を明らかにし、卒業後にも主体的に学び、課題を解決できるような授業内容となっており、授業の学習成果をとおしても、学生個々の職業教育の効果の測定が可能となっている。これらの学習成果と卒業後の就職先に行く「就労状況アンケート」（備付-26）や訪問記録（備付-27）を基に、職業教育の改善に向けた点検と検討を行っている。

### 【人間福祉学科】

人間福祉学科では、教育課程を「人間福祉基盤教育科目」と「介護福祉専門教育科目」の2つの科目群に分け、それぞれの学習成果を示している。

「人間福祉基盤教育科目」の「基礎科目」では、基礎的人間教育を行う科目を配し、

「発展科目」では「介護に関連した知識及び技術を活用して支援できる」福祉レクリエーション・ワーカー資格に関連する科目と、地域社会で生活する方々との交流によって実習以外にも高齢者と交流する科目を配し、ともに「豊かな人間性及び柔軟な思考力」を養うことを学習成果としている。

「介護福祉専門教育科目」は、介護福祉士の資格取得のための科目を配し、介護福祉士の資格取得が具体的な学習成果になるといえる。

また、教育課程の学習成果については、学科規程第 3 条（教育目標）において、明確に定めている（備付-規程集 112）。

さらにシラバスにはその目標をより具体化した学習成果を明示している。また、人間福祉学科は介護福祉士養成施設でもあり、1 年次より介護福祉士国家試験模擬試験を計 3 回、さらに、全国の養成施設で共通実施している学力評価試験を学生に課し、専門職に必要な知識の確認・習得を繰り返し行うなどして介護福祉士にふさわしい人材育成のため活用している（1 年生模擬試験要項、2 年生模擬試験要項、学力評価試験実施要項）。

平成 29（2017）年度卒業生より課せられた国家試験の合格率は、平成 29（2017）年度 90.7%、平成 30（2018）年度 93.9%、令和元（2019）年度 96.6%、令和 2（2020）年度 100.0%と、毎年実績を積み重ねてきた。ちなみに、合格率 100.0%となった令和 2（2020）年度は、介護福祉士養成校全国 2 位の成績となる。

また、2 年間の学修の集大成として卒業研究を課し『卒業研究』としてまとめ、さらに「介護福祉フォーラム」を開催し、全員が発表を行っており、基礎的人間能力の育成も達成可能である（備付-54、55）。なお、専門職希望者の就職率 100%という実績も、職業教育の学習成果を達成していることの証明にもなっているといえる。

介護福祉士は高齢社会の我が国において社会的に求められる資格であり、職業とも直接結びつく実際的な価値があるといえる。また、対人関係を基本とする介護福祉士において、知識・技術を支える豊かな人間性と柔軟な思考力も実際的な価値があるといえる。

学習成果は、成績評価と GPA の他、国家試験による資格取得率によって測定されている。この他に、外部評価として実習評価および例年は在宅高齢者訪問の訪問先の高齢者からも評価（備付-17）を受けている。ただし、在宅高齢者訪問について、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から実施しなかった。ここに挙げたように、職業教育の効果を測定する方法は多種あり、得られた評価を基に次年度に向けて改善に取り組んでいる。

**[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

### <区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

各学科とも、学位授与の方針および教育課程編成の方針に基づく学習成果と対応させた入学者受入れの方針を作成し、各学科の学科規程に明示している。各学科の入学者受入れの方針は次のとおりである（備付-規程集 112）。

#### 【総合文化学科】

総合文化学科は、学問の方法を学び活かす学習と実務遂行能力を習得する学習をとおり、自己の人生を自律的に形成しつつ、人間と社会への理解を持ち、地域社会に貢献できる人材の育成を目指している。そのため、学科の教育内容への理解と、人間や社会の幅広い事象と自己との結びつきについての探究心、そして実務遂行能力などを学ぼうとする意欲・態度が必要であり、入学者受入れの方針は、この教育目標と学習成果に対応するものになっている。

総合文化学科の入学者受入れの方針は、学科規程第4条で規定し明示している（備付-規程集 112）。

第4条 総合文化学科の入学者受け入れの方針は、次の観点を満たしているものとする。

- (1) 自分と他人との関わりや社会へのあり方などに興味と関心を持ち、自分の生き方を考える力を身につけたいという意欲があること。
- (2) 人間や社会について探求するための具体的方法を学びたいという意欲があること。
- (3) 実社会に役立つ能力を身につけたいという意欲があること。
- (4) 人間や社会がかかえる課題について、積極的に考えてみようという意欲があること。

#### 【子ども学科】

子ども学科は、保育を多角的・総合的視野で考え、専門的知識と技術そして倫理観と豊かな感性や情操を持ち、コミュニケーションの取れる総合的実践力を持つ保育者養成を目指している。そのため、保育者養成という学科の目標を理解し保育者への意欲を持つとともに、基礎学力と思考力・表現力、人間性と社会性そしてコミュニケーション能力を持つことが必要であり、入学者受入れの方針は、教育目標と学習成果に対応するものになっている。

子ども学科の入学者受入れの方針は、学科規程第4条で規定し明示している（備付-

規程集112)。

第4条 子ども学科の入学受入れの方針は、次の観点を満たしているものとする。

- (1) 本学科の特色を理解し、明確な勉学目的を有し、自己目標を達成するために意欲的に行動できること。
- (2) 本学科で学ぶための基礎学力があり、思考力と表現力を有していること。
- (3) 本学科が求める保育者としての人間性とコミュニケーション能力、礼儀作法、言葉遣い、生活習慣を身につけていること。
- (4) 広く社会への関心を持ち、問題意識や意見をもつことができること。

なお、令和2(2020)年度に入学受入れの方針を見直し、(3)の内容を以下のよう  
に改訂することとした(下線箇所)(備付-30)。

第4条 子ども学科の入学受入れの方針は、次の観点を満たしているものとする。

- (1) 本学科の特色を理解し、明確な勉学目的を有し、自己目標を達成するために意欲的に行動できること。
- (2) 本学科で学ぶための基礎学力があり、思考力と表現力を有していること。
- (3) 保育者として相応しい人間性と良好な人間関係を保つためのコミュニケーション能力を身につけていること。
- (4) 広く社会への関心を持ち、問題意識や意見をもつことができること。

これまでの(3)の内容では、細かく観点を示していたが、「人間性」と「コミュニケーション能力」の二つに集約し、「保育者として相応しい人間性」に「礼儀作法」や「言葉遣い」、「生活習慣」の観点を含めることにした。これを、令和3(2021)年度から運用していく。

### 【人間福祉学科】

人間福祉学科は、基礎的な実践力を有する介護福祉士、すなわち介護の知識・技術のみならず介護に関わる制度・施策や社会における介護の意味、そして福祉を必要とする人々への理解と他の職種との円滑な連携のもと、介護を実践できる人材の養成を目指している。そのため、介護福祉士への意欲と基礎学力そして福祉に関する社会への理解やコミュニケーション能力が必要であり、入学受入れの方針は、教育目標と学習成果に対応するものになっている。

人間福祉学科の入学受入れの方針は、学科規程第4条で規定し明示している(備付-規程集112)。

第4条 人間福祉学科の入学受入れの方針は、次の観点を満たしているものとする。

- (1) 介護福祉士を目指す明確な目的をもっており、資格取得に向けた強い学習意欲があること。
- (2) 現代社会のかかえている諸問題に広く関心をもち、特に福祉の領域については意見を述べられること。
- (3) 本学科で学ぶためのコミュニケーション能力、礼儀、自己理解、積極性等を有し

ていること。

- (4) 本学科で学ぶための十分な基礎学力があり、自己目標を達成する行動力を有していること。

人間福祉学科は、令和3(2021)年度から「現代福祉学科」へ移行するため、それに合わせて、新たに入学者受入れの方針を見直し、以下のように改訂した(備付-31)。

#### 【現代福祉学科】

第6条 現代福祉学科で入学者に求める学生像は、次の観点を満たしているものとする。

- (1) 現代社会のかかえている諸問題に広く関心を持ち、自らの意見を述べられる学生。
- (2) 地域社会における諸問題に広く関心を持ち、介護福祉に強い学修意欲がある学生。
- (3) 周囲の人との良好な人間関係を保つためのコミュニケーション能力があり、他者に対する誠実な態度と礼儀がある学生。
- (4) 入学後の学修に必要な基礎学力があり、自己目標を達成するために主体的に学ぶことができる学生。

この新しい入学者受入れの方針に基づき令和3(2021)年度の入試選抜を執り行った。

入学者受入れの方針は学生募集要項(提出-9、10)、総合型選抜パンフレット(備付-56)、ホームページ上にも掲載し、各種進学説明会やオープンキャンパスでも周知を図っているが、その際には、「育成したい人材」「求める学生像」として分かりやすく表現を変えて示している。

入学者受入れの方針は、入学前の学習成果として次のようなことを把握・評価することを示している。

子ども学科は、本学で学ぶための基礎学力、思考力、表現力を求めており、それらを把握・評価する。人間福祉学科(現代福祉学科)にあっても、現代社会のかかえている諸問題に広く関心を持っていること、介護福祉に強い学修意欲があること、そして他者と協働できるコミュニケーション能力があること、本学での学修に必要な基礎学力があることを把握し、評価する。

このように、各学科とも、把握し評価する学習成果や意欲・適性など入学前に体得すべき事柄を示している。

入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に基づき定められた、各学科の「入学者選抜の基本方針」にしたがって実施している。令和2(2020)年度から今般の大学入試改革の提言に則り、「入学者選抜の方針」を見直し、新たな「入学者選抜の基本方針」を運用している。

以下に、改訂した「入学者選抜の基本方針」を示すが、総合文化学科は学生募集を停止したため新たな方針はない。また、人間福祉学科は学科名を変更し、「現代福祉学科」となる。

#### 【子ども学科】(提出-8、10)

子ども学科では、本学科の求める学生像に記された要件を備えた学生を適正に受け入れるために、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定推薦・公募推薦）、一般選抜（一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜）、特別入試の4つの方法で選抜を行います。

- ①総合型選抜では、明確な勉学目的と保育職への意欲を持ち、目標を達成するために意欲的に行動できる学生を受け入れるために、事前に提示する学科課題に基づいた口頭試問を含む面接と志望理由書を課します。
- ②学校推薦型選抜（指定推薦）では、明確な勉学目的と保育職への意欲を持ち、目標を達成するために意欲的に行動でき、かつ、学科の学修に必要な基礎学力と良好な人間関係を保つためのコミュニケーション能力を備えた学生を受け入れるために、学習成績の状況（調査書）、グループワークを含む面接を課します。学校推薦型選抜（公募推薦）では、明確な勉学目的と保育職への意欲を持ち、目標を達成するために意欲的に行動でき、かつ、学科の学修に必要な基礎学力と理解力と思考力を備えた学生を受け入れるために、学習成績の状況（調査書）と作文、口頭試問を含む面接を課します。
- ③一般選抜（一般選抜〔前期〕・大学入学共通テスト利用選抜）では、学科の学修に主体的に取り組める基礎学力を持った学生を受け入れるために、国語と英語を課します。一般選抜（一般選抜〔後期〕）では、学科の学修に主体的に取り組める基礎学力と理解力、保育への関心を持った学生を受け入れるために、国語と面接を課します。
- ④特別入試では、社会人としての経験を持つ人には、保育職を理解した上で社会人としての経験を生かし、学科の学修に取り組める学ぶ意欲・態度、理解力、思考力を持った学生を受け入れるために、書類審査・作文・面接を課します。また、外国人留学生として学修したいという人には、自国と日本の保育、免許・資格を理解した上で、学科の学修に主体的に取り組める日本語能力と理解力を持った学生を受け入れるために、書類審査・日本語試験・面接を課します。

#### 【現代福祉学科】（提出-8、10）

現代福祉学科では、本学科の求める学生像に記された要件を備えた学生を適正に受け入れるために、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定推薦・公募推薦）、一般選抜（一般選抜・大学入学共通テスト利用）、特別入試の4つの方法で選抜を行います。

- ①総合型選抜では、介護福祉に強い学修意欲があり、人間性豊かで意欲的な学生を受け入れるために、事前に提示する課題に基づいた口頭試問を含む面接と志望理由書を課します。
- ②学校推薦型選抜（指定推薦）では、学科の学修に主体的に取り組める基礎知識・学力を持ち、人間性豊かで意欲的な学生を受け入れるために、学習成績の状況（調査書）と実技またはグループワークを含む面接を課します。学校推薦型選抜（公募推薦）では、学科の学修に主体的に取り組める基礎知識・学力を持ち、人間性豊かで意欲的な学生を受け入れるために、学習成績の状況（調査書）と作文、面接（口頭試問を含む）を課します。



- ③一般選抜(一般選抜 [前期]・大学入学共通テスト利用)では、学科の学修に主体的に取り組める基礎学力を持った学生を受け入れるために、国語と英語を課します。一般選抜(一般選抜 [後期])では、学科の学修に主体的に取り組める基礎学力と理解力、表現力を持った学生を受け入れるために、国語と面接を課します。
- ④特別入試では、社会人としての経験や自己目標を達成するために主体的に学ぶことができ、学科の学修に取り組める理解力、表現力を持った学生を受け入れるために、書類審査・作文・面接を課します。また、外国人の留学生として学修したいという人には、学科の学修に主体的に取り組める日本語能力と理解力、表現力を持った学生を受け入れるために、書類審査・日本語試験・面接を課します。

総合型選抜では、事前相談で教育目的・目標とカリキュラムとともに入学者受入れの方針を説明し、本相談では入学者受入れの方針に対応した相談を受け、その中で学習成果の把握と評価を行っている。学校推薦型選抜のうち、公募推薦では、書類審査・作文・面接で入学者受入れの方針に対応した学習成果の把握と評価を行っている。また、同じく学校推薦型選抜の指定推薦では書類審査・面接により、入学者受入れの方針に対応した学習成果の把握と評価を行っている。

一般選抜である一般選抜入試と大学入学共通テスト利用入試では、国語(現代文)と英語(リスニングを含む)の2科目を課し、各学科共通に求められる基礎学力を評価している。学力検査であり意欲・適性は審査できないが、受験生は同系統の学部・学科を志望する生徒がほとんどであり、学科選択の段階で意欲があると判断している。

このように、入学者選抜には、高大接続の観点から多様な選抜方法を設けるとともに、それぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正な入試の実施に努めている。

授業料など入学に必要な経費については、学生募集要項(提出-9、10)と大学案内(提出-7、8)およびホームページで必要な情報を明示している。

本学のアドミッション・オフィスに該当する業務は、入試広報センターが担当し、学生募集要項(提出-9、10)の作成・各種パンフレットの作成、高校訪問やオープンキャンパスの企画・実施、各種説明会への参加などを担当している。本学では、高校訪問やオープンキャンパス、各種説明会への参加を全教職員が担っており、入試広報センターは全教職員の協力を得て実施できるよう、入試委員会・入試広報センター会議と密接に連携して企画立案し、実施にあたっている。また、大学広報に関しては、入試広報センターが担当している。

入試事務も入試広報センターが担当している。9月から始まる総合型選抜の事前相談を皮切りに、学校推薦型選抜、大学入学共通テスト利用、一般選抜に関することなど多岐にわたる入試の実施計画から試験の実施、合格発表そして入学手続きに到るまでの業務を入試広報センター職員が全員体制で携わり、受験生が安心して受験し進学できる環境を整えている。

入学者選抜の実施に当たっては、いずれの試験においても問題の作成から実施、合格の発表に到るまで、入試委員会と入試広報センターが公正かつ正確に運営する体制をとっている。学校推薦型選抜においては面接内容や作文題あるいは課題の内容、一般選抜入試においては試験問題と解答例の査読をしている。そして、採点とその確認

に到るまで必ず複数の教員が担当し、正確な実施を期している。

受験に関する本人・保護者・高校教員などからの問い合わせの多くは、電話・電子メールである。その一件一件に、入試広報センター職員が丁寧に対応している。学校からの問い合わせや要望など、入試広報センター職員だけでは対応できない場合は、入試担当の責任者が学長と協議し、必要に応じて入試委員会を開催し、対応している。

入学手続き者には、入学までの留意事項を記した「入学に向けて」（備付-57）を全員に送るとともに、学科ごとに「東北文教通信」（備付-59）を作成し、学科の紹介や入学までの心構えそして入学前の課題を送って、入学に備えるよう指示している。

アパートなど止宿に関する情報も提供し、問い合わせに対しては学務課を中心に対応している。

入学者に対しては、各学科とも入学式後に2～3日間の日程でオリエンテーションを行っている。短期大学部で学ぶ基本的姿勢からカリキュラムの説明、履修指導を行い、卒業までの道筋を示すようにしている。

本学では、全学をあげて定期的に高校訪問を行い、各高等学校の入試関係者と面会し、入学者選抜に関する情報収集に努めている。しかし、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から訪問は行わず、電話での説明と意見聴取に変えて実施した。また、毎年4月に各高等学校に案内状を送付し、教職員を対象とする「教育懇談および入学者選抜説明会」（備付-3）を開催している（令和2年度も実施）。その際にも、各高等学校からの質問や意見を受け付けている。これらによって集められた情報は、入試広報センターに集約され、精査された後、教授会などの場で共有され、定期的な点検の材料として生かされている。

#### **【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### **<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>**

各学科の学科規程に建学の精神に基づく教育目標として学習成果を示し、さらに、その内容をより具体化した学位授与の方針を定め、それと対応する教育課程編成の方針に基づき必要な科目を配置して教育課程を編成している。教育課程は、学習内容の進展度を考慮するとともに、資格取得に関する法令や協会の指定を遵守して作成されており、その履修による学習成果には、具体性があるといえる。

その教育課程で配置した科目ごとに、本学では、シラバス（提出-11）で「達成目標と評価基準」が設けられており、学生が履修する授業の学習をとおして達成すべき具体的な目標が3点から4点まで示すことができるようになっている。また、「単位認定の要件」では、当該授業で単位取得のための必要条件が具体的に明示されるため、学生にとって、学ぶ目標と評価される基準が理解しやすくなっている。この方式は、学科を問わずすべての科目について実施されており、学生は15回の授業を通じて学習成

果が確実に達成される仕組みとなっている。ゆえに、本学において学習成果は達成可能であるといえる。さらに、教育課程は Semester ごとに科目を編成しており、半期ごと、そして2年間という一定の期間内で学習成果を獲得できるようになっている。

以上の学習をとおして身につけた知識・技術・能力そして資格を活用し、多くの卒業生が社会で活躍しており、また相応の評価を得ていることから学習成果には客観性があると言える。

学習成果は、「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」（提出-5）と「成績評価の方針」（備付-36）に基づき、科目レベル、学科レベル、短期大学レベルでそれぞれ測定を行っている。科目レベルでは、シラバスに記載している「達成目標と評価基準」をもとに、「単位認定の要件」により厳密な成績評価が行われる（提出-11）。各教員の評価は、学則第30条（学習の評価）に基づきS・A・B・C・Dの5段階評価で行い、その基準はシラバスの「授業の履修について」の「8成績評価 単位認定条件」に明示して教職員・学生の共通の理解の下で行っている（提出-2）（備付-規程集52）。

その学習成績は Semester ごとにGPAとして集計され、当該 Semester の学習成果を査定している。その結果を各学科の学科会議および教務委員会で検討し、各学生の履修状況把握とともに履修指導にも活用している。GPAにより当該学期における学習者の学習成果および履修状況を的確に数値化しており、学科レベルでの学習成果の査定に有効に活用している。

短期大学レベルでは、2年間の学業成績を集約した卒業判定や資格取得率などで数量的に測定し、また各学科でまとめる卒業研究の要旨集および卒業研究の成果発表会において質的に測定している。これにより、入学から卒業までの本学の教育プログラムによる学習成果の到達度を総合的に検証している。さらに、卒業後には卒業生の就職先となる事業所を対象に毎年実施する「就労状況アンケート」（備付-26）の結果を分析するなど、多面的かつ総合的に学習成果を査定・検討し、学習成果の実践的な価値を加えるための努力を継続的に行っている。

学生には、学期ごとに学習成果を把握する成績通知書とGPAが配付される。令和2（2020）年度からは、それに「学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）」（備付-24）が加わり、自身の学習成果の獲得について確認することができる。これらを基に、学期はじめのオリエンテーションでの教務ガイダンスや担任面談で、学習成果の獲得状況についてフィードバックがなされる。

各学科の具体的な状況については、以下のとおりである。

### 【総合文化学科】

総合文化学科では、学科規程第3条の教育目標に定める「社会を生き抜く力」を実質的に身につけられるよう、教育課程においては次の5つの領域を設け、学科の教育目標に対応させている（備付-規程集112）。

- (1) 「基礎科目」領域 = 汎用的能力・社会人として基礎的能力の共通基盤をつくる
- (2) 「コア科目」領域 = 学問の方法を修得し、文化や社会の多様な事象を理解する

- (3) 「共通科目」領域 = 知識・技術の修得、コミュニケーション能力の鍛錬を通じて実務遂行能力を身につける
- (4) 「発展必修科目」領域 = 文化や社会の課題を自己の問題として捉え卒業研究にまとめる
- (5) 「発展応用科目」領域 = さらなる能力向上を目指す者のための「ハイレベル」な学修を行う

総合文化学科の教育目標として明示されている学習成果は、上記の5つの領域を有する教育課程に対応し、最大限の教育効果を発揮するよう、以下のように関連づけられている。

教育目標の(1)に掲げられている、社会を生き抜く力を支える汎用的能力は、(2)に示される①「学問の知見や方法」の修得と、②「实际的・実務的な問題解決型学修」によって修得される。この2つの柱の前者①は、教育課程の「基礎科目」や「コア科目」により、そして後者②は「コア科目」および「共通科目」によって涵養される。そして、教育目標(1)(2)に加え、(3)で強調する「学び習慣」の定着をも含めた総合的な能力育成が、「発展必修科目」ないし「発展応用科目」によって強化されるように教育課程が構成されている。

科目単位の学習成果については、S・A・B・C・Dの5段階による成績評価やGPAの数値の推移によって確認することができるが、総合文化学科としての総合的な学習成果の確認をするには、本学科で取得可能な資格の取得状況の数値化を活用することができる。

本学科では、上級ビジネス実務士、情報処理士、図書館司書、医療管理秘書士、ピアヘルパー、準デジタル・アーキビストの6種類の取得が可能である。令和2(2020)年度総合文化学科卒業学生55名については、以下のような資格取得状況となった。

令和2(2020)年度 総合文化学科卒業生(55名)各種資格取得率

|   | 資格名          | 2年前期希望者(名) | 取得者(名) | 前期希望者に対する取得率(%) |
|---|--------------|------------|--------|-----------------|
| 1 | 上級ビジネス実務士    | 53         | 51     | 96.2            |
| 2 | 情報処理士        | 40         | 35     | 87.5            |
| 3 | 図書館司書        | 10         | 9      | 90.0            |
| 4 | 医療管理秘書士      | 18         | 18     | 100.0           |
| 5 | ピアヘルパー       | 25         | 18     | 72.0            |
| 6 | 準デジタル・アーキビスト | 11         | 7      | 63.6            |

なお、必要単位数によって履修の重みを区別し、A. 必要単位数の多い資格群(上級ビジネス実務士、情報処理士、図書館司書)とB. 比較的単位数の少ない資格群(医療管理秘書士、ピアヘルパー、準デジタル・アーキビスト)に分け、資格取得に当たってはAB両群から合わせて3種類程度までにするよう学生に指導を行っている。複数資格取得者については、次のような状況である。

令和2（2020）年度 総合文化学科卒業生（55名）主な複数資格取得者の割合

|   | 資格の組み合わせ                | 2年前期希望者<br>(名) | 取得者<br>(名) | 卒業者に対する<br>取得率<br>(%) | 前期希望者に対する<br>取得率<br>(%) |
|---|-------------------------|----------------|------------|-----------------------|-------------------------|
| 1 | 上級ビジネス実務士+情報処理士+医療管理秘書士 | 15             | 13         | 23.6                  | 86.6                    |
| 2 | 上級ビジネス実務士+情報処理士         | 40             | 35         | 63.6                  | 87.5                    |
| 3 | 上級ビジネス実務士+情報処理士+ピアヘルパー  | 20             | 14         | 25.4                  | 70.0                    |
| 4 | 図書館司書+準デジタル・アーキビスト      | 5              | 3          | 5.4                   | 60.0                    |

上記の表のとおり、地域社会で労働し生きていくための実務的な知見とスキルの総合的修得を可能にするカリキュラムのもと輩出された人材が、資格取得のうえ就職を果たしていることから、学習成果の実際的な価値を具体的に確認することができる。

【子ども学科】

子ども学科では、学科規程第3条で教育目標を定めており、学科の目指す具体的な学習成果を示している（備付-規程集112）。

教育目標に対する学習成果は学位授与の方針と対応しており、教育目標達成のため効率よく体系化された教育課程となっている。なお、学生に対しては、「3つのポリシー関連図」（備付-44）および「履修系統図」（備付-23）により、どの科目を修めればその学習成果を得られるかを明確に提示し、科目ごとの学習成果は、文部科学省・厚生労働省の定める免許・資格に関する要件も満たす「到達目標・達成目標」としてシラバス（提出-11）上に具体的に示され、2年間での学習成果獲得が可能なものとなっている。

学習成果の測定に関しては、成績評価とGPAにより学期・学年ごとの成績評価や年間の学習成果に基づき数量的な成績評価をもって学位授与と卒業認定を行っている。また、教職科目においては「履修カルテ」を作成し、学生自身による主観的な学習成果の測定も含め、成績評価からは読み取りにくい各科目の学習目標に対する習熟度を測ることができるような工夫もしている。さらに、本学科で幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格、知的障害者福祉司任用資格、キャンペインストラクターの免許・資格の取得が可能であることも、実社会における実際的な価値を反映するものである。令和2（2020）年度子ども学科卒業生の各種資格取得状況については、以下のとおりである。

令和2（2020）年度 子ども学科卒業生（100名）各種資格取得率①

| 資格名 | 取得人数（名） | 卒業者数に対する取得率（%） |
|-----|---------|----------------|
|-----|---------|----------------|

|   |              |     |       |
|---|--------------|-----|-------|
| 1 | 幼稚園教諭二種免許状   | 99  | 99.0  |
| 2 | 保育士          | 98  | 98.0  |
| 3 | キャンプインストラクター | 1   | 1.0   |
| 4 | 社会福祉主事任用資格   | 100 | 100.0 |
| 5 | 知的障害者福祉司任用資格 | 100 | 100.0 |

なお、卒業時に幼稚園教諭二種免許状および保育士の両方を取得した学生の比率については以下のとおりである。

令和2（2020）年度 子ども学科卒業生（100名）各種資格取得率②

| 学 科   | 卒業者数（名） | 資 格 名             | 人数（名） | 卒業者に対する取得率（%） |
|-------|---------|-------------------|-------|---------------|
| 子ども学科 | 100     | 幼稚園教諭二種免許状<br>保育士 | 98    | 98.0          |

### 【人間福祉学科】

人間福祉学科の学習成果は、学科規程第2条（学科の目的）を受け同第3条（教育目標）および同第10条（学位授与の方針）において具体的に示されている（備付-規程集112）。人間福祉学科の学習成果は短期大学士としての汎用的能力と、介護福祉士としての専門的職業能力の2つからなっている。そのいずれの要素においても、学科規程第2条（学科の目的）に明記している「敬・愛・信」の建学の精神に則り、「人権を尊重する基本姿勢と深い人間愛、豊かな人間性を兼ね備える」ことが貫かれており、建学の精神に基づいたものとなっている。さらにシラバスの中で科目ごとに「達成目標・到達目標」の項目で具体化した学習成果を明示し学生に周知するとともに、各科目第1回目の授業において授業概要を説明し、学生の理解を図っている。

各科目の「達成目標・到達目標」は15回または30回の授業に出席し、かつ時間外学修を実施することで当該セメスターにおける学習成果の獲得は可能である。授業内または時間外学修での課題に対してフィードバックを行うことで一定期間での学習成果の獲得を支援している。15回または30回の授業内容および時間外学修についてはいずれもシラバスに明確に示されている。カリキュラム編成は体系的に学修できる仕組みとなっており、履修系統図（備付-23）にて明示している。科目間の連携を図ることで、各科目で修得した知識・技術を関連づけた学習が可能となっている。また、「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」では各科目での学習成果を総合的に活用した課題解決への取り組みを実践している。これらのことが2年間の就学期間における学科規程第10条（学位授与の方針）に明示した学習成果の獲得を担保しているといえる。

学習成果の測定については、他学科同様、各科目の単位認定のために実施される期末試験、期末レポート、授業内提出物、授業内試験、授業内活動、外部試験などによって質的・量的に学習成果を測定している。「単位認定の要件」「単位認定方法とその割合」はシラバスに明記されている。介護実習についてはねらいや学習内容、評価基準などを『介護実習の手引き』（備付-59）を用いて実習先と共有し、連携して質的な

学習成果の評価を行っている。さらに、2年間の学修の集大成である卒業研究の成果は、「介護福祉フォーラム（備付-54）」において発表し、本学科非常勤講師や介護実習施設の実習指導者などに「講評」として評価をもらっている。また、介護福祉士養成課程に関しては、「日本介護福祉士養成施設協会学力評価試験」および平成29（2017）年度から導入された「介護福祉士国家試験」の合否が2年間の学習成果を数量的に測定するものといえる。

以下に人間福祉学科で取得可能な資格の種類および取得率を示す。

令和2（2020）年度 人間福祉学科卒業生（33名）各種資格取得率

|   | 資格名             | 取得人数（名） | 卒業者数に対する取得率（%） |
|---|-----------------|---------|----------------|
| 1 | 介護福祉士受験資格       | 33      | 100.0          |
| 2 | 福祉レクリエーション・ワーカー | 4       | 12.1           |
| 3 | 社会福祉主事任用資格      | 33      | 100.0          |
| 4 | ピアヘルパー          | 21      | 63.6           |
| 5 | 同行援護従業者         | 21      | 63.6           |

**〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>**

本学では、単位取得率や学位取得率、そして資格試験や国家試験の合格率に関しては、特に最終学年の卒業判定を巡る検討の際に教務委員会および教授会において情報を共有のうえ検討する仕組みを有している。具体的には、教務委員会および教授会において卒業生全員を対象に、卒業者数、卒業単位数、各種資格取得状況に加え、GPAに基づく成績優秀者の検討を行い、適正に学習成果を把握する機会を設けている。同時に各学科の学科会議においても、学生の学習成果の獲得状況を把握するとともに、取得単位数やGPA分布を基に学習成果の検証を行い、教育の質保証に活用している（備付-25）。

とりわけGPAについては、「GPA運用要項」（備付-60）に定める学科ごとのGPAの基準に照らし、成績不振にある学生への面談指導をする際の指導基準として活用している。また、資格取得に不可欠な実習科目の履修を必要とする子ども学科および人間福祉学科においては、実習履修のための要件としてGPAが活用されている。一方、総合文化学科では、企業における企業研修を課す「企業体験演習Ⅱ」において、インター

ン参加の可否の要件の一部に GPA を利用している。

この他にも、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定するものに、卒業研究がある。これは全学科に共通する質的な学習成果で、3 学科とも卒業研究の成果を冊子や PDF 化してまとめている他、発表の場を設けている。現場実習のある子ども学科や人間福祉学科では、外部からの実習評価も学生の学習成果の獲得状況を表す重要な量的データであり、学科ごとの評価基準に基づき集計され、実習後の事後指導に活用されている。

令和 2 (2020) 年度からは、「学修到達度シート (ディプロマ・サプリメント)」(備付-24) を導入し、これを含めて多面的、総合的に学習成果を点検・評価する「学習成果の評価に関する方針 (アセスメント・ポリシー)」(提出-5) を定めた。この方針により、学習成果の点検・評価にあたっては、「入学前・入学直後」「在学中」「卒業時」の各時期における学修の到達度を、機関レベル (大学全体)、教育課程レベル (学科)、授業科目レベル (授業科目担当者) の各レベルで検証する仕組みが構築された。

なお、学生の成績動向や学習状況を一元化するデータ管理システムとして「学生カルテ」(備付-61) を導入している。「学生カルテ」は、入試区分や成績評価、GPA、単位取得状況、免許・資格の取得状況、学生指導の状況に至るまで多岐にわたるデータを管理し、学生指導に活用することができる。しかし、現時点では活用方法が十分に機能しているとは言えない。今後、この機能を活用してエンrollment・マネジメント体制を確立することが課題である。

学生による自己評価については、全授業科目を対象に実施される「授業アンケート」(備付-43) があり、結果は量的・質的データとしてまとめられる。本アンケートには、教員の教え方以外に、学生自身の授業への取り組みを評価する項目が多い。たとえば、「予習・復習を十分にしましたか」「関連する資料や文献を十分に読みましたか」「自分から学ぼうとする姿勢で履修しましたか」「専門的な内容は理解できましたか」などの質問項目が設定されている。これらの結果は IR 室で集計され、調査対象の直後の学期において、教員一人ひとりにその結果が学内メールによって通知される仕組みが整備されている。また、アンケート結果を受けての改善の可視化と学生へのフィードバックのため、学内で学生および教職員を対象に 1 週間程度公開されるなど、具体的な方策も採られている。

卒業時には 2 年間で振り返った学生の自己評価として「卒業時アンケート」(備付-50) を実施している。その中で、授業内容に関する満足度を量的データとして取っている。過去 6 年間の結果では、肯定的な評価が 9 割を占め、特に「大変満足している」では毎年右肩上がり評価が上昇し、令和 2 (2020) 年度では 48% と約半数にまで達している。本アンケートでは、「開講されている授業科目のほかに、どんな授業科目があれば良いと思うか」も自由記述で質問しており、その結果は質的データとして取りまとめられ、各学科の学習成果における点検・評価に活用されている。

卒業生に関わる調査については、卒業生の就職先である各事業所に対して書面による「就労状況アンケート」(備付-26) を実施し、在学中の学修活動の成果に対する社会的な評価を得る機会を設けている。事業所に対する「就労状況アンケート」(備付-26) の結果については、学科としての指導体制やカリキュラムの改善点を探るための重要



な資料として大いに活用をしてきている。

また、卒業生自身に対しては、令和2（2020）年度に卒後1年目と3・4年目の卒業生を対象に「卒業生アンケート」（備付-62）を実施し、その結果を報告書にまとめ、全教職員に情報共有した。

インターンシップや留学などへの参加率は、各学科において実施されるインターンシップないし海外研修科目の詳細情報として検討がなされている。また、就職率および大学編入学率などについては、進路支援センター会議そして教授会において毎月分析・報告され、学内全体で情報の共有化を図る仕組みを備えている。これらの情報の活用については、学科会議を通じて学科ごとに学生指導に活用している。

卒業率、就職率については、主に卒業学生の卒業判定を審議する際に確認され、卒業生の傾向を踏まえてその後の指導体制やカリキュラム検討のため、各学科において重要なデータとして活用している。

上述した「授業アンケート」は学内で公表しているが、その他の主なものは、大学案内やホームページで公表している。令和2（2020）年度から運用をはじめた「学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）」（備付-24）は、卒業年次にあたる学年の平均値をホームページ上で公表している。

以下に学科ごとの状況を示す。

#### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

卒業生の進路先からの評価聴取については、毎年、進路支援センターより、卒業生の進路先へ「就労状況アンケート」（備付-26）を送付し、就労状況の把握を行っている。さらに、その「就労状況アンケート」を基に全教員と進路支援センター職員が進路先を訪問し就労状況や卒業生の評価、必要とする人材像などについて直接的に聴取して「訪問記録」（備付-27）にまとめている。

令和2（2020）年度は、令和元（2019）年度卒業生を対象として、8月7日を締め切りとしてアンケートを各事業所に送付し、回答を得た。学科ごとの送付数と回答数は、総合文化学科は送付数41カ所（回答数35カ所）、子ども学科は送付数84カ所（回答数65カ所）、人間福祉学科は送付数25カ所（回答数25カ所）であり、合計187事業所に送付し151カ所の回答（回収率81.0%）を得ている。

なお、令和2（2020）年度は、例年実施していた事業所訪問を新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から電話での聞き取りに変更して実施した。

この事業所訪問は、新規の卒業生のみならず、訪問先に過去に就職した卒業生の動向について確認する機会にもなっている。とりわけ、子ども学科と人間福祉学科は、幼稚園・保育所、介護福祉施設など特定の事業所に毎年卒業生が就職している関係上、このような機会を得やすく、卒業生への評価を経年的に得られやすい状況にある。

就職先へのアンケート結果と事業所訪問で得られた内容は、進路支援センターで報告資料としてまとめられ、進路支援センター会議と各学科会議に報告される。問題点など指摘された事柄については、検証と改善策の検討が行われ、学習成果の点検や今後の進路支援のあり方に活かされている。

以下、各学科の進路先からの評価聴取を受けての取組みを挙げる。

#### 【総合文化学科】

卒業生については特段のことはなかった。しかし、現下の採用状況について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、通常の対面による企業説明会や採用試験が行えず、遠隔での実施になっているが、直接学生と対面で接した反応を実感したいとの要望が多数寄せられた。そのため、感染予防策を徹底した上で、学内企業説明会を実施し、好評だった。

#### 【子ども学科】

「就労状況アンケート」の結果では、保育専門職としての意欲や熱意に関する評価が高い一方で、職員間のコミュニケーションや社会人としての常識やマナーについて課題が多く指摘される傾向が見られる。また、若干名ではあるが、職場での人間関係から早期退職に至るケースが見られる。そのため、進路ガイダンスにおいて社会人としての常識とマナーに関する講話や社会人のメンタルヘルスについて学習する機会を設けている（備付-52）。

#### 【人間福祉学科】

「就労状況アンケート」の結果から、介護専門職としての業務への取組み意欲が高すぎても、自己の心身の管理が行き届かなければ、途中で燃え尽きてしまう。仕事への意欲も大事だが、自身の自己管理も大切であることを伝えてほしいとの指摘があり、進路ガイダンスにおいて、職業人としての責務と働き方について取り上げた。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

子ども学科と人間福祉学科（現代福祉学科）で、令和元（2019）年に三つの方針を改訂している。そのため、今後明らかになってくる学習成果の獲得状況を検証し、建学の精神に基づく学科の教育目的・目標との一貫性・整合性が取れているのか、教育の質保証が成されているのかを点検していく必要がある。

また、人間福祉学科では、これまで介護福祉士の養成を目的に介護福祉職を想定した職業指導を行ってきた。しかし、新しくスタートする現代福祉学科では、福祉の知識を応用して幅広い地域社会の領域で活躍できる人材の養成を目指していることから、それに応えられる職業教育の実施が求められる。卒業生を輩出するのはまだ先になるが、学生の志望する職業・職種に現代福祉学科での学びが活かされるよう、職業教育の充実に向け取り組んでいくことが課題である。

学生の成績動向や学習状況など多岐にわたるデータを一元化するデータ管理システムとして「学生カルテ」を設けている。しかし、現時点では活用方法が十分に機能し

ているとは言えない。今後、この機能を活用してエンロールメント・マネジメント体制を確立することが課題である。

#### ＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

人間福祉学科で令和 2（2020）年度の介護福祉士国家試験の合格率が 100%であり、介護福祉士養成校の中で全国 2 位の成績であった。これは、外部評価においても学習成果と教育の質保証が証明されたことに他ならない。

学生の卒業後評価について、本学では全教員と進路支援センター職員で、卒業生が就職した事業所に訪問して直接的に卒業生の評価や大学教育に対する意見の聴取を行っている。また、その結果をまとめ、情報共有し、教育改善に活用している。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

## ＜根拠資料＞

## 提出書類

2. 東北文教大学短期大学部学則、4. 令和2年度学生便覧—学生生活の手引き、5. 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）、11. シラバス、18. 学校法人富澤学園第2期中長期計画（2020年度から2024年度まで）

## 備付資料

23. 履修系統図、24. 学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）、25. 学科会議録、29. 介護実習施設連絡協議会、32. プレイスメント・テスト、36. 成績評価の方針、42. 成績通知書、43. 授業アンケート、44. 3つのポリシー関連図、48. 卒業研究要旨集、49. 令和2年度後期オリエンテーション時アンケート、50. 卒業時アンケート、51. シラバス作成要領、52. 令和2年度進路ガイダンス日程及び内容、57. 入学に向けて、58. 東北文教通信、59. 介護実習の手引き、60. 短期大学部 GPA 運用要項、63. GPA 分布、64. 介護福祉士国家試験模擬試験要項、65. 介護福祉士養成施設協会学力評価試験要項、66. 詳細データとコメントシート、67. 令和2年度介護実習に関する資料の送付について、68. 2020年度介護実習巡回指導年間予定、69. 介護実習補修指導要項（内規）、70. 令和2年度オリエンテーション日程、71. 令和2年度オリエンテーション資料、72. 面談カード、73. 情報提供申請書、74. 購入図書申込書、75. 図書館利用のしおり、76. ラーニング・コモنزの実施状況調査に関する学生アンケート、77. 留学生別科募集要項、78. 東北文教大学海外語学研修プログラム、79. 夏季休暇に向けて、80. 春季休暇に向けて、81. 部活動報告、82. アパート紹介、83. 令和2年度学生メンタルヘルス調査のフロー、84. 学生との連絡協議会、85. 進路状況、86. 受験結果報告書、87. 2020年度短大部「企業研究会」、88. 令和2年度前期短期大学部子ども学科2年進路アンケート結果、89. R2前期進路ガイダンスアンケート、90. R2後期進路ガイダンスアンケート、91. 進路に関する意識調査、92. 就職セミナー等のアンケート結果、93. 進路支援センターの学生利用状況、94. 就職状況について、95. 新入生と在学生のネット環境

## 備付資料—規程集

10. 学校法人富澤学園文書保存規程、49. 学校法人富澤学園奨学金規程、52. 東北文教大学短期大学部学則、118. 東北文教大学短期大学部 履修規程

## [区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

### <区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学の教員は、以下の取り組みにより、学習成果の獲得に向けて必要な責任を果たしている。

本学では、シラバス改善のためのFD研修を必要に応じて開催し、その成果としての授業科目においてもシラバス（提出-11）で、学習成果の獲得状況を評価するための成績評価の基準となる「達成目標・到達目標」「単位認定の要件」と、評価の方法を示す「単位の認定方法及び割合」を明確に記載しており、これに基づき適切に評価がなされている。

毎年、シラバスの作成に当たっては、教務委員会から「シラバス作成要領」（備付-51）が周知され、シラバス作成後は各学科の教務委員が記載内容を全科目チェックし、記載漏れや不明箇所がある場合には、修正を依頼している。

また、令和2（2020）年度からは「成績評価の方針」（備付-36）を定め、成績評価基準の裏づけとなる方針を明示した。

学生の学習成果の獲得状況は、成績通知書（備付-42）とGPAおよびGPA分布（備付-63）により適切に把握している。令和2（2020）年度からは「学修到達度シート（デ

「ディプロマ・サプリメント）」(備付-24)を新たに導入した。これにより学位授与の方針につながる学習成果の獲得状況をレーダーチャートの形で可視化して確認することができるようになった。なお、人間福祉学科では、1年次後期、2年次前期・後期に実施している外部試験によって学習成果の獲得状況を把握している(備付-64)(備付-65)。

学生による授業評価については、毎年、教育開発センター主導で、全科目を対象に前期・後期それぞれ14・15回目の授業において「授業アンケート」(備付-43)を実施し、学生の評価を授業改善に生かしている。アンケートは授業に関する16項目のマークシートによる質問の他、良かった点と改善点を問う自由記述形式を用いて調査を行っている。集計はIR室が担当し、授業科目ごとに集計される。集計結果は担当教員にフィードバックされ、授業科目ごとに教員から学生へ集計結果と自由記述に対するフィードバックのコメントシート(備付-66)が作成される。このフィードバックされたコメントはIR室で取りまとめられた後、一定期間、学内で閲覧できるブースを設け、全学生と全教職員に公開している。これにより、学生も教員の授業改善への取り組みを確認することができる。

学生の授業評価を基に、教員は授業内容や方法、授業計画、使用教材を見直し、改善に努めている。本学では、科目間の関連性を意識している授業科目やチーム・ティーチング形式で行っている授業科目、非常勤講師と協働して行っている授業科目も多く、学生からの授業評価は、それらの教員間の授業打合せでも有効に活用されている。

また、集計結果は教育開発センターですべての科目の評価をチェックし、著しく低評価を受けている科目には、教育開発センターで授業担当者にヒアリングを行い、必要に応じて授業改善のアドバイスを行うこととしている。

本学は3学科ともチーム・ティーチング形式で行われている授業科目が多く、普段から授業のための綿密な打ち合わせが行われており、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整が図られている。学科ごとの特徴としては、総合文化学科は学びの方向性や資格取得によって履修する科目群が指定されており、そのカテゴリー間での授業担当者間での連携が図られている。現場実習がある子ども学科と人間福祉学科においては、毎年、実習指導の担当者間で、実習内容の検討と、それに合わせた事前・事後指導のあり方、作成している実習の手引きやテキストなどの内容を検討している(備付-29、59、67、68、69)。また、子ども学科では音楽の授業を担当する専任教員と非常勤講師との授業担当者会議を毎年行っている。

教育目的・目標の達成状況については、各学科の学科会議において成績通知書とGPA、「学修到達度シート(ディプロマ・サプリメント)」(備付-24)などを基に、定期的に検証している(備付-25)。人間福祉学科では、これに先に挙げた介護福祉士養成施設協会学力評価試験などの外部試験の結果を加えている。

学生に対する履修および卒業に至る指導は、Semesterごとのオリエンテーションで教務ガイダンスの時間を設け全体説明を行い、その後クラスミーティングで再度確認して理解を深めている(備付-70)(備付-71)。再履修の科目がある学生の場合には、担任による個別の履修指導を行い、その後、教務担当者が確認し、最終段階では学務課の担当事務職員による確認を行うなどの体制をとっており、二重・三重の仕組みを構築している(備付-72)。また、履修状況に問題が見られる学生や成績不振の学生、

進路変更が生じた学生にも同様の指導を行っており、この場合には保護者にも説明している。

本学の事務職員は、以下の取り組みにより、学習成果の獲得に向けて必要な責任を果たしている。

教務全般を担当する学務部では、全学生の履修管理や成績管理、実習などの管理を通じて、総務部は、奨学金事務や施設設備の管理、技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備などを通じて、進路支援センターでは進路（就職および編入学）支援を通じて学生の学習成果を認識している。また、各学期末に実施する学生による「授業アンケート」（備付-43）は IR 室で取りまとめ、その集計結果や教員コメントの公開により学習成果を把握している。さらに、各学科の卒業研究発表の聴講などによっても学習成果の認識が可能となっている。

上記に示したいずれの職務においても、教員との連携を通じて学習成果の獲得に貢献している。

事務職員は、所属部署における職務への関りと、各種委員会への出席や教授会の審議・報告事項の共有を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。学習活動を取り扱う学務課、進路支援を行う進路支援センター、施設設備の管理と技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備などを担当する総務課および施設管理課は、常時、教員との連携を図りながら教育目的・目標の達成状況の把握に努めるとともに、達成に向けた職務を遂行している。

事務職員による職務を通じた学生への履修および卒業に至る支援については、教務・学生厚生などを担当する学務課のみならず、資格・免許取得に必要な実習関係業務を行っている幼保介護実習センター、就職や進学などの進路選択の支援を行っている進路支援センター、学生の主体的な学習や研究を支援する図書館など全事務職員が、それぞれ所属部署の立場で、学生が卒業に至るための支援を行っている。学生に問題が発生した場合は、速やかに関係教職員に情報が共有され、適切な対応が成されている。

学生の成績記録については、「学校法人富澤学園文書保存規程」（備付資料-規程集 10）に基づき、学務課で適切に保管されている。学生の成績記録に関するものには、「成績通知書」「個人別取得単位集計表（GPA の通知書）」「学修到達度シート（ディプロマ・サプリメント）」（備付-24）と実習先からの評価表があり、紙媒体のものとデータ化されたものがある。学生個々への成績通知書配付には個人情報保護の観点から慎重を期している。また、成績記録などを学生の個別学習指導に使用する際は、「情報提供申請書」（備付-73）に利用目的など必要事項を記入して情報管理委員長に提出し、許可を受ける運用ルールとなっている。このように、事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

短期大学は、以下の取り組みにより、学習成果の獲得に向けて施設設備および技術的資源を有効に活用している。

図書館では、学習成果の獲得に向けた支援のため、「授業に関わる主体的学習のための学習環境の整備・提供」「教育的支援活動」「学生の図書館利用の利便性の向上」の 3 つを基本方針としてさまざまな支援を行っている。

主体的学習のための学習環境の整備・提供については、教員に対する「授業関連情報ニーズ調査（購入図書申込書）」（備付-74）を強化することで、授業関連資料の充実を行っている。指定図書・講義関連図書も積極的に収集し、複本・別置などの提供にも配慮している。また、ネットワーク情報資源の充実を図るため、有料データベース（EBSCOの Academic Search Elite および PsyCINFO、医中誌 web）の積極的導入を行い、順次提供を増やしている。

教育的支援活動としては、学生が図書館を利用しやすいよう、「図書館利用のしおり」（備付-75）を配布するとともに、入学時オリエンテーションで図書館が持つ情報資源と利用法の説明を中心とする図書館ツアーを実施している。あわせて、資料検索の支援など個別支援（レファレンス）にも留意し、使いやすい図書館となるよう努力している。また教員に対しては、積極的に図書館の授業利用を呼びかけるとともに、授業時における個別的要望への対応を柔軟に行うことで、学習効果の向上、学生の図書館利用習慣の形成に努めている。

令和2（2020）年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために、入学時オリエンテーションで行っている図書館ツアーを行わず、ブラウジングルームにてパワーポイントを使用しながらの資料検索、利用方法の説明を行った。また、ブラウジングルームに関しても机の数を減らし間隔をあげ、感染対策の工夫を行った。

教職員は、積極的に図書館の授業利用を呼びかけるとともに、授業時における個別的要望への対応を柔軟に行うことで、学習成果の向上と学生の図書館利用習慣の形成に努めている。

学生の図書館利用の利便性向上としては、期末試験・レポート作成時期の開館時間の延長や、実習利用・卒業研究利用などのための貸出期間延長などの個別設定を行い、学生のニーズに対応している。また、実際の学生の資料探索行動にあった図書館整備の工夫や、学生の購入希望や文献複写依頼などの個別ニーズへも積極的に対応し、支援している。

さらに、滞在型図書館にするため、ラーニング・コモンズに対応できるよう館内に個別ブースのほか演習スペースを設け、学習環境を整えている。館内にはWi-Fiが完備されており、貸出用ノートパソコン・タブレット端末を使ってネット利用が可能となっている。この他、プロジェクターやスクリーンの貸し出しもしている。

なお、令和2（2020）年度は、「ラーニング・コモンズの実施状況調査に関する学生アンケート」（備付-76）を行い、学生のラーニング・コモンズの認知度と利用状況の把握に努め、今後のラーニング・コモンズの環境整備の推進に活用している。

以上のような、図書館による学生の学習向上のための支援や利便性の向上への取り組みにより、「卒業時アンケート」（備付-50）では、図書館の利用について毎年高い評価が得られている。

各研究室および事務局には、学内LANが敷設されている。教員には1人当たり1台の専用のコンピュータとプリンターが支給されている。職員に対しても、個人用のコンピュータが支給されている。この他、多目的に利用できる貸し出し用のノートパソコンおよびタブレット端末が用意されている。

学生による学内LANおよびコンピュータ利用の促進と管理については、情報環境推



進委員会とコンピュータセンター、施設管理課が担当している。4月に行われる新入生のオリエンテーション時ならびに在學生についても各学期のガイダンス時に情報機器に関する共通事項を実施している他、情報環境推進委員会が中心となり、年度初めに学生向け個別アカウントである Gmail の利用講習会を実施している。

また、情報関連以外の授業においてもレポート作成やプレゼン発表に用いるパワーポイントの作成、卒業研究での論文作成やデータ処理にコンピュータ利用が欠かせないため、教員が授業内ならびに教室外学習時に適宜指導を行っている。本学には授業や教室外学習で利用できるコンピュータ室が4室あり、いずれもコンピュータセンターと施設管理課で管理・運営している。学生には貸し出し用のパソコンとタブレットも用意されており、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新たに40台のパソコンが追加された。

なお、平成30(2018)年度に個人の持ち込みパソコンを学内ネットワークに接続して利用可能な、LAN環境を整備している。令和元(2019)年度卒業生より卒業記念品としてWi-Fi環境の整備費が進呈されたことにより、令和2(2020)年度に、クライアント数を500アクセスから2000アクセスに増やし、またアクセスポイントも8カ所増設したことで、学内LAN環境をさらに充実させた。

教職員のコンピュータ利用技術の向上については、情報環境推進委員会やコンピュータセンターが担当している。この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、オンラインでの授業が急遽必要となったが、教職員における利用技術の差、非常勤講師への対応など解決すべき課題に対して、関係部署が連携し、情報環境の構築と教職員へのマニュアル作成、研修会を速やかに実施することにより、オンラインでの授業にスムーズに移行でき、学生の学習機会を確保することができた。

高度なメディアを活用する情報教育への対応の多くを、情報環境推進委員会やコンピュータセンターの教員、教務委員会が担っているが、この負担は、非常に重く、以前から情報技術関連の高度専門職としての技術職員の雇用を求めてきたが実現には至っていない。

#### [区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。

(10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続者には学科ごとに「東北文教通信」（備付-58）と「入学に向けて」（備付-57）の冊子を発送し、入学までの課題や授業の準備物を含む学生生活についての情報を提供し、入学後の学習にスムーズに適応できるよう配慮している。

入学者に対する学習および学生生活のためのオリエンテーションは、入学式前後の2～3日間をオリエンテーション期間として設け、授業や学生生活についての説明をしている。その後も、図書館ガイダンス、コンピュータガイダンス、Gmail設定のためのガイダンスを学科およびクラスごとに実施している。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、例年通りの実施はできず、内容を限定して行った。具体的な実施状況は、下記の学科ごとの記載箇所を示す。

学習成果の獲得に向けて、学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンスは、各学期の冒頭で実施されるオリエンテーション内の教務ガイダンスにおいて行っている。学習の動機づけは、学生便覧を用い、建学の精神に基づく各学科の教育目的・目標および三つの方針を丁寧に解説し、卒業時の人材養成像を明確にイメージできるようにしている。学習の方法や科目の選択については、授業履修に必要な情報を収めているシラバス（提出-11）や履修系統図（備付-23）などその他関連資料を用い、丁寧に説明している。さらに、担任制をはじめとする学生の学習活動支援体制により、各学科において求められる学習方法の紹介や将来を見据えた履修指導などにより、学生の学修をサポートしている。専門職養成の学科である子ども学科と人間福祉学科では、学生の学習の動機づけが明確である。しかし、文化系のキャリアデザインをコンセプトとする総合文化学科では、目指す将来の方向性や志望が学生個々によって幅がある。そのため、特に学習の動機づけと科目の選択に関する支援はガイダンスに限らず、丁寧に行っている。

基礎学力が不足している学生には、教務担当者を中心に個別の学習指導を行うとともに、担任や各科目の担当者をはじめとする学科教員全体で情報を共有し、支援に当たる体制を整えている。

学習上の悩みなどを持つ学生には、担任が窓口となり相談を受け付け、必要に応じ教務担当者を交えて指導助言を行うとともに、学科会議で報告し、学科全体で情報を共有している。最近の学生にはメンタル面で問題を抱えている学生も多く、スクールカウンセラーとも協力し支援に当たっている。

本学では、通信制による教育は行っていない。

学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や成績優秀な学生に対しては、各学科が指定するGPA数値をクリアすることで、CAP制（本学では「東北文教大学短期大学部履修規程」（備付資料-規程集118）第5条に基づき全学科54単位を基準とする）の対象外とする特別措置を行い、学習意欲の促進を図っている。その他、授業担当者から応用的課題を与えて学力の伸長を図るなどの個別対応や四年制大学への編入学を奨め、必要な編入学試験対策のための学習指導や支援を行っている。

近年、海外の大学との協定校も4カ国11校に増えてきており、学生の希望に沿った学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れおよび留学生の派遣（長期・短期）を行っている。その支援体制は国際センターを中心に充実してきている。しかし、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、海外への渡航が制限されたことにより、海外語学研修（2名）と交換留学（1名）を希望した学生はすべてオンライン受講となった。

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づく学習支援は、学科ごとに「短期大学部 GPA 運用要項」（備付-60）を定めており、これに基づき、教務委員と担任が中心となって、学生個々の学習成果の獲得状況の量的・質的データを踏まえた学習支援を実施している。その状況や結果は、学科内で共有され、学習成果の獲得状況の把握と学習支援方策の点検に生かされている。

以下に、学習成果の獲得に向けた各学科の学習支援への取組みを記す。

### 【総合文化学科】

総合文化学科においては、カリキュラム改編の際に自由選択科目の幅を狭めてきたが、それでも学生の選択の幅は広い。そのため、入学後は、セメスターごとにオリエンテーション期間を設け、教務委員を中心に、学科教員全員体制で学習成果の獲得につながる支援を行っている。なお、令和2(2020)年度前期のオリエンテーションは、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、期間を短縮し、内容も限って実施した。

新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2(2020)年度においては、オリエンテーションの内容を教務説明のみにとどめ、履修相談についても対面ではなく Gmail などを中心に行った。また、新型コロナウイルス感染症の渡航制限により入国できなかった留学生に対しては、オリエンテーションの内容をリモートで提供した。

学習成果の獲得に向けては、学生が目的意識を持って学習できるような体制を十分整えている。オリエンテーションの際には、学生便覧やシラバスも活用し、学生の履修に対する動機をさらに高めるよう努めている。また、2年間の集大成である卒業研究を充実させるために、当該年度の卒業研究要旨（備付-48）をホームページで学内向けに公表し学習や研究への意欲を喚起している。

基礎学力については、1年次の学生を対象に、前期に語彙力、後期に数理能力を養成する必修科目を提供している。前者は基礎演習ⅠB、後者は基礎演習ⅡBである（提出-11）。これらの授業のクラス分けはプレイスメント・テスト（備付-32）に基づき行っている。基礎演習ⅠBではクラス間の習熟度に差が出ないクラス分け、基礎演習ⅡBでは習熟度別にクラス分けを行い、基礎学力が不足している学生への指導・助言がより充実したものとなるよう努めている。この基礎演習ⅠB・ⅡBの成果を確認するために、学期末にもプレイスメント・テスト（備付-32）を実施し、これらの結果については過年度との比較も含めて学科会議で共有し、基礎学力が不足している学生のより適切な把握に努めている。この際、GPAも併せて参照している。

学期をとおして、教務委員は科目担当教員、担任と連携し、定期的に各学生の出席状況を点検している。学力不足や学習意欲の減退など、また学習活動に問題が見られ

る学生については学科会議で常に報告され、教員間で情報交換を行いながら適切な措置を講じることにしている。

さらにセメスターごとの GPA を活用し、学科で定める GPA の基準値 (1.5) を下回る学生とは面談を行うとともに絶えず目配りをしている。特に複数のセメスターにおいて GPA が基準値を下回っている学生に対しては、段階的に担任や教務委員、さらには学科長および保護者も面談に加わり、学習指導として該当学生に生活状況全般を点検させながら、学力の向上に向けた細やかな対応策を講じている。なお、面談結果については、報告書を学科長・副学科長・教務委員に提出することとしている。

原則として、通信制という形での教育は行っていないが、総合文化学科では選択科目として「言語文化の理解と発信」(前期)、「生活文化の理解と発信」(後期)を開講し、ウェブカメラを利用して韓国在住の高校生に向けて日本文化を紹介する授業を平成 24 (2012) 年度から継続して行っている (提出-11)。

新型コロナウイルス感染症の影響があった令和 2 (2020) 年度においては、前期の前半 5 回程度の授業が遠隔授業となった。通信環境を理由に、遠隔授業は Google Classroom を利用したオンデマンドで行ったが、学生たちには原則として授業時間での学習を求めた。対面授業開始後の入国できない留学生に対しては、対面での受講が可能となるまで、Google Meet による授業の配信を行った。Google Classroom は資料の配布や課題の管理に有用であったため、対面授業が始まった以降も個々の授業で必要に応じて活用した。

進度の早い学生や優秀な学生に対する学習支援については、前セメスターの GPA が 2.5 以上の学生に対する CAP 制の対象外とする措置を行っている。GPA の数値が高い学生や、前セメスターからの GPA の上昇が顕著な学生については、学科会議において全学科教員で共有している。これを受け、各教員は授業の中で、優秀な学生に対して発展的な課題の追加や、個別的な対話をとおして学力の伸長を図るなどの対応をしている (備付-25)。

総合文化学科には「留学生別科」が併設されており、本学科の留学生に対する日本語教育を学科設置時から行っている。一人ひとりにきめ細かいサポートを心がけ、毎年積極的に受け入れを行っているが、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により渡航が制限されたことなどで、受け入れは中止した。留学生別科では、基礎から大学で講義を理解できるレベルを目指し、1年間しっかりと日本語を学べる体制をとっている。その中から意欲ある学生は本科である総合文化学科に進学し、日本人学生とともに学修に励んでいる。さらに四年制大学へ編入学する留学生も毎年のようにおり日本人学生にとっても良い刺激となっている。令和 2 (2020) 年度の留学生在籍状況は、1年次 2 人、2年次 3 人であった (備付-77)。

一方、留学関連としては、半年間の留学により、米国カリフォルニア州での高度な英語力の習得を、または韓国ソウル女子大学にて韓国語の習得を目指す、2カ国対象のセメスター留学制度を設けている。現地で受けた授業が本学科の卒業単位 14 単位分として認められており、留学期間を含め 2 年間で卒業に必要な単位を取得できる体制をとっている。また、イギリス・アメリカ・韓国 (平成 24 年度より開始)・台湾 (平成 29 年度より開始) での 3 週間の「海外語学研修」も単位化しており、通常授業で修得

した語学力を実践的に伸ばす機会を設けている（備付-78）。また、単位化されていないが、異文化体験を目的とする10日間のオーストラリア異文化研修も実施している。

新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2（2020）年度においては、セメスター留学を希望する学生がいたものの、参加者は0人であった。海外語学研修、異文化研修のほとんどについて中止となったが、韓国語学研修は双方向の遠隔方式に切り替えて実施し、1年次1人が参加した。

また、日本学生支援機構海外留学支援制度により、ハワイ日系移民の歴史・異文化理解力と語学力を向上させることを目的としたプログラムが3年連続で採択され、ハワイ語学研修として設定している。しかしながら、外務省海外安全情報のレベル2を超えていたため、派遣は実現していない。

海外協定校であるサイバー韓国外国語大学とは学生交換の覚書により、先方の学生は交換留学生として受入れ、本学学生は先方の開講科目を日本にいながら遠隔で受講することが可能となっている。令和2（2020）年度は1年次1人が韓国語学部の科目を受講し、先方の大学の単位を取得している。

GPAやプレイスメント・テストの結果を各年度間の全体的な学力の比較・分析に活用することで、在学生の成績傾向の把握や学力差対策、教育課程や学科が求める学習成果に関する見直しに利用している。

#### 【子ども学科】

入学手続者に対して、「東北文教通信」（備付-58）と「入学に向けて」（備付-57）の冊子を郵送し、入学までの課題や授業の準備物を含む学生生活の情報を提供している。課題は、入学後の授業で活用しフィードバックしている。

例年、入学時に2日のオリエンテーションにより学習や学生生活の指導を行っているが、令和2（2020）年度前期は新型コロナウイルス感染症の影響により内容を変更して実施した。

オリエンテーションでは、学生厚生委員から学生生活についての指導と、教務委員からの学習面の指導を行っている。特に学習面については、学科の教育目的・目標および三つの方針を1つにまとめた「3つのポリシー関連図」（備付-44）を配布し、学習の動機づけと方向性を見出せるようにして、具体的な履修方法に至るまで段階的に丁寧な指導を実施している。また、各学期はじめのオリエンテーションにおいても、1・2年次ともクラス指導や個別指導で履修相談を行っている。

学習成果の獲得に向けては、学生便覧やシラバスの他、「3つのポリシー関連図」（備付-44）など必要資料を作成し学生に配布している。

子ども学科においては基礎学力の確保を重視しており、読解-構成-発表という大学での学習の仕方やレポートの書き方、語彙力強化、そして高校までの補填的内容も含む「基礎演習A」「基礎演習B」（卒業必修科目）により、1年次全学生に対し1年間にわたって指導している（提出-11）。

学習上の相談、指導助言においては、担任制を活用し、セメスターごとに行う個人面談の他、必要に応じた面談指導をクラス担任が実施している。面談では、学生の学習上の悩みや学生生活、日常の生活、進路などについて相談に応じ指導・助言を行っ

ている。また、「短期大学部 GPA 運用要項」(備付-60)に則り、明確な基準に基づいて履修状況の芳しくない学生に対して個別に履修指導を行っている。併せて、オフィスアワーを各教員が設定し相談を受ける体制を整えている。

単位の実質化の取り組みとして履修単位に上限を定めているが、一定のスコアを超えた学生に対しては CAP 制の対象外として履修を認めており、より幅広く深く学べるよう配慮している。このことは、学則第 28 条(提出-2)(備付-規程集 52)および履修規程第 5 条(履修登録単位数の上限)に定めており(備付-規程集 118)、シラバスにも掲載している(提出-11)。

子ども学科では、通信による教育は行っていない。

進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援については、直近の学期における GPA が 2.5 以上の学生に対し CAP 制の対象外とする措置を行っている。

留学関連としては、総合文化学科同様、3 週間の「海外語学研修」を単位化している。令和 2 (2020) 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、双方向型の遠隔方式に切り替えて実施した韓国語研修に、1 年次 1 人が参加した。

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検しており、令和元(2019)年度より「短期大学部 GPA 運用要項」に基づいて学習支援を実施している(備付-60)。

#### 【人間福祉学科】

入学手続者には「入学に向けて」(備付-57)と「東北文教通信」(備付-58)を合格者に対して発送している。入学後の学習に戸惑いが生じず学習できるように、福祉や社会情勢に興味を持ち自己の考えをまとめるような課題や在学生の学生生活についての情報を入学時まで提供している。

入学者に対する学習および学生生活のためのオリエンテーションは、授業履修に必要な情報を収めているシラバス(提出-11)および学生生活全般に関する情報と各種法規が掲載されている学生便覧(提出-4)、その他関連資料が学生全員に配布され、それらを活用した指導を徹底している。なお、各科目のシラバスはホームページ上で確認できるようになっている。

例年は、入学時の3日間のオリエンテーション内で行われる教務ガイダンスで、教育目的・目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針、資格科目の説明を行っている。さらに、クラスミーティングでは、学習の心構えから将来を見据えた具体的な履修方法を段階的に説明し、学習動機と方向性を見出せるように指導している。各学期はじめのオリエンテーションでも、全体的に説明するとともにクラスミーティングで周知徹底を図り、さらに担任との個別面談を通して個別に履修相談を行っている。令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の流行により例年の内容を一部変更して実施した。

基礎学力が不足する学生に対しては、学期ごとの GPA を活用し、学科で定めた基準値を下回る学生に絶えず目配りをしている。特に連続して GPA 数値が下降している学生に対しては、担任の面談を強化し学科会議を踏まえて、段階的に教務委員、さらには学科長および保護者も面談に加わり、学習指導として該当学生に生活状況全般を点

検させながら、学力の向上に向けた細やかな指導を Semester ごとに行っている。補習授業に関しては、組織的には行っていないが、科目によって個別指導、補習授業を行っている（備付-69）。

クラス担任制により、学習上の悩みや学生生活全般について相談する体制をとっている。休学・退学につながりそうな場合は、学科会議を踏まえ担任以外に教務委員そして教務主任および学科長も加わり、組織的に対応している。また、精神的に不安を抱える学生には、短期大学全体の指導としてカウンセリングの受診を勧め、カウンセラーと組織的に対応している。

成績優秀な学生に対しては、GPA2.5 以上を条件に取得可能な単位の上限を超えた単位の取得を認めている。また、授業以外の場面、例えば高校生を対象に行う高大連携の行事、「介護セミナー」において、ティーチング・アシスタント的な役割や、高校生や保護者対象のオープンキャンパスでも同様の役割を与えることで優秀な学生の能力向上を図っている。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から各イベントを中止としたため、上記の機会はなかったが、後期のオープンキャンパスにおいては後期から役割を与えた。

なお、成績優秀な学生には、4 年制大学へ編入しての社会福祉士の資格取得を勧めている。そのため、4 年制大学への 3 年次編入後、2 年間で社会福祉士の資格取得（受験）が可能となるよう、社会福祉士指定科目（8 科目）を設け、介護福祉士とのダブルライセンスが取得できるよう教育課程の体制を構築している。これは、介護福祉士と社会福祉士の 2 つの資格を取得することで、就職先の幅を広げるとともに、将来のリーダーを目指してもらいたいとの学科の願いからである。

留学生の受け入れについては、介護現場における慢性的な介護人材の不足もあり、海外からの労働者を受け入れる社会的な動きにあわせ、平成 29（2017）年度に留学生受け入れのためのカリキュラムを検討し、平成 30（2018）年度から留学生（2 名）の受け入れを行っている。なお、この 2 名の留学生はともに介護福祉士国家試験に合格し、介護現場で働いている。今後も留学生の入学が予想されるため、令和 3（2021）年度に日本語科目を 4 科目設置し日本語学習をするとともに日本文化の学習に対応できるようにした。

学習成果の獲得状況は、各科目の単位認定のために実施される学期ごとの成績評価や GPA、学修到達シート（ディプロマ・サプリメント）（備付-24）、さらに、介護福祉士国家試験模擬試験や介護福祉士養成施設協会学力評価試験結果のデータによって各科目の獲得状況を確認している。各科目の獲得状況を学科会議で報告し、個別的な支援や全体的な支援について点検し対応策を検討している。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われる

よう支援体制を整えている。

- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

#### ＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生の生活支援のための教職員組織は、学生厚生委員会と学務課を中心に、教職員が相互に連携を取りながら学生指導、厚生補導などを組織的に行っている。なお、当委員会は毎月1回、定例委員会を開催している。

さらに、学生が充実した学生生活を送れるよう、各セメスターの始まりと終わりで、学科ごとのオリエンテーションやクラスミーティングを行っている。

入学時オリエンテーションでは、学生便覧を基に学生生活に関する事項の説明をする。具体的には、学生自治会、奨学金制度、生活指導、各種配布物（学生傷害保険、学生証、学割関係など）、ロッカー利用、駐車場・駐輪場利用などについてである。この他に別途時間を設け、携帯電話トラブルの現状と対処法・交通安全講習会・悪徳商法・防犯について・インターネットに関する注意など、外部講師による講演会を実施して学生の注意喚起を図っている。

クラスミーティングは、各学科のクラス単位で行われ、教務的な履修指導などの他、クラス委員・スポーツ祭実行委員・大学祭実行委員の選出も行われる。また、後期オリエンテーションでは、教務ガイダンスが主となるが、必ず学生厚生時間が設けられ、交通安全に関する事項の他、その時々で問題となっている事例を取り上げ、注意喚起を行っている。また、「令和2年度後期オリエンテーション時アンケート」（備付-49）の中で、アルバイトに関する質問項目を設け、学生生活の現状把握に努めている。なお、その他、夏休み・春休みの長期休暇の前にはクラス集会の期間を設け、学生生活に関する注意事項を記した資料を作成し、クラスごとに担任から注意喚起を図っている（備付-79、80）。

本学は、学生の課外活動を「人間形成に寄与し、学生生活を充実させるために欠かせない活動」と位置づけている。学生の課外活動を活発にすることで大学生生活を充実させ、活気あるキャンパスを実現することを目的に、学生自治会に対し「保護者会」「教



育後援会」とともに、クラブ活動補助や大学祭などのイベント費用補助などに関する経済的な支援を行っている。

クラブ活動は、学生厚生委員会の下に設けられた「体育部／文化部活動指導委員会」が学生組織である「体育部長会」「文化部長会」と連携を図りながら課外活動への支援を行っている。なお、平成 22（2010）年の大学開学から、大学と短期大学部がともに活動しており、令和 2（2020）年度は、文化部 25 部、体育部 16 部が活動している。各クラブへの所属状況は、文化部延べ 317 名（うち短期大学部学生延べ 96 名）、体育部延べ 247 名（うち短期大学部学生延べ 46 名）である。毎月の主だった活動は「部活動報告」の形でまとめられ、全教職員に報告されている（備付-81）。

学生自治会は、全ての学生が入学と同時に学生自治会会員（留学生別科は準会員）となり、執行委員会と運営委員会で組織される。執行委員会は会長・副会長他の役員で構成され、運営委員会はクラスより選出されたクラス委員で構成されている。その他各種実行委員会（スポーツ祭実行委員会、大学祭実行委員会、卒業祝賀会実行委員会、会報『つどい』編集委員会、卒業記念アルバム編集委員会）がある。自治会総会は毎年度5月に開催され、予算・決算・事業報告・事業案やサークルの新規設立等が審議される。学生自治会役員の任期は1月1日に始まり12月31日までとなっており、任期満了時までには新自治会長が選出され新執行部が組織される。新執行部の円滑な活動を支援するために「リーダーズ研修会」（この交代時に当たる1月初旬）を開催し旧から新への申し送り事項などの研修が行われる。

学生自治会主催の主な年間行事である大学祭（10月初旬の2日間）は、各学科のクラスから選出された代表で構成する大学祭実行委員会を組織し約半年間の準備を経た後、大々的に繰り広げられる。学科単位による成果発表、ゼミやサークルによる展示や発表、模擬店、地域の方々の作品展示、同窓会の模擬店など学生・教職員・卒業生・地域住民の連携により大きな盛り上がりを見せる。

学内施設として、学生食堂および購買部を設置しており、学生のキャンパス・アメニティについて配慮している。具体的には、購買部では文具、書籍・雑誌の他、パンや弁当、菓子類、郵便切手などの日用品を取り扱っており、非常勤業務職員 2 名が販売にあっている。学生食堂は、カフェテリア方式の食堂であり、業者に営業を委託している。座席数は約 300 席を有し、昼食時には食券売り場などが混雑する状況もあるが大きな問題にはなっていない。昼食時以外は学生が語らいの場として利用している。「学生との連絡協議会」（後述）の席上で、学生より出される昼食内容やメニューなどの要望については大学より業者に伝えている。令和 2（2020）年度からは、週替わりのメニュー表が本学ドメインの Gmail にて教職員と学生に送信されるようになった。

この他、学生の休息の場と学習支援のスペースとして、学生ホールを設けている。

止宿を希望する新入生対象には、随時学務課でアパートに関する情報を提供している（備付-82）。また、大学周辺の民間アパートで組織する止宿協力会との懇談会を年 1 回設け、状況確認や情報交換を行っている。

学生用の駐車場としては、敷地内に 210 台収容可能な無料の学生駐車場が設けられている。利用者には駐車許可証を発行し、事故のない安全な駐車を呼びかけている。

また自転車・バイク通学者のためには100台以上収容の屋根付き駐輪場を配置している。

奨学金に関しては、近年の厳しい経済状況から奨学金を必要とする学生は増加傾向にある。本学では各種奨学金（給付・貸与）の制度が設けられているが、その選考は奨学生委員会が行い、教授会で審議され、学長が決定する。

日本学生支援機構の奨学金（給付・貸与）は、年度初めに学務課職員が申請内容・書類作成・手続きなどについての説明を行っている。また選考された学生のWeb上での入力手続きや諸連絡など随時きめの細かい支援を行っている。令和2（2020）年度入学生における利用者は給付・貸与を合わせて73名である。

本学独自の奨学金制度には、人物ならびに学業成績または体育競技・文化活動に優秀である者に、就学を奨励する目的で設けられた「富澤学園奨学金制度」がある（備付資料-規程集49）。本制度には、災害の被害や経費支弁者の死亡などの事由で家計状況が急変し、経費支弁が困難になった学生への支援（免除・貸与）も含まれている。令和2（2020）年度の「富澤学園奨学金制度」の給付は17名であった。さらに本学同窓会の「耀」奨学金があり、経済的理由により就学困難な学生（一定以上の学業成績を修めている学生）に給付している。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染対策で行われた特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を受け、本学では令和2（2020）年5月に学生への奨学金として学生全員に3万円を支給した。

その他の奨学金制度としては、山形県社会福祉協議会保育士修学資金（令和2年度実績：31名）と山形県社会福祉協議会介護福祉士修学資金（同：10名）、生命保険協会介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度（各：1名）があり、学生への紹介を行っている。

また、人間福祉学科では、本学が提携した介護福祉施設で働きながら学べる「有償インターンシップ」制度の導入を平成29（2017）年度に決定し、平成30（2018）年度入学者から適用できるようにしている。令和2（2020）年度の実績は6名であった。

学生の健康管理は、保健センター（養護教諭1名、非常勤のカウンセラー3名、非常勤の心療内科医1名）が担っており、学内でのケガや体調不良の応急処置・休養など、日常の健康相談に応じている。また、年度初めに全学生対象に定期健康診断を実施するほか、要再検査・精密検査の学生に対しては学校医と連携し経過観察や指導を行っている。また学校生活上配慮が必要な学生については、担任・授業担当者・学務課などと連絡を取り合いながら対応している。

各クラス担任は学生の学習上の相談だけでなく、生活面にも対応しており、メンタルヘルスケアやカウンセリングを要すると判断される学生については学科会議内で共有し、場合によっては保健センターと連絡を取りながらカウンセリングを受けるよう指導している。カウンセリングセンターでは、心の健康（ストレスなど）、学生生活への適応問題、対人関係、進路・適性の問題、家庭の問題など多岐にわたる相談対応を行っていることを、前期オリエンテーション時に全学生に周知し、カウンセリングセンターとカウンセラーの紹介をしている。また、メンタルヘルスの状態を把握するアンケートを実施している（備付-83）。アンケートの集計結果については、学科長に

報告し、必要な範囲で学科内での情報共有を図って学生支援に活かしている。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新年度スタート直後に、自宅待機から遠隔授業に入り、登校できない日が続いた。そのため、各学科とカウンセリングセンターから学生に向けてメンタルヘルスに関するGmailを配信し、学生の健康維持に配慮した。

学生生活に関する学生の意見や要望を聴取するため、毎年度1回（7月）に「学生との連絡協議会」を開催している（備付-84）。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、11月に実施した。

意見や要望の聴取方法は、学生自治会が設備、授業、購買部・食堂などに関する要望を広く学生から募り、取りまとめたものを資料として作成する。それをもとに会議（大学側からは学長以下各部署の長、学生側からは学生自治会執行部、クラス委員など）の席で意見交換を行い、得られた結果を全学生に公表する。日頃から学生の抱えている学校への意見・要望などを汲み上げる貴重な機会となっている。

本学では、本科・別科に積極的に留学生を受け入れている他、海外語学研修制度を設定し、海外での学習の機会を提供している。そのため、国際センター（センター長、専任職員2名）を設置し、学習面・生活面のサポートや出入国に関する手続きをはじめとして、組織的に支援を行っている。

また、各学科の教員と事務職員からなる国際センター会議が月1回開催され、学生支援に関した事業や事案の情報共有をすることできめ細かい支援を行っている。

この他にも留学生への支援としてチューター制度を設けている。留学生がスムーズに学生生活を送ることができるよう、国際センターと連携しながら、本学学生が学習面や生活面のサポートを行う。原則として学内における支援とし、チューターは支援をした月の報告書を提出する。留学生にとっては、日本人学生との実際の交流をとおして、またチューターの学生にとっても異文化理解の機会となり、お互いが学びを得る場となっている。

社会人学生に対しては、特別な入試選抜制度を整えている。現在のところ社会人学生として入学する学生は全学科合わせて10名に満たず、授業・履修上の支援は各学科・各担任に委ねられている。

障がいがある学生の受け入れの体制としては、評議委員会の中に障がい学生支援委員会を設けている。これまでに車イスを使用する学生や障がいのある学生などの入学があり、個々のケースについてその都度対応してきた。障がい者受け入れの際は、入学前に保護者および本人と面談を行い、高校での状況や学生生活上での配慮すべき事項などについてヒアリングした上で、授業実施に当たっての留意点および使用教室や移動経路の確認を行うなど、個別にきめ細かに対応している。

長期履修制度は設けていない。

学生の社会的活動に対する評価では、総合文化学科と人間福祉学科で社会的活動に関する科目があり、学生の取組みを評価している。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

### <区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学の進路支援は、所管部署の進路支援センターに限らず全教職員による支援に取り組んでいる。また、進路支援にあたっては、建学の精神に基づき、以下のような進路支援センターの方針を定めている。

#### 令和2年度 進路支援センターの方針

目 標：学生の自立を促す進路支援

方針1：各学科・担任・各課との連携を図り、効果的なガイダンスを目指す

方針2：進路支援センター会議、各学科（担任・ゼミ担当など）、各課・各センターとの連携を図り、効果的な進路支援を目指す

方針3：入学から卒業まで一貫した支援をする

方針4：進路支援に関する適切な情報を提供する

方針5：個人情報に適正に管理する

注：一部抜粋

これにより、過去の就職難といわれた時期においても、高い就職率を維持してきた。今現在も、学園の中長期計画を中心にPDCAサイクルでの自己点検・評価を展開し、より一層の進路支援に努めている（提出-18）。

また、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学生の就職活動にも大きな影響を受け、例年実施されているインターンシップや企業説明会へ参加できず、また採用試験も対面ではなく遠隔による方法が多かった。求人も、特に一般職では例年の2割減になるなど、採用内定の確保が危ぶまれたが、進路支援センターを中心に状況の変化に迅速に対応し、最終的には例年並みの就職率を維持することができた。

その結果、本学の進路支援について、学生からも「卒業時アンケート」で高い評価を得た（備付-50）。

以下、観点の順に本学の進路支援における取り組み状況を記す。

就職・進学支援のため、事務局組織内に進路支援センターが置かれている。センター長1名（教員が兼務）、課長1名、専任の事務職員4名で組織されている。センターの主な業務としては、職業安定法に基づく新卒者への職業紹介業務、進路ガイダン

スなどの就職支援活動、進学希望者への支援活動、求人開拓、事業者からの意見聴取である。

教学組織内においては、全学委員会（東北文教大学および短期大学部全体）として進路支援センター会議が組織されている。委員長 1 名（進路支援センター長兼任）、学部委員 3 名、短期大学部 6 名（総合文化学科 2 名、子ども学科 2 名、人間福祉学科 2 名）で編成されている。委員会は、進路支援センターと連携し、学生に対する進路支援体制の検討と年度ごとの事業計画、とりわけ進路ガイダンスを中心とする支援プログラムの企画と運営に協力している。委員会は毎月 1 回定例会議を開き、進路支援プログラム（特に進路ガイダンス）の進行状況の把握と、随時発生する進路支援の課題を検討し、大学全体としての方針を定めている。また、委員会は、内定解禁後、毎月 1 回の定例教授会において、進路状況（内定状況と進学状況）を報告している（備付-85）。

各学科の教員においても委員会からの報告や依頼を受けて、学生の進路支援活動に協力する体制をとっている。特に担任教員による個別面談を進路ガイダンスの一環として実施し、学生個々の希望や進路に対する意識などを聴取している。その情報をセンターに情報提供していくことで、センターの支援活動に役立てているとともに、センターと学科教員の情報交換を適宜行うようにしている。

進路支援のための設備として、進路支援センターの他に進路資料室を設置している。インターネットからの情報検索が可能な端末を 6 台設置、また各事業所の事業所案内、編入学先の大学案内や募集要項なども設置し、閲覧可能にしている。各種の試験用参考書・問題集も配置し、過去の採用試験受験者による「受験結果報告書」もファイル化し受験対策に利用している。大学に寄せられた求人をはじめ、ハローワークに出された新卒求人の情報を随時資料室外の掲示板に示すとともに、進路支援センター求人情報サイトを活用した情報提供に努めている（備付-86）。

これに加えて進路相談室において、週 1 回、ハローワークからの就職支援ナビゲーターによる出張相談や、山形県若者就職支援センターの委託事業として、進路相談・個別面談・応募書類の添削などのキャリアカウンセリングを行っている。

就職のための資格取得、就職試験対策などの支援として、進路支援プログラムの中軸をなすのが進路ガイダンスである。これは各学科職種別、学年別に毎週 1 回実施している。このガイダンスの運営には、学科の進路支援委員および学科教員が適宜協力している。特にガイダンスの最も重要な位置をしめる行事である各事業所を招いてのセミナー（一般企業は「企業研究会」〔2月開催〕、保育専門職は「保育職就職セミナー」〔7月開催〕、介護福祉専門職は「福祉就職セミナー」〔7月開催〕）では、進路支援委員を中心に各学科の教員が参加し学生の活動を支援している。また、一般企業希望者には、オンラインによる 8 月東北地区私立大学合同就職セミナーに参加させた。

特に遠隔での面接予行など新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、採用試験方法の変更に対応した進路支援を行った。ノートパソコンと Web カメラ、集音マイクの貸し出しや、オンライン面接用の場所を提供するなどの支援をした。例年 3 月に行われていた合同企業説明会が中止されたことを受け、本学を会場とした 1 教室に 1 企業の学内採用企業面接会を企画した。令和 2 (2020) 年 3 月から 11 月まで 27 社（うち、新規企業 7 社）を招き就職機会が確保できるよう支援した。春休みには採用試験対策

として「適性検査（SPI）の講座」で Web 試験体験ができるよう準備し、「公務員試験対策講座」では 3 密防止対策を施した上で、グループディスカッションを新規に加えて就職活動の支援とした。

この他にも、次のような就職のための資格取得、就職試験対策などの支援を学科ごとに行っている。

#### 【総合文化学科】

総合文化学科では、平成 27（2015）年度以降、汎用性の高い上級ビジネス実務士を全員履修資格として、スキル特化型資格として情報処理士、ピアヘルパー、準デジタル・アーキビスト、職業特化型資格として図書館司書、医療秘書士の 3 種類に類別した資格の取得をカリキュラムの一つの柱として、その取得を積極的に促している。また、それに関連する日本語ワープロ検定試験、情報処理技能検定試験、準デジタル・アーキビスト認定試験、医療管理秘書士認定試験、ピアヘルパー認定試験などを実施し、担当者による事前勉強会などを毎回実施し支援している。

学生の就職活動支援としては、就職希望者全員に対して、週 1 コマを確保し年間を通し継続的に進路ガイダンスを実施している（備付-52）。その総括として企業との直接面談を経験できる「企業研究会」を開催している（備付-87）。

#### 【子ども学科】

保育専門職の就職に関しては、就職先の保育方針とのマッチングが重要であり、1 年次前期の進路ガイダンスにおいてインターンシップの意義と実施方法について説明し、1 年次よりインターンシップを実施できるよう支援している。また、2 年次には、進路ガイダンスにおいて担任および進路支援センター職員との個別面談を行い、学生一人ひとりのニーズを把握した進路支援を行っている（備付-52）。特に 2 年次での個別相談については、「令和 2 年度前期短期大学部子ども学科 2 年進路アンケート結果」において「参考になった」との回答が 66%、「ある程度参考になった」との回答が 29% となっており、学生の進路選択の参考になっていることがうかがえる（備付-88、89）。

また、進路ガイダンスでは、就職活動やその後の保育者としての就業をイメージするために、就職 3 年目程度の卒業生を招き、「卒業生からのアドバイス」を実施している。これに対しては、「令和 2 年度後期進路ガイダンスアンケート」において、「就職してからのことがとても心配だったので、先輩のリアルな声を聞くことができて良かった」などの感想があった（備付-92）。

近年、就職試験日が早まり 10 月中旬頃から本格化し、試験内容についても筆記試験・実技試験・面接の他に、数日の実習を課するところが多く、進路支援委員会を中心に試験内容に応じた個別指導を行い対応している。

また、一般職希望者に関しては、個別指導を中心に行っているが、それに加えて本学総合文化学科で実施している「一般職・進路ガイダンス」や学内企業説明会への出席も促している。

#### 【人間福祉学科】

資格取得のための支援として、介護福祉士国家試験対策講座、成績別指導、自己学習の指導、ノートの提出、点検を介護福祉士国家試験対策の授業などで行い、その他、介護福祉士国家試験模擬試験を計 3 回行っている。就職試験対策への支援としては、担任、進路委員、進路支援センター員が就職試験日程に応じて、その都度、個別指導している。主に履歴書の作成、作文添削や面接指導を行っている。(備付-64)、(備付-65)

卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用する点に関しては、就職状況はもとより、新学期スタート時点での「進路に関する意識調査」(備付-91)のアンケート結果、各学科の就職セミナーなどのアンケート結果(備付-92)、進路ガイダンスの参加状況、卒業時の「進路に関する意識調査」のアンケート結果、進路支援センターの学生利用状況(備付-93)などから総合的に分析・検討し、次年度の進路支援に活用している。

これらは、適宜、教授会にも報告している。

なお、各学科では次のような対応を行っている。

#### 【総合文化学科】

教員間での共通理解を得るため学科会議で月ごとに内定状況や進路支援センターから提供された動向情報の報告を行い、それに基づいて担任、進路支援委員を中心に就活相談、履歴書作成、作文・面接指導などを個別に実施している。年度末には就職状況を分析し、進路ガイダンスの内容・スケジュールに反映させるとともにガイダンスの初回において学生に提示している。学科教員に対しても学科会議で今後の方針を精査・確認し、日常的な支援に反映させている(備付-25)。

#### 【子ども学科】

1 年次前期の進路ガイダンスにおいて、前年度の「就職状況について」の資料を配布し、前年度の就職状況の説明を行い、学生が就職活動のイメージを持てるよう指導している。その際、職種や地域ごとの具体的な就職状況を示し、インターンシップにつながるように指導している(備付-94)。

#### 【人間福祉学科】

就職先の経営主体、種別、方針、処遇環境、雇用形態などの情報をもとに進路支援を行っている。新設の施設などに就職した場合情報が限られるため、就職後の様子を伺い情報を確認し、次の学年に活用している。

進学・編入学支援については、まず、入学時から担任面談や進路支援センターでの面談を定期的に行う中で、志望動向を把握している。進学・編入学を志望する学生には、個別に対応し、進学・編入学先の情報収集や試験対策、編入後の読み替え単位の確認、出願書類の確認、面接練習などの支援を学科教員と進路支援センターの職員で連携して行っている。令和 3 (2021) 年 3 月卒業生は、東北文教大学、東北公益文科大学、宮城学院女子大学に併せて 9 名が編入学した。学科ごとには、次のような対応を

行っている。

#### 【総合文化学科】

進学・編入学支援として、カリキュラム中に「編入学概説」「文章表現法」「編入英語」「TOEIC 対策」の科目を設け、編入学の方法や内容について詳しい知識や情報を提供するとともに、小論文や英語問題への対策を行っている。さらに、学科の編入学担当教員が常時相談に応じる体制を整えている。

#### 【子ども学科】

進路ガイダンスにおいて、初期の段階から進学に関する情報提供を行い、希望者に対しては個別指導を行っている。特に本学科からの進学は東北文教大学人間科学部子ども教育学科への編入学が中心となるため、1年次後期の進路ガイダンスで実施している「内定者からのアドバイス」において、保育専門職への就職内定者に加え、子ども教育学科への編入学内定者から話を聞く機会を設けている。また、子ども教育学科への入学試験については、推薦に GPA を中心とする一定の基準を設け、学修、進学への意欲の向上を促している。また、試験入試の過去問題を活用し、個別指導を行うなどの対策をとっている（備付-87）。

#### 【人間福祉学科】

希望者には個別相談に対応し専門分野の教員が、情報提供や受験対策などの指導を行っている。編入学のための推薦ができるように、成績評価の基準を学科で設定し、授業に対する目的意識を高め取り組めるように支援している。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生支援における課題については、次のような課題を認識している。

以前より、学生に一人一台のノートパソコンかタブレット端末の所有を検討していたが、購入方法や購入費の問題、メンテナンスや紛失時の対応など検討事項が多く、実現には至らなかった。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、オンライン授業が必要になり、また、対面授業においても、これまでのコンピュータ室の利用では、感染リスクが高いことが問題になったことから、一人一台のノートパソコンやタブレット端末の所有を促進する機運が高まった。そこで、令和2（2020）年4月に「新入生と在学生のネット環境」（備付-95）に関する調査を実施し、情報環境は概ね充分であることが把握できたが、本件は学生に対する学習支援の観点からも、重要な事案であり、実現に向けて検討していくことが課題である。

人間福祉学科（現代福祉学科）の外国人留学生について、日本語能力がN2以上の留学生の受入を基準としているが、介護や医療、保健などの専門分野になると専門用語の理解が難しく、授業外での学習支援が必要である。現在は週に一度の個別指導で補っているが、今後さらに留学生の受け入れ枠を拡大していくことを考えると、学習支援体制を組織化する必要がある。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>



基準Ⅱ-B-1で示したとおり、本学のシラバスは、これまでのFD研修をとおして整えられてきており、また、組織的な記載内容のチェック体制も構築していることで、学生の学習を支援するものとして適切なものとなっている。

学生による授業評価も全授業科目で実施し、結果に対する教員のフィードバックとなるコメントも、学生にフィードバックされる仕組みも確立している。また、全学的に授業評価の結果を査定するチェック体制も構築されている。

各学科、 Semesterごとのオリエンテーションも丁寧に実施されている。

新型コロナウイルス感染症の感染対策で行われた特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を受け、本学では令和2(2020)年5月に学生への奨学金として学生全員に3万円を支給した。

図書館の利用や進路支援について、卒業時アンケート(備付-50)の評価が高いことを挙げたが、その他にも、教員との関わり、事務窓口での対応、食堂・購買部・学生駐車場などの福利厚生についても高い評価を受けており、かつ、その評価は年々向上している。

そして何より、学生生活全般を振り返った評価も高い。令和2(2020)年3月以降、新型コロナウイルス感染症の流行により、新しい生活様式やオンラインでの授業が求められ、大学祭をはじめ多くの行事・イベントも中止となり、また、実習や就職活動も例年と違った中で、学生は大きな不安を抱えて学生生活を送った。その中であって、短期大学の2年間をこのように評価して卒業していったことは、本学の学生支援の質の高さを裏付け、全教職員の今後の励みである。

## <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

### (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証(第三者)評価では、以下の5項目を行動計画に掲げた。

- ①学習成果の設定および査定について、機関・学科・教員の3つのレベルでの整合性を確認し、学習成果を質的・数量的に測定可能な評価方式(ルーブリック評価)を検討する
- ②学生の卒業後評価について、就職後3ヶ月程度で行う就職先への「就労状況アンケート」調査以降の、継続的な動向調査を行うなどの取り組みが必要
- ③情報機器の活用について、教職員間における活用技術の能力差を改善する
- ④学力や精神面で不安を抱える学生の増加に対応するため、全学的に学生への生活支援についての対応力を高めていく
- ⑤受験生の減少傾向がみられるため、いかに学生を確保するか、広報活動を強化する

これらの行動計画については、次のような取り組みを実施することで、改善への成果につなげてきた。

- ①学習成果の設定および査定については、機関・学科・教員の3つのレベルでの整合性を確認しつつ、学習成果を質的・数量的に測定可能な評価方式の検討などが課題として認められる。学習成果については、平成 25（2013）年度に、自己点検・評価委員会に設けられた「短大部・学習成果検討ワーキング・グループ」により、機関レベル・学科レベルで設定している教育目標を反映した学習成果を測定する仕組みについて検討し、平成 26（2014）年度において、ルーブリック評価方法を各学科の必修科目「基礎演習」を中心に試験的に導入することを決定した。今後は、学習査定の方法としての有効性と問題点を検証する予定である。
- ②学生の卒業後評価については、「就労状況アンケート」の結果を受けて行っていた、教職員による就労訪問を拡大し、原則すべての就労先を訪問して雇用者（人事担当者や職場の上司を含む）と卒業生に面会し聞き取りを行うなど、卒業後評価の把握をより強化した。
- ③FSD 研修で、「ソーシャルメディアの活用」「学生ポータル」「教員ポータル」「Gmail の活用」を取り上げ、教職員間における活用技術の能力差を改善する取組みを行ってきた。
- ④スクールカウンセラーとの連携を強化し、学生のメンタルヘルスに関する FSD 研修を行うなど、学力や精神面で不安を抱える学生への対応力を高めてきている。
- ⑤大学案内やホームページの充実を図り、広報を強化してきた。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検・評価をとおして、確認した課題は以下のとおりである。

- ①子ども学科と人間福祉学科（現代福祉学科）で改訂した三つの方針について、学習成果の獲得状況と照らし合わせた検証を行うこと
- ②現代福祉学科の職業教育の充実を図ること
- ③学生の成績動向や学習状況など多岐にわたるデータを一元化するデータ管理システム「学生カルテ」を活用してエンロールメント・マネジメント体制を確立すること
- ④学生に一人一台のノートパソコンかタブレット端末の所有ができるようにすること
- ⑤人間福祉学科（現代福祉学科）の外国人留学生に対する、専門分野の学習を支援する体制の組織化

上記に挙げた課題に対する改善計画には、以下のように取り組む。

①の課題については、各学期末や2年間の教育課程の修了時に、「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」に基づく点検・評価を行い、教育の質保証を検証する。

②の課題への取り組みは、学生の進路志望や就職先の職業・職種に関する情報を収集し、学科が掲げる教育目的・目標および三つの方針と職業への接続を図る職業教育の連関性を検証する。また、ステークホルダーへの意見聴取や卒業生アンケートを実施し、職業教育の充実を図っていく。

③の課題は、すでにシステムとしては整っているため、それ活用した実績を積み重ね全学的な経験値を高めていきながら、エンロールメント・マネジメント体制の確立につなげていく。

④の課題については、どのような形で学生一人に一台のノートパソコンを所有させられるのか、問題点を挙げることと、基準とするノートパソコンの仕様環境の選定などを検討する。また、個人による購入となった場合の保護者からの理解と協力を図ること。経済的に困窮している家庭への対応などの検討も必要になってくると思われる。いずれにしても、喫緊の課題として位置づけ、早急に取り組んでいく。

最後に⑤の課題は、今後の外国人留学生の受入れ状況や日本語能力を見ながら、必要とする専門分野の学習内容や時間数を検討し、学習支援体制を構築していく。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## ＜根拠資料＞

## 備付資料

43. 授業アンケート、66. 詳細データとコメントシート、96. 教員個人調書・教育研究業績書、97. 非常勤教員一覧表、98. 専任教員年齢構成、99. 専任教員の研究活動状況表、100. 外部研究資金の獲得状況一覧表、101. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部紀要第9号、102. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部紀要第10号、103. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部紀要第11号、104. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部教育研究第9号、105. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部教育研究第10号、106. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部教育研究第11号、107. 平成30年度FD・SD活動の記録、108. 令和元年度FD・SD活動の記録、109. 令和2年度FD・SD活動の記録、110. 令和2年度職務分掌

## 備付資料－規程集

2. 学校法人富澤学園組織規程、24. 学校法人富澤学園東北文教大学短期大学部研究費規程、25. 学校法人富澤学園東北文教大学短期大学部就業規則、67. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部FSD委員会、106. 東北文教大学短期大学部教員審査規程、171. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部における研究倫理に関する内規、174. 東北文教大学 文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等にかかる本学の取扱方針、179. 東北文教大学・東北文教大学短期大学部 事務局職員研修規程

## [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学では、学校教育法第92条および短期大学設置基準に基づき短期大学および学科の教員組織を編制している。

令和2(2020)年5月1日現在、本学の専任教員数は34人である。学長、副学長を除くすべての専任教員が学科に配置されており、短期大学全体および学科のいずれにおいても、短期大学設置基準に定める教員数を満たしている。

専任教員の職位は東北文教大学短期大学部教員審査規程(備付-規程集106)に基づき決定され、この内規は短期大学設置基準に定める教員の条件を満たしている。教員の教育や研究の実績などは、ホームページにて公表されている(備付-96)。

本学では、各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)の配置を行っている。

非常勤教員の採用は、前述の東北文教大学短期大学部教員審査規程(備付-規程集106)に基づき、学位、教育能力、研究能力などを総合的に勘案して採用している。なお、それらは短期大学設置基準に定める教員の条件を満たしている(備付-97)。

本学において、補助教員は配置していないが、学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき非常勤助手を配置している。

専任教員の採用にあたっては、東北文教大学短期大学部教員審査規程(備付-規程集106)に基づいて、教育能力、研究能力および人格・識見、学会・社会活動、経験、業績などを総合的に勘案して本学の専任教員としての資質を確認している。なお、それらは短期大学設置基準に定める教員の条件を満たしている。また、昇任に際しては前述の規程を勘案し、本学人事委員会で学長に候補者を推薦し、学長が決定後、教授会に報告している(備付-98)。

### [区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

### ＜区分 基準Ⅲ-A-2の現状＞

教員の研究活動は、各教員の研究領域によって行われ、その成果は教育課程編成・実施の方針に基づき授業をとおして学生に還元されている。本学は3学科ともにチーム・ティーチングの形態をとる授業科目が多く、専門領域が異なる教員が授業を担当しているものもある。それらの授業を介し、専門領域が異なる教員の共同研究も活発で、得られた研究成果は授業に反映されており、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている（備付-99）。

科学研究費などの外部研究費は、公募があり次第、学内に周知し申請者を募っている。令和2（2020）年度は新規1件、継続研究が7件の3,324千円となっている。科学研究費などの管理は、文部科学省に提出した「文部科学省の『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』に基づく体制整備等にかかる本学の取扱方針」（平成27年4月改正）にしたがい、総務部が中心となって公正に行っている（備付-規程集 174）。機器備品の購入には、原則として教員個人の直接取引は行わず、事務局担当者を通すこととしている。納品検収に当たっては、総務部の科研費担当者が確認する体制をとっている（備付-100）。

教員の研究活動に関する規程としては、東北文教大学短期大学部就業規則（備付-規程集 25）、東北文教大学短期大学部研究費規程（備付-規程集 24）、東北文教大学・東北文教大学短期大学部における研究倫理に関する内規（備付-規程集 171）がある。

このうち、令和2（2020）年度に研究費規程について改定し、教授・准教授・講師の研究費23万円と、助教・助手の研究費17万円を一律30万円に引き上げた。これは、教員の研究活動をより支援する目的で行われたが、特に若手研究者の研究活動を促進し育成へとつなげるねらいがある。

本学では、専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みとして、研究倫理をテーマとしたFSD研修会を毎年行っている。令和2（2020）年度は、文部科学省から新たに示された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の確認と、これに関連してオーサーシップや利益相反、サラミ法などについて、海外の動向も交えた研修を行った。なお、本学では令和元（2019）年度に、全教員に日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を義務づけ、個々に修了証書の発行を受けている。

教員の行った研究の成果を発表する機会として、本学では、『東北文教大学・東北文教大学短期大学部 紀要』（備付-101、102、103）と、『東北文教大学・東北文教大学短期大学部 教育研究』（備付-104、105、106）の2冊を発行している（ともに毎年1回発行）。いずれも、査読を伴うもので、教員の研究業績につながるものである。

専任教員には、個人研究室が与えられている。

専任教員には、東北文教大学短期大学部就業規則（備付-規程集 25）によって、週当たりの担当授業時間数（12時数から16時数）を設定し、研究や研修のための時間を確保している。

近年、海外で行われる学会や研修に参加する教員も増えてきている。そのため、海外出張の取扱いや旅費などに関する事柄を定めた規程を整備する必要があるが、個別

に対応しているのが現状で、規程の整備には至っておらず課題である。これは海外留学や海外派遣に関することについても同様である。

FD 活動については、FSD 委員会規程（備付-規程集 67）に基づき FSD 委員会が適切に行っている。FD 活動をとおして授業の方法の改善や教員のスキル向上が図られるよう、教育開発センターや IR 室とも連携し、FD 活動を行っている。以下に令和 2（2020）年度の活動をまとめる。

(1) 学生による授業アンケート

前・後期それぞれ全教員（専任、非常勤含む）で実施し、その結果を全教員にフィードバックしている。また、アンケート結果に対する教員コメントを任意で提出、アンケート結果ならびに教員のコメントを、一定期間公開し、自由に閲覧できるようにしている（備付-43、69）。

(2) 「FD・SD 研修会」

令和 2（2020）年度は、学内外の教職員などを講師に 5 回実施した（備付-107、108、109）。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 令和 2（2020）年 4 月 23 日  | 本学における遠隔授業（FD）                               |
| 令和 2（2020）年 9 月 17 日  | 学内に新型コロナウイルス感染者がいても学生・教職員が感染しないために（FD・SD 共催） |
| 令和 2（2020）年 10 月 19 日 | 2021 年度入試 学生募集に関する広報用説明会（SD）                 |
| 令和 2（2020）年 11 月 19 日 | 2021 年度入試 広報活動における学部・学科説明会（FD）               |
| 令和 2（2020）年 12 月 17 日 | 大学改革等の動向と本学での対応—認証評価・補助金の観点から—（FD・SD 共催）     |

特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染予防を講じた授業や学生指導のあり方、遠隔授業の進め方について喫緊の課題として取り組んだ。また、学生定員の確保について、総合文化学科の募集停止や人間福祉学科の学科名変更などに鑑み、例年に増して高校訪問などの広報活動に取り組みたいところであったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、広報活動を制限し、そのような中での広報活動について 2 回の研修を実施した。

また、大学改革や認証評価にかかる研修を FD・SD 共催として全学的に実施し、内部質保証とデータサイエンスについて研修した。

各学科の教員は、学習成果の向上の獲得を図るため、直接的には担当授業科目に対する学生による授業アンケート（教育開発センターと IR 室で実施）、担当授業科目と学修成果の指標を対応させた学修到達度評価（教務委員会と学務課で実施）を介して、また間接的ではあるが、卒業時アンケート（教育開発センターと IR 室で実施）、進路に関する意識調査（進路支援センターで実施）などを介して、関係部署と協働して方策を検討・実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

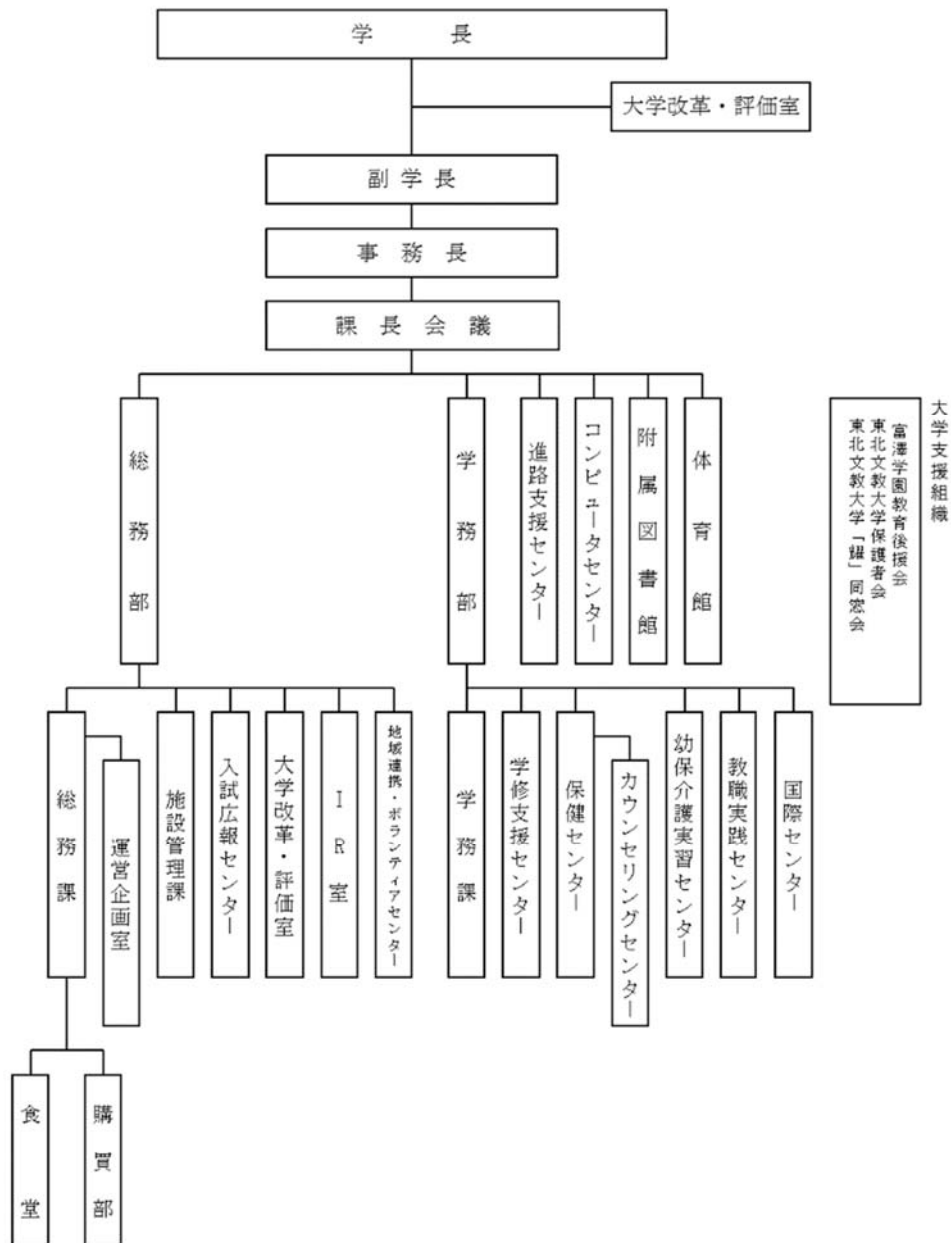
本学における事務組織および所管事務は下図に示すとおりである。

学校法人富澤学園組織規程（備付-規程集 2）に基づき事務組織は、大学および短期大学部共通の事務部として総務部に総務課、施設管理課、入試広報センター、大学改革・評価室、IR室、総務課の下に運営企画室を置き、学務部として学務課、保健センター、幼保介護実習センター、教職実践センター、学修支援センター、国際センターを置き、進路支援センター、コンピュータセンター、附属図書館、体育館を配置している。

事務部は、理事長・学長の統括の下に事務長を置き、その下に事務次長・総務部長・学務部長・進路支援センター長を置き、各課・センターに課長を配して、責任体制を明らかにしている（備付-110）。



(令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在)



事務職員は、学内における SD 研修や OJT をとおし、所属部署で必要とされる専門的な職能を身に着けることができるようにしている。この他、毎年、日本私立短期大学協会・私学振興共済事業団などで主催する学外研修会にも積極的に参加して職員の能力向上に努めている。しかし、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、学外研修会への参加は自粛した。その代わりに、オンライン形式で行われる研修に参加し、専門的な職能を学ぶ機会を確保した。

事務職員には、各自専用のパソコンを支給し、日常常務を円滑に行えるようにしている他、部署ごとに事務共有サーバーを設け、データの共有を図っている。

事務に関する規程は、事務を司るものだけでなく、業務に関係するものも含めて規程として整備してある（備付-規程集）。

事務局には、部署ごとに事務室を設け、必要な情報機器（各自専用のパソコン）ならびに備品（各自専用の机・椅子）などを備えている。

SD活動に関する規程には、事務局職員研修規程（備付-規程集 179）がある。本学のSD研修では、(1) 新任者研修、(2) 研修会、(3) 学外研修会への参加という3種類の研修を行っている。

この他に、日本私立短期大学協会・私学振興共済事業団などが主催する学外研修会にも参加し、職員の能力向上に努めている。しかし、先にも触れたように、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、学外研修会への参加は自粛し、オンライン形式で行われる研修に参加して研修の機会を確保した。

本学は、短期大学部 358 名、同じキャンパスにある東北文教大学人間科学部在籍の 386 名と合わせても学生数 744 名（令和2年5月1日現在）の小規模な大学・短期大学であり、それだけに事務職員も学生の状況をよく把握している。学習活動に関する動向や行事などは毎朝開催される課長会議で周知され、課長から課員に周知される。

教員と事務局の関係部署との連絡・連携がスムーズにできるのも小規模校の強みで、学生一人ひとりの動向を教務委員会や進路支援センター会議などを通して情報共有している。

#### [区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規定は、学園本部人事課が総括し、整備している（備付-規程集）。

就業規則などは新任採用時に学園本部で説明している。さらに、短期大学部の新任者研修において、事務長から詳細な説明を行っている。新任者以外の教職員に対しては、規程に変更があった場合は、教授会や事務局会で逐次説明を行い、周知に努めている。

以上のように、教職員の就業に関しては、規程を基に適正に管理運営している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員の研究活動も国際的な広がりを見せてきている。それに対応する海外出張の取扱いや旅費などに関する事柄を定めた規程を整備する必要があるが、個別に対応しているのが現状で、規程の整備には至っておらず課題である。これは海外留学や海外派遣に関することについても同様である。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

本学は3学科ともにチーム・ティーチングの形態をとる授業科目が多く、専門領域が異なる教員が複数人で授業を担当している。それは、教育課程編成・実施の方針に基づいて、複数の専門的な視点から物事を総合的に多面的に捉えることができるようにと、教員の専門性を考慮しながら担当配置をしているためである。その中で、授業をとおして共通の研究テーマを見出し、共同研究を行い、学会や本学の紀要などで発表している。この成果は、自身の研究領域を広げることや、新たな知見を得たりすることのみならず、授業にも生かすことで、学生に還元されている。このような点からも本学の教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

また、教員の研究活動の財政基盤を支えるため、特に若手の研究者の研究基盤の充実を図り、令和2(2020)年度から研究費を職位に関わらず一律とし、30万円に引き上げた。

### [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

#### ＜根拠資料＞

##### 備付資料

111. 校地校舎図面、112. 災害時における指定避難所の指定等に関する協定

##### 備付資料－規程集

17. 学校法人富澤学園危機管理規程、153. 情報セキュリティポリシー、155. 防火管理規程

### [区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地の面積は、短期大学設置基準では 4,400 m<sup>2</sup>であるが、本学では、36,984 m<sup>2</sup>を有しており、基準を充足している（備付-111）。

運動場については、5,084 m<sup>2</sup>を有しており、適切な面積を有しているといえる。

校舎面積は、短期大学設置基準では、4,950 m<sup>2</sup>とあるが、本学は 16,219.36 m<sup>2</sup>を有しており、基準を充足している。

校地と校舎のバリアフリー化は、スロープ、自動ドア、エレベーターなどを設置しており、図書館のある3号館と8号館には多目的トイレを整備している。令和2(2020)年度には、新たに6号館の2カ所に自動ドアの設置工事と、防火扉のオートクローザー式スライドドアへの改修工事を行った。なお、障がい者の対応については、障がい学生支援委員会を中心に入学前から入学者・保護者などとの打ち合わせを行い個別にも対応している。

授業を行う環境には、授業規模に応じた大中小の講義室、体育館、多目的ホール、コンピュータ演習室が確保されている。その他にも、学科の特性に応じた授業環境を整え、ビジネス実務演習室、音楽室、造形室、家政学実習室、実習棟、介護実習室がある。

通信による教育を行う学科はない。

大中小のすべての講義室にブルーレイ、DVD 再生機が備え付けられている。また、大中の講義室にはプロジェクター、マイクが備え付けてある。小講義室用には、モバイル型プロジェクターを学務課に配備しており、必要に応じて貸出している。同様に授業用ノートパソコン 10 台を学務課に配備し、授業時に貸出している。その他、学内での授業、校外学習などで使用するデジタルカメラやビデオカメラを学務課に配備し貸出している。これらの機器類については主に学務課で管理し、修理・修繕を伴う場合には、施設管理課と協力して対応している。

機器・備品の新規購入にあたっては、各学科や教務委員会、学務課、施設管理課で情報を共有し、事業計画として提出し、年度計画として予算化され執行している。

図書館は適切な面積を有している。

図書館には、蔵書数 127,447 冊・学術雑誌 250 種・AV 資料 1,414 点が備え付けられている。座席数は、使用目的により個人ブースのシンキング・コーナー、ラーニング・commons用の学習ブース、ブラウジング・ルーム、AV 鑑賞ブースがあり、総座席数は 172 座席と十分な環境を整えている。

図書購入は、図書館運営委員会で各学科などへの予算配分を決定し、各学科ならびに教員からの図書購入希望を受けて選定を行い、図書館長の決済を受けて購入している。

廃棄に関しては、資産に相当する蔵書は3年間所在不明の図書を廃棄扱いにしており、消耗図書については磨耗の程度に応じて随時廃棄扱いにしている。また、年度当初の教授会において各教員の担当する授業で参考図書扱いを希望する図書の選定を依頼し、各教員の希望する図書を指定図書として特定の書架に配架し、学生の利用に供している。

体育館には、ワンフロアの運動スペース（アリーナ）およびトレーニング・スペース、男女の更衣室、体育科教員の研究室が備えられており、十分な面積を有している。

これまで、本学は資格取得を中心にした教育課程を編成しているので、どちらかと言えば授業形態は演習や実習型が多く、授業は対面授業を基本とし、遠隔授業はGmailを利用した課題の提示とレポートの収集のレベルであった。しかし、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、Google Classroomを使用し、会議システム型および動画配信のない不十分な形（オンデマンドで課題や資料を提示し、リアルタイムで意見交換をする形）ではあるが、専任教員が担当の授業科目について全科目遠隔授業（5月11日から6月8日まで）を実施した。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備・備品の管理に関して、学園全体で以下のとおり規程を整備している。

|          |              |
|----------|--------------|
| 学校法人富澤学園 | 経理規程並びに細則    |
| 学校法人富澤学園 | 固定資産及び物品管理規程 |
| 学校法人富澤学園 | 減価償却規程       |
| 学校法人富澤学園 | 固定資産及び物品調達規程 |
| 学校法人富澤学園 | 資金運用規程       |

施設設備の新規調達、更新、改修などについては、各学科・課などの関係部署から毎年年度計画が提出され、学長ヒアリングを経て執行されている。維持・管理に関しては各学科・課などの関係部署でそれぞれ実施している。

火災・地震対策に対する規程として、学園全体の危機管理規程（備付-規程集 17）を定め、それを基に防火管理規程（備付-規程集 155）を定めて対応する体制をとっている。なお、令和 2（2020）年 11 月に山形市と「災害時における指定避難所の指定等に関する協定」を締結し、万一、市中で風水害や火山現象の自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合、本学の体育館を避難所の開設場所として指定する取り決めを交わした（備付 112）。

火災・地震対策のための定期的な取り組みとして、毎年、全学生と教職員が参加しての地震・火災避難訓練を実施している。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から実施を見送り、学内の自衛消防組織（関係の教職員による）が規模を縮小し避難訓練を執り行い、学生には Gmail を利用して地震・火災避難訓練の周知を行った。この他、定期的に消防設備および警報設備の点検を行っている。令和 2（2020）年度は、備蓄していた非常時用の飲料水と非常食の更新期限を迎えたことから、これを新たに購入し備蓄した。

コンピュータシステムのセキュリティはコンピュータセンターが統括して担当し、次のような方策を講じている。

- (1) 外部との接続にはファイアウォールを設置し、不正アクセスからの防御を行っている。
- (2) 業務情報の漏えい対策として、学内ネットワークを教職員用と学生用に分けている。
- (3) ウイルス対策を、ネットワーク中継装置と端末の 2 段階で行っている。

また、機器の保守契約を業者と結んでおり、トラブルなどへ迅速な対応ができる体制を整えている。セキュリティ対策の指針となる「情報セキュリティポリシー」をコンピュータセンター内部で策定したが（最終更新は平成 19 年）、時代に合わせて更新する必要がある。

省エネルギー・省資源対策は、施設管理課を中心に電気・水道・その他資源の使用削減に取組み、各教室などの空調管理について、推奨する冷暖の設定温度を周知する掲示物を作成し、温度調節器の周辺に掲示した。また、体育館や食堂などで LED 照明への切り替えを行った。省エネルギー・省資源対策として小さなことではあるが、全学をあげて地球環境保全への配慮に取り組んでいる。

その他、施設設備の維持管理については、昨年度に引き続き、3 号館の雨漏り・結露に伴う内部改修工事を執り行い、これを完了したことで、教室・研究室・図書館の環境を改善させた。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

令和元（2019）年度に、本学園の学校法人富澤学園内部監査室より、大学の各棟の屋上につながる扉を非常時に開錠可能な物とするよう対策の是正を受けている。今後、早急にこれに取組み、火災・地震対策を講じなければならない。

省エネルギー・省資源対策として、まだ LED 照明への切り替えが済んでいないとこ

ろがあり、次年度も継続して LED 化に努めていく。

セキュリティ対策の指針となる「情報セキュリティポリシー」の最終更新が平成 19 (2007) 年であることから、時代に合わせて更新する必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

文部科学省の補助事業を積極的に活用するなどして物的資源を整えてきている。

#### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

##### <根拠資料>

##### 提出書類

4. 令和 2 年度学生便覧—学生生活の手引き

##### 備付資料

7. 教務・事務サポートシステム、113. Gmail および web 履修登録について、114. 遠隔授業に関するマニュアル

#### [区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を 獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、学生の学習支援と教員の教育研究および教職員の学校運営を充実させるため、情報環境推進委員会、コンピュータセンター、施設管理課など関係部署を中心に技術的資源の整備に取り組む向上・充実を図っている。

学内ネットワークの利用については、「教務・事務サポートシステム」(備付-7)が構築されており、専用のウェブサイトにつながる「教員ポータル」「職員ポータル」「学生ポータル」が存在する。また、「Google Workspace for Education」を導入し、g-tbunkyo.jp ドメインのアカウントを教職員に発行することで、授業や連絡などに活用している。特に、今般の新型コロナウイルス感染症による感染予防措置として行われた遠隔授業では、Google Classroom とそれに関連するアプリを利用することができ、学生の教育機会を確保することができた。

学生の情報技術などの活用については、入学時のオリエンテーションでガイダンス(備付-113)の時間を設け、学生ポータルおよび g-tbunkyo.jp のアカウント設定と利用方法や、情報倫理について説明している。このオリエンテーション時には、コンピュータ室の利用についてのコンピュータガイダンスを実施するとともに、学生便覧(提出-4)の「コンピュータ教室等の利用について」でも詳しく説明を載せている。

3 学科には情報基礎能力と応用能力に関する科目が配置されており、情報技術の向上につながる授業が行われている。また、学内において年間 2 回ずつ実施している日本情報処理検定協会の日本語ワープロ検定試験と情報処理技能検定試験の受験支援のために、検定講習会を実施している。令和 2 (2020) 年度は、日本語ワープロ検定試験の受験者が 14 名、情報処理技能検定試験の受験者が 18 名であった。

なお、令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、遠隔授業を実施することにしたため、急遽、遠隔授業に関するマニュアル(備付-114)を作成し、教職員対象の研修会を開き情報技術の向上をサポートした。また同様に、学生に対しても遠隔授業の説明と Google Classroom の使用トレーニングを行った。これにより、本学では、スムーズに遠隔授業を実施できた。

技術的資源と設備の維持、整備と適切な状態の保持については、先に挙げた情報環境推進委員会、コンピュータセンター、施設管理課など関係部署が作成する年度の事業計画を基に計画的に実施している。技術的資源のメンテナンスに関しては、情報環境推進委員会ならびにコンピュータセンターにおいて、各学科に応じたソフトウェア環境や教室環境について情報を共有しながら管理・維持・構築についての意思決定をしている。コンピュータ室については 5 年から 6 年ごとに機器の更新を行うことでできるだけオペレーティングシステムやソフトウェア環境が陳腐化しないように配慮している。また大学として設置した機器にはウイルス対策のソフトウェア環境をインストールしており、コンピュータウイルスへの対策を行い常に安全な環境で活用できるようにしている。

なお、今般の Windows7 のサポート終了に伴う Windows10 への移行も事業計画に沿って順次進め、完了している。

その他、学科の特性上、必要となる技術的資源については、それぞれの学科の事業計画として申請することで、整備している。特に総合文化学科では、情報環境を利用した授業が多く、Web カメラとビデオ会議システムを利用した韓国の姉妹校との遠隔授業(「生活文化と理解と発信」、「言語文化の理解と発信」)や、デジタルカメラとドローンを扱う授業(「情報機器演習」)、ビデオカメラを扱う授業(「地域文化とデジタル・アーカイブ」)などがあるため、情報環境や情報機器の充実が不可欠である。



技術的資源の分配については、学科ごとの学生数や学科の特色に応じて必要量の違いがあるものの、適切に分配され、共有もスムーズに行われている。

教職員が授業や学校運営で使用するコンピュータなどの機器は、コンピュータセンターや施設管理課で適切な管理をしている。教員には各 1 台のパソコンとプリンターが、職員には各 1 台のパソコンが支給されている。授業で使用する普通教室には、メディア装置（プロジェクター、スクリーン、DVD プレイヤーなど）が備えられている。学務課には、貸し出し用ノートパソコン 10 台とプロジェクター 5 台、実物提示装置 1 台、DVD プレイヤー 1 台が用意されている。

学生の学習支援のための貸し出し用ノートパソコンは教職実践センターに 4 台、図書館に 6 台用意されている。また、図書館には貸し出し用のタブレット端末 (ipad) 9 台もある。令和 2 (2020) 年度の貸し出し実績は、ノートパソコン 584 件（教職実践センターと図書館の合算）、タブレット端末 (ipad) 26 件、プロジェクター 5 件であった。

加えて、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で遠隔授業が必要となり、文部科学省の「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」を目的とした「私立学校情報機器整備費（遠隔授業活用推進事業）」の補助金交付を活用して、学生用貸出パソコンを 40 台とその周辺機器を購入し、学務課に 10 台、図書館に 20 台、教職実践センターに 10 台ずつ配置した。

インターネット環境を学生が常に使えるようにするために、学生用の無線 LAN アクセスポイントを設置している。令和元 (2019) 年度卒業生より卒業記念品として整備費が進呈され、令和 2 (2020) 年度にクライアント数を 500 アクセスから 2,000 アクセスに増やし、またアクセスポイントも 8 ヶ所増設したことで、全号館で利用できるようになった。

教員は独自に新しい情報技術などを活用して、効果的に高い学習成果が得られるよう授業を行っているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、遠隔授業が一定期間行われた令和 2 (2020) 年度においては、Google Classroom の利用方法を中心とした遠隔授業についての研修会を実施した。このように、喫緊の課題が発生した場合、全学的に研修会などを実施できる体制にもある。

学内には、インターネットに接続された教職員系と教育系にセグメントが分割されたイントラネットが敷設されている。この下で、コンピュータを設置する 4 教室が配備され、第 1・2 コンピュータ室にはデスクトップ型パソコンがそれぞれ 40 台、マルチメディア演習室にはデスクトップ型パソコンが 50 台、他 1 教室には 4 台のノートパソコンを設置している。各教室には、一般的なオフィスソフトが用意されており通常の文書処理や表計算ならびにプレゼンテーション資料の作成などに利用できる。また、マルチメディア演習室には CALL 環境と CAI 環境も整備されている。

さらに図書館には常設のコンピュータを設置して文献検索を支援している。

### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

令和 2 (2020) 年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大より遠隔授業を実施したが、本学が「リアルタイム型授業」や「オンデマンド型授業」の実施に資する資源を有していないことや学生の情報環境から、Google Classroom を使用した遠隔授業にせ

ざるを得なかった。今後も、遠隔授業の実施が予測されることから、学びの質を担保するためには、少なくとも、①「リアルタイム型授業」や「オンデマンド型授業」の推進に向けた教員サポートと、②インターネット回線の更なる充実、③学生の情報環境の整備を図ることが必要と考え、鋭意、努力しているところである。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本学では全く経験のなかった遠隔授業の実施を余儀なくされたが、短期間で、「教員・学生における遠隔授業ソフトの使用方法の学修と確認」「学生の情報環境へ対応」「非常講師への対応」などについて、本学の技術的資源や教育資源を結集し、この難局を乗り切ることができた。これは、本学では、関係部署、今回は「緊急問題対策委員会」（評議委員会委員がメンバー）、教務委員会、各学科、情報環境推進委員会、コンピュータセンター、FSD委員会などがスムーズに連携して事に当たる組織体制が学長のガバナンスにもとに構築されているからである。

#### [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

##### <根拠資料>

##### 提出書類

13. 「計算書類等の概要（過去3年間）」、14. 資金収支計算書・資金収支内訳表（平成30年度～令和2年度）、15. 活動区分資金収支計算書（平成30年度～令和2年度）、16. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（平成30年度～令和2年度）、17. 貸借対照表（平成30年度～令和2年度）18. 学校法人富澤学園第2期中長期計画（2020年度から2024年度まで）、

##### 備付資料

115. 財産目録、116. 経営健全化緊急対策（令和2年度から令和4年度）

##### 備付資料－規程集

47. 学校法人富澤学園資金運用規程

#### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

### <区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

東北文教大学短期大学部を設置する学校法人富澤学園には、本学の他に同じ校地（片谷地キャンパス）に東北文教大学および東北文教大学付属幼稚園、肴町キャンパスに山形城北高等学校を設置している。財政計画の評価と策定にあたっては、これら学園内のすべての設置校の状況を的確に把握し分析を行っている。

経常収入・経常支出は平成29（2017）年度から令和元（2019）年度まで対前年比では2%から5%の間で推移をしている。

平成30（2018）年度の支出が増えている理由としては、山形城北高等学校校舎耐震改築工事による既存校舎解体費用約1億円を計上した特殊要因が挙げられる（提出-14）。

事業活動収支計算書において、教育活動収支差額、経常収支差額は平成29（2017）、30（2018）、令和元（2019）年度と支出超過である。その理由については、平成29（2017）年度、平成30（2018）年度と耐震補強工事が続き、減価償却額と工事経費の増加が超過額を引き上げた要因として挙げられる。また、短期大学と高等学校の在学者数の低下に伴う納付金などの減少が収支状況悪化の大きな要因となっている（提出-13、16）。

令和元（2019）年度には中長期計画を策定し、法人財務の分析に基づく新たな経営方針を策定した。これにより、実情にあわせた合理的かつ経済的な予算執行方法になるよう取組みを行った。その結果、支出超過額を一定程度圧縮することが出来た。令和2（2020）年度からは経営健全化緊急対策が必要との判断から、第2期中長期計画を

策定し、経常収支の黒字化と資産の増加を目標として取組みを行った。その結果、教育活動収支差額は約 37%の改善がみられたが、依然として支出超過の状態から脱却していない状態にある。要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う奨学金を新たに支給したことと、校舎老朽化が想定より進んでおり、その修理費が嵩んだことが挙げられる。

負債については、平成 28（2016）年度、30（2018）年度に高等学校校舎の耐震改築工事に伴って借入を行ったが、新たな借入金などの大規模な事業予定はなく、長期借入金の返済を計画的に行うことにより健全な財務状況へと転換していく（提出-17）。

退職給与引当金は、以前より期末要支給額の 100%を基準に計上している。

資産運用に関しては、学校法人富澤学園資金運用規程により、元本を毀損する恐れのある商品を取り扱わず適切に運用を行っている（備付-規程集 47）。

教育研究経費比率は 30%以上を維持している。教育研究用の施設設備については、教育研究の質の低下を招かないよう計画的に資金配分を行っている。図書については同一キャンパス内にある東北文教大学と共有使用しており、年度計画に沿って適切に整備、管理されている（提出-15）。

公認会計士による会計監査を実施し、講評時に監事同席のもと、報告書の内容説明、質疑応答、経営基盤の安定に向けての意見交換などを行っている。また、講評時に意見が付された事項については、法人本部と関係設置校が一体となって改善に取り組む体制が整っている。

寄付金の募集はこれまで行っていないが、周年事業を契機とした寄付金募集事業を令和 2（2020）年度に計画し、評議員会および理事会の決議を経て令和 3（2021）年度から実施する予定である。また、学校債の発行はこれまでも行っていない。

入学定員充足率および収容定員充足率は短期大学の総合文化学科および人間福祉学科ならびに山形城北高等学校で主に進学（就学）年齢人口の減少などの理由で減少傾向が続いており、入学者数ならびに収容定員が妥当な水準とは言い難い状況である。経営健全化のため、今後も大学運営の基本となる学生確保に積極的に取組み、中長期計画の目標達成による健全経営を目指す。

富澤学園の経営基盤の確立のためには、施設設備整備に係る資金確保と確実な支出計画の策定、実施が求められており、以下の取組みを強力に進めている（備付-115）。

学校法人および短期大学は、第 2 期中長期計画に基づいて適切な時期に予算編成を行い決定している。特に新たな取組みとして、年度内の不測の事態に備えた調整予算枠を設け、弾力性のある実行可能な予算とした。また、経常的経費の支出限度額を管理予算として新たに設け、科目間の予算流用などの執行権限を設置校の長に委ねるなど、さまざまな手法で設置校および法人の柔軟で堅実な予算執行を実施している。

予算決定と同時に、前述の管理予算の配分を各設置校に速やかに示し、設置校の実態に合った事業実施と予算執行が可能となるよう取り組んでいる。

配分された管理予算に基づく所属毎の執行状況はリアルタイムで把握し、短期大学を始め設置校などには例月の理事会において報告を行い、教育現場において適切な予算執行が可能となるよう手段を講じている。

経理と出納事務に関しては、会計事務の正確性の観点から法人本部で一括処理して

おり、会計事務の正確性および公正性と誤りのない帳票管理に重点を置いたシステムを採用している。

課題があれば理事会などに随時報告するため、経理責任者から理事長への報告をタイムリーに行うなど、正確で確実な予算統制が可能である。

資金の管理および運用は、富澤学園資金運用規程および経理関係諸規定に則り、安全かつ適正に執行している。資産および資金管理状況は、毎年度決算関係書類とともに評議員会ならびに理事会で報告し正確を期している。

学校法人予算の特徴から月次試算表を適時作成し、財務状況打合せ等に活用している。また、収入項目の多くは入学および在席学生数で年度内収入が概ね決定し、その後の支出管理が重要であるため、支出の執行状況を理事長に月次報告するとともに、毎月開催の理事会で報告説明することにより適切に管理されている。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

**[注意]**

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

**<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>**

東北文教大学短期大学部は開学以来、常に時代の変化に対応し、地域社会のニーズに応える短期高等教育機関としての役割を果たしてきた。しかし、複数の学科で、ここ数年定員を充足しない状況であるため、将来構想検討委員会を設置して本学の将来像、とりわけ入学者数が減少傾向にある総合文化学科および人間福祉学科について検

討を重ねた。その結果、総合文化学科は当法人が設置している東北文教大学に改組転換の形態で「人間関係学科」として移行し、総合文化学科は廃止する。人間福祉学科は教育課程などをより魅力的なものに変更するとともに、学科名称を「現代福祉学科」として存続することに決定し、手続きと体制整備を行った。

なお、当法人では短期大学のおかれている環境分析を次のように捉えている。

総合文化学科は、専門領域を限定せず地域と学生の多様なニーズに応える「地域総合科学科」として平成 17（2005）年にスタートし、当初の数年間には学生を確保してきた。しかし、「地域総合科学科」の全国的な低迷とも対応するが、多様性が逆に学習内容の不鮮明さとなり、人文・社会を中心にした専門性は持つが、取得できる資格が職業に結びつく有効性がないなどの要因で入学定員未充足の状態が続いている。近年のこれらの状況を考慮し、平成 27（2015）年度に定員を 40 名減じて 80 名に変更したが未充足の状況がその後も継続している。そのため、令和元（2019）年度より入学定員を更に 20 名減じ、60 名に変更した。

人間福祉学科は、介護福祉士養成の学科として明確な方針を持ち、近年の高校生の福祉離れの傾向の中でも社会的ニーズは高いものの、同様の資格取得が可能な専門学校とも競合し、社会経済の低迷もあって平成 23（2011）年度から入学定員を下回る状況となっており、令和元（2019）年度より入学定員を更に 20 名減じて 60 名とする手続きを行った。

一方、子ども学科は、高校生のニーズは高く、基本的に短期大学部としての存在価値を持つ学科といえる。平成 27（2015）年度に他学科の入学定員変更と同時に入学定員を 10 名増の 100 名とした。入学定員充足率は高率を維持しており財政的には最も安定した学科と評価、分析している。

単位：%

| 入学定員充足率 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|---------|----------|-------|---------|
| 総合文化学科  | 72.5     | 95.0  | 73.3    |
| 子ども学科   | 110.0    | 102.0 | 89.0    |
| 人間福祉学科  | 42.5     | 55.0  | 55.0    |
| 平均      | 77.7     | 87.3  | 75.5    |

本学園では平成 28（2016）年度以降に耐震改築工事、耐震補強工事などを集中的に実施したため長期負債が増加している。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」による分析では、令和 2（2020）年度までの 3 か年決算の評価で B0（イエローゾーンの予備的段階）に該当する状況となっている。

平成 30（2018）年度決算までの法人財務状況により学校法人運営調査委員による「経営指導強化指標」に該当したため、運営調査委員のヒアリングを受け経営改善計画を策定したところである。当該計画は令和 2（2020）年 4 月から施行される改正私立学校法の対応と併せて令和 2（2020）年度から実施する内容であり、令和 3（2021）年度以

降に財務面での効果が表れる計画である。

令和元（2019）年度に策定した計画は、改正私立学校法に対応した「学校法人富澤学園第2期中長期計画（2020年度から2024年度）（提出-18）」および経営改善計画としての「経営健全化緊急対策（令和2年度から令和4年度）」（備付-116）である。

学生募集対策と学納金設定は法人事業計画および財務計画の基本となるものであり、県内他大学の学納金状況も勘案し、入学定員充足の学科も含めて現状を分析し設定している。学生募集計画は大学・短期大学において独自の戦略性を持って行われており、入学定員未充足などの状況が発生した場合は現状分析に基づいた補正予算を編成するなど、法人全体予算計画と連動して対応・実行している。

経費支出の多くを占める教職員人件費は、人事計画として法人経営の大きな課題である。教員の人事に関しては教育研究内容と密接な関連性があるため、学部・学科における教員構成および採用補充などの計画は財務的観点も考慮し、学長と理事長との協議で決定している。

また、事務職員などの計画に関しても、大学設置基準および短期大学設置基準の必要数配置を前提に、大学、短期大学などの業務量を把握しながら法人本部で一体的に人事管理を行い適切にコントロールしている。これらについては、中長期計画の中の「職員数と人件費に関する目標」として達成目標を定め取組みを行っている。

施設設備の維持更新計画は法人全体の財務運営計画とも密接に連動するものであり、これまでは当該年度の維持管理計画は策定していたが、中長期的観点で施設設備を維持・整備する計画策定はこれまで行っていない。このため、施設設備の老朽化に対する計画的な維持・補修と更新が課題となっており、令和元（2019）年度中に中長期計画策定のための調査を行い、「施設設備の整備に関する目標」として中長期計画の中で実現に向けて取組みを開始した。

法人経営において外部資金の確保や遊休資産の処分を含む財産管理は非常に重要な要素である。これまで、教育現場における外部研究費確保および施設設備更新などの補助金獲得以外は、外部資金確保に関して積極的な対応がなされてこなかった。これらの課題に対して、今後は周年事業を契機とした寄附金募集事業を実施するための条件整備を行い、令和2（2020）年度に計画を策定し令和3（2021）年度から募集事業を実施する。

資産の見直しは会計事務所および公認会計士の意見などを参考にしながら、毎年適切に実施して対応している。

近年、総合文化学科および人間福祉学科では入学定員未充足の状況が続いており、このことにより短期大学全体でも入学定員未充足の状況となっている。このことから、数次にわたり入学定員の見直しを行っているが、配置する教職員および施設設備の維持管理経費などを考慮すれば最小規模の入学定員状況となっており、バランスの取れた大学運営にとって大きな課題となっている。

年度ごとの入学者変動に対して、施設設備整備および専任教職員の配置は長期の計画に基づいて実行されている。入学者未充足に対応する臨時的緊急的な対応は困難であり、必要な対策としての確な現状分析による抜本的な改組計画が重要との観点から、令和3（2021）年4月を目標にした新たな改組計画に取り組み、法人内手続きと併せて

文部科学省への手続きを完了した。今後も学納金などの収入金額や人件費、施設関係経費などの支出金額を根拠にして均衡のとれた財務内容となるように法人および短期大学の全体で不断の見直しを進めている。

法人財務状況が急激に悪化していることから、令和元（2019）年度中の理事会で法人経営に関する状況説明を行い、経営健全化緊急対策として対応することを決定した。また、この緊急対策については法人全教職員が喫緊の課題として理解して危機意識を持つことが重要との観点から、全教職員に十分な説明を行い、危機意識の更なる共有を図っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

令和元（2019）年度に策定した「富澤学園第2期中長期計画」および「経営健全化緊急対策」の実現・達成に向けて、法人役員および全教職員が共通理解のもとに取り組むことが重要である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

法人の財務状況では運用資産の減少傾向が継続している。令和2（2020）年度から「富澤学園第2期中長期計画」「経営健全化緊急対策」として取組みを開始したが、単年度の事業活動収支計算書における経常収支差額は目標であるプラス転換は達成できなかったが、着実に改善傾向にある。

もう一点は、資産と負債の関係において、設置校の建物建設に伴い資金借入をおこなったが、補助金を含む未収入金などの会計処理も完了して資産が負債を上回る内容となった。建築物の耐震補強対策もすべて完了しており、今後、大きな長期借入は予定していない。

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育資源と財的資源について前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画は以下のとおりである。

- ①校舎の老朽化への対策を検討し、よりよい教育・研究環境の整備に努めていく
- ②財的資源の面からは、学生の定員確保が緊急の課題である

以上、2点に関する対応状況は、①の校舎の老朽化への対策については、随時、必要な補修などの整備を実施してきた。加えて、老朽施設の長寿命化や維持補修費用の平準化を狙いとして、経営健全化緊急対策において「施設設備の整備に関する目標」を設定し、教育施設や研究設備の整備に取り組むこととした。②の学生の定員確保は、さまざまな手立てを講じているが、総合文化学科と人間福祉学科で改善には至っていない。このため、これまで進めてきた将来構想検討委員の検討結果を受け、令和3年度



に向けた学科の改組転換および学科カリキュラムの見直し再編などの手続きを行った。

## (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検・評価をとおして、確認した課題は以下のとおりである。

- ①教員の研究活動に伴う海外出張の取扱いや旅費などに関する事柄を定めた規程を整備すること
- ②同様に、海外留学や海外派遣に関する規程を整備すること
- ③令和元（2019）年度に、本学園の学校法人富澤学園内部監査室より指摘を受けている、大学の各棟の屋上につながる扉を非常時に開錠可能な物とするよう対策を講じること
- ④省エネルギー・省資源対策として、次年度も継続してLED化に努めていくこと
- ⑤セキュリティ対策の指針となる「情報セキュリティポリシー」（最終更新 平成19（2007）年）を時代に合わせて更新すること
- ⑥「リアルタイム型授業」や「オンデマンド型授業」の推進に向けた教員サポートとインターネット回線の更なる充実、学生の情報環境の整備を図ること
- ⑦令和元（2019）年度に策定した「富澤学園第2期中長期計画」および「経営健全化緊急対策」の実現・達成に向けて、法人役員および全教職員が共通理解のもとに取り組むこと

上記に挙げた課題に対する改善計画には、以下のように取り組む。

①と②の課題については、必要事項を精査し、規程の整備に向け取り組む。③の課題は、防災上極めて重要であることから早急に取り組み、改修工事を施す。④のLED化についても順次LEDへの切り替えを進めて行く。⑤の課題については、情報環境推進委員会とコンピュータセンターで連携し、時代に即した「情報セキュリティポリシー」への改訂を進める。

⑥の課題は、令和2（2020）年度中に文部科学省の補助金制度を活用してオンデマンド型授業に必要な情報機器を整備したので、それを活用して実際に「リアルタイム型授業」や「オンデマンド型授業」を実施できるよう教員への技術的サポートを行うことと、インターネット回線の更なる充実を行う。また、学生に対しても情報環境の整備を図る。

最後の⑦の課題については、「学園第2期中長期計画」および「経営健全化緊急対策」で掲げた、「経営指標に関する目標」「教職員と人件費に関する目標」「施設設備の整備に関する目標」の三つの目標を念頭に、既に令和2（2020）年度から教職員一丸となった取組を実施している。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## ＜根拠資料＞

## 備付資料

117. 理事長個人調書、118. 平成 30 年度学校法人実態調表、119. 令和元年度学校法人実態調査、120. 令和 2 年度学校法人実態調査、121. 理事会議事録

## 備付資料－規程集

1. 学校法人富澤学園寄附行為、47. 学校法人富澤学園資金運用規程

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

## ＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長の選任は、寄附行為にしたがい、理事会における理事総数の過半数の議決により選任され、理事長は、学園の建学の精神・教育理念および教育目的・目標を理解し、かつ法人運営・経営についての見識も高く、学園の充実・発展に寄与できる者で

ある（備付-規程集 1）（備付-117、118、119、120）。

寄附行為第 14 条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」、同第 15 条に「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」と定め、業務を遂行している。

寄附行為第 33 条第 2 項に「理事長は毎会計年度終了後 2 月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。」と定め、毎年 5 月開催の理事会で前年度決算および事業報告を議決、評議員会において報告し、意見を求めている。

寄附行為第 11 条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、定例および臨時の理事会を開催し、法人の業務を決している。

理事会の開催は、寄附行為第 11 条第 3 項「理事会は、理事長が招集する」、同第 6 項「理事会に議長を置き、理事長をもってあてる」に基づき、理事長は定例の理事会を開催し、議長を務め業務を決している。また、寄附行為第 11 条第 4 項「理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内にこれを招集しなければならない」に基づき理事長は、臨時の理事会を開催し、議長を務め業務を決することとしている。このように理事長は、本法人を代表し、その業務を総理している。

認証評価機関における認証評価を受けることは学校教育法第 109 条において規定され、寄附行為第 3 条第 1 項に「建学の精神『敬・愛・信』に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、建学の精神の実現と、人間性豊かで創造的活力に溢れる人材の育成を目的とする」と定め、教育基本法および学校教育法の遵守を寄附行為に規定している。よって本法人の理事会はそれらの法令を遵守すべく、第三者評価に対する責任を負っている。

理事会の事務を担当する部署として理事長のもとに法人本部事務局を設置し、寄附行為、学則と各種規程などに関する業務、人事に関する業務、経理に関する業務を担当し、適宜必要な情報を収集、本部事務局経理課課長は、日本私立短期大学協会財務委員として短期大学発展のために必要な情報を積極的に収集し、学内関係部署に情報提供を行っている。

寄附行為第 3 条に「この法人は、本学園の建学の精神『敬・愛・信』に基づき、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、建学の精神の実現と、人間性豊かで創造的活力に溢れる人材を育成することを目的とする。」と定め、教育基本法および学校教育法にしたがうことを規定しており、各教育機関の運営に関する法的責任があることを認識している。

理事会は、学校法人運営および短期大学運営に必要な規程を整備し、その制定および改廃については理事会の議決を必要とすることとしている（備付-121）。

理事は、寄附行為・その他諸規程にしたがい建学の精神を理解し、法人運営・経営について見識を有する者および学識経験者を選任し、財務および教務面において貴重な意見を頂いている。

理事は寄附行為第 6 条第 1 項の第 1 号から 3 号の区分から選任され、役員を選任に関しては、寄附行為第 6 条第 1 項および第 7 条第 1 項において規定し、私立学校法第

38 条（役員を選任）の規定に基づき理事および監事が選任されている。

寄附行為第 10 条第 1 項に「役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。」と定め、同第 2 項で「役員は次の事由によって退任する」として「学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。」として欠格事由の規定を準用している。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

令和 2（2020）年度以降の学園全体の課題としては、以下の項目が挙げられる。

- ①入学定員が充足されていない学科の安定的な学生確保
- ②短期大学部を始めとする、設置校全てにおける収容定員規模の再確認と見直し
- ③学園全体の経常収支の改善
- ④富澤学園第 2 期中長期計画の確実な推進と評価、ならびに第 3 期中長期計画策定に向けた取組み

いずれの課題も教職員の協力と詳細な状況分析が必要であり、関係者との十分なコミュニケーションに基づいて内容を把握・理解し、リーダーシップを発揮して決断・推進していくことが求められる。

令和元（2019）年度から進めている理事会の毎月開催や関係資料の事前配布などの理事会改革を今後も推進するとともに、内部監査室設置や組織内人事交流の活発化などの内部組織体制の見直しも、課題解決および実行のための重要な要素であることから、今後も継続した取組みを行う。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

現在、ガバナンスは健全に機能している。令和元（2019）年 10 月に理事長直属の部署として内部監査室を設置し、内部監査を行った。令和 2（2020）年度は内部監査のさらなる充実を目指して他学園・短期大学の視察を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で実施できなかった。

#### [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

##### <根拠資料>

##### 備付資料

1. 学長式辞、7. 教務・事務サポートシステム、110. 令和 2 年度職務分掌、122. 学長の個人調書、123. 平成 30 年度教授会議事録、124. 令和元年度教授会議事録、125. 令和 2 年度教授会議事録、126. 委員会等の議事録、127. 令和 3 年度職務分掌

## 備付資料－規程集

2. 学校法人富澤学園組織規程、19. 学校法人富澤学園東北文教大学短期大学部学長選考規程、52. 東北文教大学短期大学部学則、53. 東北文教大学短期大学部 教授会運営規程、112. 学科規程

### [区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

### <区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、文学修士の学位を持ち、専門とする日本語学に関する多数の研究論文の発

表、また学識経験者として地方公共団体の各種審議会委員を務めるなど優れた学識を有するとともに、前任大学で学部長や評議員として大学運営に携わった豊富な経験があり、大学運営に関し高い識見を有している。そのため、短期大学基準第 22 条の 2 に該当しているといえる（備付-122）。

学長は創設者が掲げた建学の精神「敬・愛・信」を深く理解し尊重して、その精神が教育と研究に反映されるよう、年度はじめの教授会における学長挨拶や入学式、学位授与式の式辞（備付-1）などさまざまな機会を通じて教職員ならびに学生・保護者に共有を図り、短期大学の向上・充実に向け努力している。

学生に対する懲戒については、学則第 56 条に定めており、学長は、教授会の審議を経て決定している。

学長は、学校教育法第 92 条および学校法人富澤学園組織規程（備付-規程集 2）に基づき、大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を持って校務をつかさどっている。また、学校教育法第 92 条および学校法人富澤学園組織規程に加え、学則第 8 章に基づき、教職員組織を編成し、所属職員を統督している。これにより、学習成果を獲得するための教学運営体制が整えられている（提出-2）（備付-規程集 52）。

学長は学校法人富澤学園東北文教大学短期大学部学長選考規程（備付-規程集 19）に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

教授会は、学則第 9 章および教授会運営規程によって、審議機関として位置づけられている。また、これら規程に則り、適切に運営されている（提出-2）（備付-規程集 52、53）。

学長は、教授会において教授会構成員が意見や質問を述べられるよう、事前に審議・報告事項をメール配信し、事前周知に努めている。また、教授会で配付される次第と資料は、回収資料を除き、「教務・事務サポートシステム」（備付-7）上に掲載している。

学長は、教授会運営規程第 5 条（備付-規程集 53）に定められた、学生の入学、卒業および課程の修了、学位の授与、教育および研究に関する事項、学生の単位の認定および学業評価に関する事項、学生の厚生補導および賞罰に関する事項、学則その他重要な規則の改正・改廃に関する事項などについて、教授会の意見を聴取した上で決定している。

教授会は教授会運営規定に基づき、定例として毎月 1 回招集され、必要があれば臨時教授会を招集する。また、必要があれば併設の東北文教大学と合同で教授会を開催する。

教授会議事録は書記（事務職員）が記録し、議事録署名人（教員）が署名して、事務局総務課が保管している（備付-123、124、125）。

本学の教授会は常に三つの方針に対する認識を確認し、学習成果を上げるために必要と思われる種々の課題を検討している。各学科の教育目的・目標と三つの方針は学科規程（備付-規程集 112）に記載されており、教員の理解と認識を得ている。その上で、学生たちの学習成果を上げるためにさまざまな方策が採られている。

教授会には各種委員会が置かれ、教員はいずれかの委員会または複数の委員会に配属されている。加えて、各種研究センターへの配属もある。委員会や研究センターに

は運営規程を設け、必要に応じ適宜改訂している。常設委員会の他に、学長は必要に応じて特別小委員会またはワーキング・グループを組織して、さまざまな事案の検討を行っている（備付-126）。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

令和3（2021）年度から「総合文化学科」の学生募集を停止した。また、「人間福祉学科」は「現代福祉学科」へと学科名を変更し、人材育成の分野と教育内容を拡充させた。この改編の目的は、少子高齢化と他県への若者の人口流出が進む山形県の状況を鑑み、広く福祉分野で活躍する人材の育成が本学の使命であるとの認識に立ち、「子ども学科」も含めて、これから地域社会に求められる人材の育成強化を地域社会に明示することにある。そのことが、ひいては短期大学部への入学者を安定的に確保につながることを企図している。

今後は、「子ども学科」と「現代福祉学科」が人材育成において共通の基盤に立っていることを深く自覚し、目的・目標を教職員が共有して、教育研究力の強化と入学者数の増加に向けた活動を活発にしていくことが求められる。そのためには、両学科が双方の特色を踏まえつつも連携や協働をよりいっそう進められるようリーダーシップを図っていくことが課題であると捉えている。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特定の課題に対応するための学長特別補佐と若手人材養成を目的とする学長補佐の職を置いている。学長特別補佐からは、学長のリーダーシップを発揮するための助言・提言を得ている。また、学長補佐については、毎年各学科1名の若手教員を中心に構成し、大学の課題の把握や広報のあり方などについて自由な意見交換をできる場を設け、若手人材とのコミュニケーションと人材養成の両面で効果を得ている。

大学の規模的なメリットを生かすべく、評議委員会、自己点検・評価委員会、入試委員会、人事委員会、情報管理委員会、国際交流委員会などの主要な委員会は、学長が委員長として直接にリーダーシップを発揮し、組織運営上の役割を果たしている。

短期大学部の教員の研究環境を向上させ、とりわけ若手教員の研究を促進させるために、これまで教員の職位によって異なり併設大学よりも低額であった研究費の上限額を引き上げ、一律化した。

教員の教育力を高めるための「教育開発センター」と同様に、本学教員の研究力の向上を目的とする「研究開発センター」を令和3（2021）年度から設置することにし、教職員の研究に関する支援と研修が組織的・恒常的に行えるよう体制を整備した（備付-108、127）

#### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

#### <根拠資料>

備付資料

128. 監査報告書、129. 平成 30 年度評議員会議事録、130. 令和元年度評議員会議事録、131. 令和 2 年度評議員会議事録

## 備付資料－規程集

### 1. 学校法人富澤学園寄附行為

#### [区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

#### <区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、寄附行為第 7 条第 2 項に定める「監事は、次の各号に掲げる職務を行う」との監事の職務に関する規定に基づき、同項第 1 号により業務の監査、同項第 2 号により財産の監査を適宜行っている（備付-128）（備付-規程集 1）。

また、同項第 6 号において、「この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」と規定しており、監事は理事会および評議員会に出席し、必要に応じて監事としての意見を述べている。

監事は、同項第 3 号「この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」により、理事会および評議員会に監査意見書を提出している。さらに同項第 4 号「第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときには、文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」、同項第 5 号「前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること」により法人の業務・財産に関する不正行為・法令違反について監視する業務を行っている。なお、これまで本法人においてはこれに関する報告書の提出はない。

#### [区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数 7 の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。



### <区分 基準IV-C-2 の現状>

寄附行為第 18 条第 1 項で評議員会の設置、同項第 2 項において評議員会の構成を規定し、理事定数（7 人以上 12 人以内）の 2 倍を超える規定を設け、私立学校法第 41 条第 2 項の「評議員会は、理事の定数の 2 倍をこえる数の評議員をもって、組織する」に準拠し、適正に対応している。評議員は、寄附行為第 22 条第 1 項 1 号から 6 号の選任条項に基づき、理事現員の 2 倍を超える評議員により組織されている。

寄附行為第 20 条において理事長の評議員会諮問事項を規定し、同条第 1 項第 1 号から第 9 号の意見具申に関する項目に基づいて理事長は理事会に先立ち意見を求め、私立学校法 42 条の規定に基づき評議員会に諮問している（備付-129、130、131）（備付-規程集 1）。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

### <区分 基準IV-C-3 の現状>

本学では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育情報をホームページで公表している（ホームページアドレス：<http://www.t-bunkyo.jp/>、情報公開ページアドレス：<http://www.t-bunkyo.jp/aboutus/disclosure>）。

項目は、①大学の教育研究上の目的、②教育研究上の基本組織に関すること、③教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位および業績に関すること、④入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数ならびに進学者数および就職者数その他進学および就職などの状況に関すること、⑤授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画に関すること、⑥学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たって基準に関すること、⑦校地、校舎などの施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること、⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること、⑨大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康などに係る支援に関することの 9 項目である。

また、財務情報については、私立学校法第 47 条第 1 項および同第 2 項の規定に基づき、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、在学生や保護者など関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監事による監査報告書などを、本学園のホームページ（アドレス：<http://tomizawa.ac.jp/informaition/>）で公開している。

なお、本学園では、ホームページに私立学校法に規定する内容に加え、より積極的な対応として「学校法人の計算書類について」の説明および財務比率表を作成している。

### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

関係法令にしたがい、適切に教育情報や財務情報を公表・公開していることから、高い公共性と社会的責任を果たしていると捉えており、特段の課題意識は持っていない。

#### <テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

#### <基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

リーダーシップとガバナンスについて前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画は以下のとおりである。

- ①各職位におけるリーダーシップ発揮のための人材育成の取組みを行う
- ②子ども学科について定員増の申請を行う

以上、2点に関する対応状況は、①組織の再編を行い、学監に変わる学部長を新設した他、学長特別補佐、学長補佐を新設し、次代の担い手になる若手教職員の登用を積極的に行って人材育成に取り組むとともに、学長のリーダーシップを強固に発揮できる体制を構築した。

また、②平成27（2015）年度より子ども学科の定員を変更し、平成30（2018）年度には総合文化学科及び人間福祉学科の再編及び入学定員の見直しを行った。

更に令和2（2020）年度には長期的展望に沿って短期大学全体におよぶ改革に着手し、総合文化学科では設置校である東北文教大学に改組転換で学科異動を行い、また、人間福祉学科においてはカリキュラムの変更と、それに伴う学科名称変更などの改革を進めた。

##### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検・評価をとおして、確認した課題は以下のとおりである。

###### 【理事長のリーダーシップの課題】

- ①入学定員が充足されていない学科の安定的な学生確保
- ②短期大学部を始めとする、設置校全てにおける収容定員規模の再確認と見直し
- ③学園全体の経常収支の改善
- ④富澤学園第2期中長期計画の確実な推進と評価、ならびに第3期中長期計画策定に向けた取組み

###### 【学長のリーダーシップの課題】

- ⑤「子ども学科」と「現代福祉学科」による一体的、協働的な大学運営が可能と

なるよう、両学科による教育研究力の強化と入学者数の増加に向けた活動を活発にしていく

上記に挙げた課題に対する改善計画には、以下のように取り組む。

理事長のリーダーシップに関する課題については、いずれも教職員の協力と詳細な状況分析が必要であり、関係者との十分なコミュニケーションに基づいて内容を把握・理解し、リーダーシップを発揮して決断・推進していく。また、令和元（2019）年度から進めている理事会の毎月開催や関係資料の事前配布などの理事会改革を今後とも推進するとともに、内部監査室設置や組織内人事交流の活発化などの内部組織体制の見直しも、課題解決および実行のための重要な要素であることから、今後も継続した取り組みを行う。

学長のリーダーシップに関する課題については、両学科の特色を踏まえつつ、連携や協働をよりいっそう進められるよう組織体制を強化し、学長としてのリーダーシップを図っていく。